

函館市の保健衛生

平成 23 年版

市立函館保健所

函館市民憲章

わたくしたちは、北海道の文化発祥の地、函館に住む市民です。

山と海にかこまれた美しい自然を誇り、すぐれた市民性をはぐくんできた函館を、いっそう住みよい都市に発展させるため、わたくしたち市民とまちの理想像をかかげ、ここに市民憲章を定めます。

- 1 真心あふれる函館市民、あたたかいまち
- 1 健康で働く函館市民、にぎわうまち
- 1 文化を誇る函館市民、はぐくむまち
- 1 自然を生かす函館市民、きれいなまち
- 1 郷土を愛する函館市民、のびゆくまち

(昭和52年5月3日制定)

スポーツ健康都市宣言

わたくしたち函館市民は、スポーツと健康づくりを通じて、からだと心を鍛え、活力あふれるまちづくりをめざし、ここに「スポーツ健康都市」を宣言します。

- 1 スポーツと健康づくりに励み、たくましいからだと豊かな心を育てます。
- 1 スポーツと健康づくりに親しみ、明るくすこやかな生活を営みます。
- 1 スポーツと健康づくりを通じて、友情とふれあいの輪を世界に広がめます。

(平成4年10月10日制定)

いきいき長寿都市宣言

憲法にうたわれている基本的人権が尊重され、いつまでも生きがいを持ち、健やかに暮らせる社会を築くことは、わたくしたち函館市民みんなの願いです。

美しい自然に恵まれ、何よりも福祉を大切にすることのうちに、共に力を合わせて、心から長寿を喜び合えるまち函館を実現することをめざし、ここに「いきいき長寿都市」を宣言します。

- 1 長い間社会の発展に尽くしてきた高齢者が、敬愛され、尊重されるまちをめざします。
- 1 豊かな知識と経験をもった高齢者が、社会の一員として自らいきいきと活動できるまちをめざします。
- 1 家庭のやすらぎと地域の温かさに包まれて暮らせるやさしいまちをめざします。
- 1 生活をより豊かにする保健、医療福祉などが充実され、いつまでも健康で安心して暮らせるまちをめざします。
- 1 だれもがひとしく憩い、集い合う安全で快適に暮らせるまちをめざします。

(平成6年12月10日制定)

目 次

【概 況 編】

1	函館市の概況	
■	位置, 市勢	1
■	人口および世帯数の推移	2
■	年齢階級別人口	2
■	人口動態	2
2	函館の保健衛生史	3
3	保健所の沿革	6
4	組織機構	
(1)	機 構	10
(2)	職員数	11
(3)	事務分掌	12
5	保健所関連施設	14
6	予 算	15
7	各種協議会・専門委員会	
(1)	市立函館保健所運営協議会, 各種専門委員会	16
(2)	市立函館保健所感染症診査協議会	16
(3)	函館市予防接種健康被害調査委員会	17
(4)	函館市エイズ対策推進協議会	17
◇	「健康はこだて21」(改訂版)の概要	18

【保健衛生編】

1	母子保健	
(1)	健康診査	22
(2)	健康相談	24
(3)	保健指導	27
(4)	医療援護	30
2	成人保健	
(1)	健康手帳の交付	32
(2)	健康診査等	33
(3)	健康教育	37
(4)	健康相談	38
(5)	訪問指導	39
(6)	たばこ対策	40

3	栄養改善	
	(1) 栄養改善指導	41
	(2) 給食施設指導	41
	(3) 健康教育	42
	◇ はこだてげんきな子 食育プラン(函館市食育推進計画)の概要	43
4	歯科保健	
	(1) 集団健診	45
	(2) 個別健診	46
	(3) 健康教育	46
5	精神保健	
	(1) 精神障がい者把握数	47
	(2) 精神保健福祉相談事業	48
	(3) 社会復帰支援事業	48
	(4) 精神障がい者福祉サービス	49
	(5) 家族支援	49
	(6) 普及、啓発事業	50
	(7) 自殺予防対策事業	50
6	認知症対策	
	(1) 認知症相談	51
	(2) 家族のための認知症介護講座	51
	(3) 函館地区高齢者のためのSOSネットワークシステム「ぬくもりネットワーク」	51
	(4) 普及・啓発事業	52
	(5) 認知症予防教室(わいわい倶楽部)	52
7	難病対策	
	(1) 特定疾患治療研究事業, 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	53
	(2) ウイルス性肝炎進行防止対策医療給付状況	54
	(3) ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業	54
	(4) 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業	55
	(5) 難病患者在宅療養支援計画策定・評価事業	55
	(6) 難病患者訪問相談事業	55
	(7) 難病患者訪問指導(診療)事業	56
	(8) 難病医療相談事業	56
	(9) 難病患者サポート教室	56
	(10) 難病患者等居宅生活支援事業	56
8	感染症予防	
	(1) 感染症発生届出数	57
	(2) エイズ・C型肝炎・B型肝炎	58
	(3) エキノコックス症	58
	(4) 結核	58
	(5) 予防接種	61
9	保健師活動	
	(1) 健康相談	62
	(2) 健康教育	62
	(3) 家庭訪問	63
	(4) 健康診査	63

1 0	地域健康づくり	
	(1) 市民健康づくり推進員の育成	64
	(2) ヘルスメイトの育成	64
	(3) ウォーキングマップの作成	64
	(4) 健康講座の開催	65
	(5) 健康体操「函館いか踊り体操」の普及	65
	(6) 健康はこだて21講演会	65
	(7) 市民健康まつり	66
	(8) 市民健康教室	66
	(9) 広報・啓発活動	66
1 1	口腔保健センター	
	(1) 障がい者（児）歯科診療	68
	(2) 休日救急歯科診療	69
1 2	健康増進センター	70
1 3	夜間急病センター	71
1 4	実習および研修の受け入れ	
	(1) 学生指導	73
	(2) 医師臨床研修	73
	(3) その他	73

【生活衛生編】

1	環境衛生	
	(1) 施設および監視指導	74
	(2) 市民相談	76
	(3) 「函館市空き地の雑草等の除去に関する条例」の制定・施行	76
2	食品衛生	
	(1) 監視指導対象施設数	77
	(2) 監視指導状況	77
	(3) 食品検査	80
	(4) 苦情処理	81
	(5) 食中毒	81
	(6) 食肉検査	82
	(7) 衛生教育	82
3	動物衛生	
	(1) 畜犬の登録・予防注射等	83
	(2) 畜犬等に関する相談・苦情	83
	(3) 施設および監視指導	83
4	医務・薬事	
	(1) 医務関係	84
	(2) 薬事関係	86
	(3) 献血	87
	(4) 薬物乱用防止に関する広報・啓発活動	87
5	衛生試験所の業務	88

【統計編】

第1章	人口動態統計	
1	人口動態の概要	89
2	出生	92
3	死亡	95
4	乳児死亡・新生児死亡	106
5	死産	108
6	周産期死亡	109
7	婚姻・離婚	110
第2章	母体保護統計	
1	不妊手術	111
2	人工妊娠中絶	112
第3章	食中毒統計	113
第4章	医療関係統計	
1	医療施設	114
2	医療従事者数	115
3	人口10万人対でみた指標	115



本書を利用される皆様へ

- 1 本書は，平成22年（年度）の数値を記載したものである。
なお，資料中の年表示は，暦年については1月1日～12月31日，年度は4月1日～翌年3月31日を示すものである。
- 2 数値の単位未満，平均値および指数等の算出方法は，四捨五入を原則としたため，合計数値とその内訳の累計値とは一致しない場合がある。
- 3 統計表中で使用した一般的な記号の用途は次のとおりである。
 - 「0」 ……単位未満のもの
 - 「-」 ……皆無，または該当数字のないもの
 - 「…」 ……資料がないか不明のもの
 - 「・」 ……計数のありえないもの





I 概 況 編

- 1 函館市の概況
 - 2 函館の保健衛生史
 - 3 保健所の沿革
 - 4 組織機構
 - 5 保健所関連施設
 - 6 予 算
 - 7 各種協議会，専門委員会
- ◇ 「健康はこだて21」（改訂版）の概要



1 函館市の概況

■位 置

函館市は、北海道の渡島半島南端部に位置し、総面積677.94Km²、東・南・北の三方を太平洋・津軽海峡に囲まれ、気候は、積雪量も比較的少なく、温暖で恵まれた自然環境を有する生活しやすい地域である。

特に、函館市民の憩いの場ともなっている函館山は、この地帯を北限とする杉をはじめ、動植物の宝庫であるため、学術的にも貴重で四季を通じて自然観察ができる。

■市 勢

当市は、安政6年（1859年）日米修好通商条約により、横浜・長崎とともに日本最初の国際貿易港として海外に門戸を開き、いち早く西欧文化を取り入れるなど、長い歴史と文化を有する街である。いま、当地域は、交通新時代に対応した北海道新幹線鉄道の早期開業の実現と自動車道の高速交通ネットワーク形成など、総合交通体系の整備拡充を図るとともに、観光資源・施設やコンベンション機能の拡充を図り、世界に通用する通年・滞在型観光を目指した国際観光都市づくりを進めている。

また、平成16年12月1日に近隣4町村との合併により、人口約30万人の新「函館市」が誕生し、豊かな海を擁する国内屈指の水産都市となった。

加えて、平成17年10月1日には中核市となり、より一層のスケールアップが図られ、21世紀のまちづくり構想として、各種施策に取り組んでいる。

保健分野においても、赤ちゃんからお年寄りまでの全ライフステージを通じた健康づくりの場、総合的な保健サービスが提供できる拠点施設として、平成15年4月に函館市総合保健センターがオープンした。

さらには、「函館市高齢者等保健・医療・福祉計画」や「函館市母子保健計画」を包括した「次世代育成支援行動計画」の策定をはじめ、「健康はこだて21」や「函館市食育推進計画」の策定など、市民のだれもが健康的に暮らせるまちづくりをめざしている。

■位置と面積



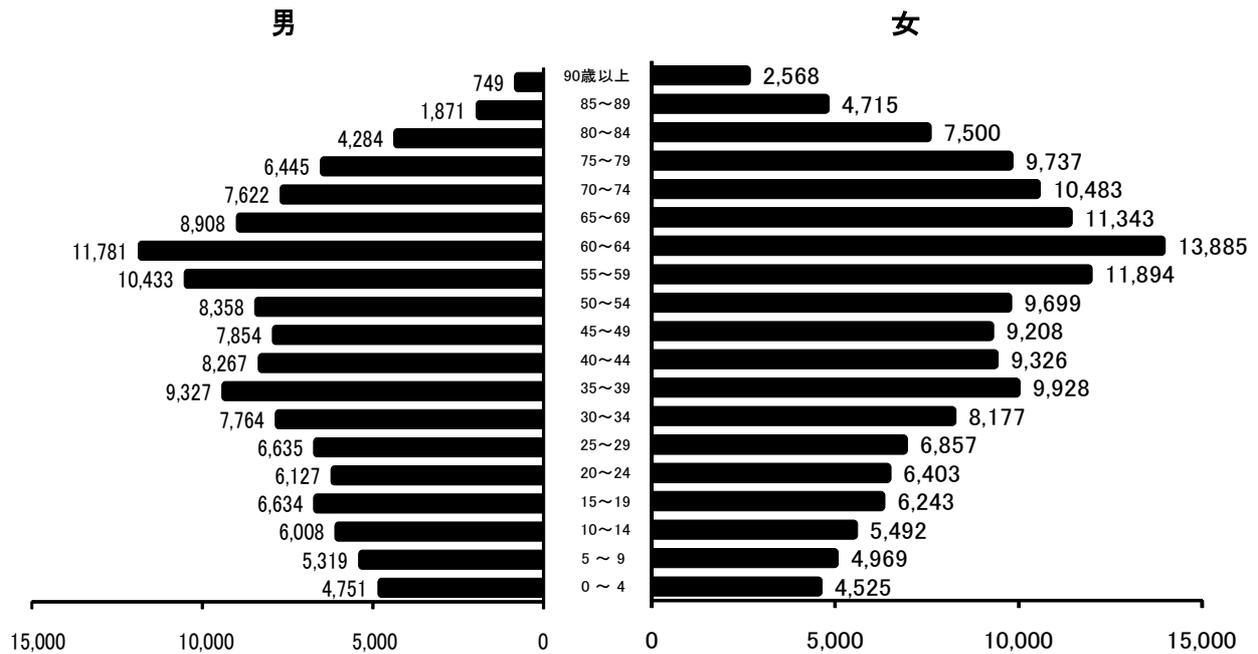
位置
東経140度44分/北緯41度46分
面積
677.94Km ²

注：位置の基点は市役所所在地

■人口および世帯数の推移

年次	世帯数	人口			備考
		総数	男	女	
昭和40年	63,964	243,418	114,958	128,460	国勢調査(第10回)
45年	69,967	241,663	113,623	128,040	"(第11回)
50年	96,723	307,453	145,386	162,067	"(第12回)
55年	107,538	320,154	151,468	168,686	"(第13回)
60年	110,703	319,194	149,253	169,941	"(第14回)
平成2年	114,093	307,249	141,771	165,478	"(第15回)
7年	119,277	298,881	137,305	161,576	"(第16回)
12年	121,779	287,637	131,725	155,912	"(第17回)
13年	130,203	287,742	132,781	154,961	住民基本台帳記載人口(9月30日)
14年	131,249	286,181	131,986	154,195	"(")
15年	132,260	284,201	130,906	153,295	"(")
16年	133,478	282,637	130,241	152,396	"(")
17年	140,430	297,280	137,245	160,035	"(")
18年	140,928	293,883	135,274	158,609	"(")
19年	141,341	290,572	133,383	157,189	"(")
20年	141,891	287,194	131,634	155,560	"(")
21年	142,370	284,546	130,386	154,160	"(")
22年	142,774	282,089	129,137	152,952	"(")

■年齢階級別人口



(平成22年9月30日住民基本台帳)

■人口動態

年次	出生			出生率	死亡			死亡率	自然増加	死産	婚姻	離婚
	総数	男	女		総数	男	女					
平成18年	1,947	1,001	945	6.6	3,201	1,687	1,514	10.9	-1,254	94	1,500	729
19年	1,948	984	964	6.7	3,106	1,669	1,437	10.7	-1,158	90	1,427	717
20年	1,891	989	902	6.7	3,233	1,676	1,557	11.4	-1,342	97	1,402	656
21年	1,889	982	907	6.6	3,322	1,710	1,612	11.7	-1,433	87	1,427	642
22年	1,825	921	904	6.5	3,424	1,764	1,660	12.1	-1,599	83	1,320	636

※平成22年は概数

2 函館の保健衛生史

西暦	年号	記 事
1454	享徳 3年	河野征通，渡道してウスケシ（宇須岸）に館を築く。この館の形が箱に似ていたため，この地を“箱館”と呼んだという。
1793	寛政 5年	6月，ロシア使節ラックスマン，エカテリナ号で箱館に入港。
	文政年間	中川五郎治，露国より種痘の法の伝授をうけ帰国。
1824	文政 7年	天然痘流行。
1854	安政元年	日米和親条約締結。箱館，下田開港ときまる。ペリー艦隊箱館入港。
1855	2年	日米和親条約による補給港として開港。7月，津波。
1858	5年	米国人外科医G. M. ヘーツ来住。ついで露国医師も来て箱館の医術進歩する。
1859	6年	日米修好通商条約により6月2日（太陽暦7月1日）長崎，横浜とともに，わが国最初の貿易港として開港。 娼妓のため梅毒療法を実施。
1860	万延元年	山ノ上町に箱館医学所を着工，翌年，竣工（現在の市立函館病院の前身）。
1861	文久元年	5月，犬疫流行。
1867	慶応 3年	5月，医学に長じた栗本匏庵，箱館奉行となり，6月フランスに派遣される。
1869	明治 2年	蝦夷を北海道と改称。開拓使出張所を函館に置き「箱館」を「函館」に改めたという。 10月，函館病院で強制種痘をはじめめる。
1872	5年	4月，開拓使外科医長スチュワルド・エルドリッジが函館病院に着任。 8月，函館病院内に医学校を設け，官私費生を募集。
1873	6年	7月，遊廓の梅毒検査実施。
1875	8年	2月，函館地方に天然痘が発生したが，防疫に努めたことにより大流行には至らなかった。
1877	10年	コレラ流行，11月終息。患者81名中69名死亡。
1878	11年	12月，函館病院が芝居町（現船見町）の火事により類焼。
1879	12年	8月，コレラ流行，10月終息。患者102名中84名死亡。
1881	14年	7月，公立函館病院竣工。
1882	15年	6月，コレラ流行，10月終息。患者203名中145名死亡。 7月，検疫事務所を函館病院内に置く。
1885	18年	12月末現在，県立函館病院・公立豊川病院・私立梅毒病院・私立潮止病院の4病院医員19名，外に開業医61名，外国人医師1名，助産婦28名。 脚気患者889名，死亡98名。
1886	19年	7月，コレラ流行，11月終息。患者1,022名中846名死亡。 7月，天然痘流行，患者数100名中死者3分の1，翌年6月終息。
1889	22年	9月20日，上水道工事竣工。
1891	24年	天然痘再度流行し，26年に終息するまでに患者多数を出す。
1895	28年	赤痢流行，患者53名。
1899	32年	9月，コレラ流行，患者55名。衛生組合を設ける。 10月，区制実施（自治制）。
1900	33年	5月，函館病院焼失。
1902	35年	3月，区立伝染病院東川町（現新川町）に落成。 9月，コレラ流行。
1905	38年	9月，赤痢流行，39年最も激烈となり200名の患者を出したが，41年に至り減少，42年には2名にしかすぎなかった。 11月，函館病院新築。
1907	40年	8月，東川町より出火，焼失戸数12,390戸。函館病院も類焼。
1908	41年	1月，馬匹胸疫発生，6月流行終息。

1908	41年	4月, 精神病室, 函館病院から独立して区立函館精神病舎となる。
1909	42年	6月, 函館病院再築完成, 開業。
1911	44年	12月, レントゲン装置完成。
1918	大正 7年	スペインかぜ (A/H1N1) 流行。
1922	11年	8月, 市制施行。人口148,855人。
1934	昭和 9年	3月, 函館大火 (住吉町より出火)。24,186戸焼失。死者2,054人, 行方不明662人。
1939	14年	湯川町を編入。
1946	21年	銭亀沢村の一部を函館に編入。 発疹チフス・天然痘流行。
1949	24年	亀田村字港地区を函館に編入。
1950	25年	発疹チフス流行。
1954	29年	9月, 台風15号来襲, 青函連絡船洞爺丸沈没による死者をはじめ, 多大の被害をうけた。
1957	32年	アジアかぜ (A/H2N2) 流行。
1960	35年	5月, チリ地震津波来襲, 最高水位2.13メートルにおよび臨港倉庫, 工場, 住宅が浸水被害をうけた。
1965	40年	9月, 水害発生。降雨量224.2mm (2日~7日), 流失1棟, 半壊1棟, 床上浸水976戸, 床下浸水4,806戸, 死者1名, 負傷者5名, その他被害は, 湯川町・谷地頭町をはじめ全市におよんだ。
1966	41年	12月, 銭亀沢村と合併。
1968	43年	香港かぜ (A/H3N2) 流行。 5月, 十勝沖地震発生, 震度5。学校をはじめ市内一円に多大の被害をうけた。津波により朝市 (若松町) が浸水の被害をうけた。
1970	45年	11月, 第22回北海道公衆衛生学会を, 函館市民会館において開催。
1973	48年	12月, 亀田市と合併。
1977	52年	5月, 函館市民憲章制定。
1989	平成元年	5月, 老人保健施設が医療法人により市内で初めて開設。 11月, 市立函館病院分院ディ・ケア棟完成。
1992	4年	10月, 「スポーツ健康都市宣言」を制定。 10月, 訪問看護ステーションが社団法人北海道総合在宅ケア事業団により市内で初めて開設。 11月, 第45回北海道公衆衛生学会を, 函館市民会館において開催。
1994	6年	2月, 「函館市高齢者等保健・医療・福祉計画《いきいき長寿プラン21》」を福祉部等と策定。 12月, 「いきいき長寿都市宣言」を制定。
1995	7年	8月, 大雨による水害発生。降雨量162.0mm (27日~28日), 床上浸水69世帯, 床下浸水351世帯, 死者1名, 傾斜地の崩壊27件, その他被害は新湊町, 谷地頭町をはじめ全市におよんだ。
1997	9年	2月, 「障害者に関する新函館市行動計画」を福祉部等と策定。 8月, 第46回北海道公衆衛生大会を, 函館市民会館において開催。
2000	12年	2月, 「第2次函館市高齢者等保健・医療・福祉計画, 函館市介護保険事業計画」を福祉部等と策定。 4月, 介護保険制度開始。 10月, 市立函館病院を移転新築。 10月, 第44回精神保健北海道大会を, 函館市芸術ホールにおいて開催。 11月, 特例市に移行。
2003	15年	3月, 「健康はこだて21」および「第2次函館市母子保健計画」を策定。

西暦	年 号	記 事
2004	16年	1 2月1日, 戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町と合併。
2005	17年	2月, 「函館市次世代育成支援行動計画」を福祉部等と策定。
2007	19年	10月1日, 中核市に移行。
2008	20年	10月, 「函館市総合計画」を企画部等と策定。
2009	21年	9月, 「健康はこだて21(改訂版)」を策定。
2010	22年	新型インフルエンザ(A/H1N1)流行。函館市新型インフルエンザ対策本部を設置し, 各種対策を講ずる。
2011	23年	6月, 「函館市温泉資源保護指針」を策定。
		3月, 東北地方太平洋沖地震発生, 震度4。津波により函館駅前地区からベイエリア地区一帯が大きな被害を受けた。
		3月, 「函館市食育推進計画」を策定。

3 保健所の沿革

昭和12年 4月15日	北海道庁立函館健康相談所（千歳町2番地）を開設し、主として結核を中心とする予防対策を行う。
19年10月 1日	北海道庁所管の函館健康相談所および健康保険相談所ならびに通信省所管の簡易保険健康相談所を合併し、保健所法による北海道函館保健所（千歳町2番地）として新発足。その担当区域は、函館市・大島村・小島村・松前町・大沢村・吉岡村・福島町・知内村・木古内町・茂別村・上磯町・大野村・七飯村・亀田村・銭亀沢村・戸井村・尻岸内村・楳法華村・臼尻村・尾札部村・鹿部村の1市4町16村と定められ、この地区の公衆衛生業務を行う。
21年 8月31日	函館簡易保険健康相談所（新川町99番地）を、第2保健所と改称する。 規則改正により、北海道庁函館治療院（大森町37番地）は廃止され、保健所における性予防の一貫として併合運営することとなり、第3保健所と改称する。
22年 5月 3日	新憲法および地方自治法の施行により、従前、警察署で所管していた旅館、浴場、飲食営業等の許可関係事務および保健衛生に関する業務が、保健所に移管される。
23年 6月10日	保健所法施行令の公布により、道立函館保健所を函館市に移管し、市立函館保健所（C級）として設置される。
9月 1日	函館市予算による名実共に市立函館保健所として発足。所長・次長・医局、医務係・薬務係・予防係・防疫係・公衆衛生係の5係で業務運営を行う。
24年 9月 1日	函館市行政機構改正により、衛生部を解体し、ここに属していた防疫係および母子衛生係を合併して、4課15係・定員60名とし、次長制を廃止する。総務課（庶務係・医務係・薬務係）、診療課（第1診療係〈結核〉・第2診療係〈母子〉・第3診療係〈性病〉・試験検査係・保健看護係・エックス線係）、衛生課（食品衛生係・乳肉衛生係・環境衛生係）、予防課（防疫係・予防係・性病係）。
25年 4月 1日	A級保健所に指定される。
8月 4日	発疹チフス流行時の防疫活動に対し、GHQ北海道本部長ジョン・エス・シワツァー氏より表彰を受ける。
11月11日	性病予防法の改正により第3保健所は廃止され、北海道立函館治療院となる。
26年 2月17日	旧市民館（西川町1番地：現豊川町1番）を改造し、移転する。
4月 1日	第2保健所を廃止。
4月14日	性病診療所を併設。
4月14日	保健所事務分掌規則の一部を改正し、4課13係・定員79名とする。総務課（庶務係・医務係・薬務係）、衛生課（環境衛生係・食品獣疫係）、予防（結核係・防疫係・母子衛生係・性病係・歯科衛生係）、保健指導課（衛生教育係・保健看護係・試験検査係）。
5月26日	市立函館保健所昇格ならびに移庁式挙行。
27年 4月 1日	保健所事務分掌規則の一部を改正し、総務課医務係と薬務係を合併し、医薬係とし、4課12係とする。
4月 1日	函館市行政機構改正により衛生課所管の市立消毒所と市立と場を保健所に併合し、衛生課は清掃課と改称され、汚物処理業務のみを行うこととなり、全般の保健衛生に関する業務は、保健所所管となる。
11月 1日	函館市優生保護相談所を併設。
29年10月 1日	と場を経済部農林課に移管。
32年 6月 8日	函館市精神衛生相談所を併設。
33年 9月15日	ふきん清掃運動および環境衛生地図を通じて、保健衛生を著しく向上させた功績により、第10回保健文化賞を受賞。 保健所創立10周年および保健文化賞受賞記念式典を挙行。

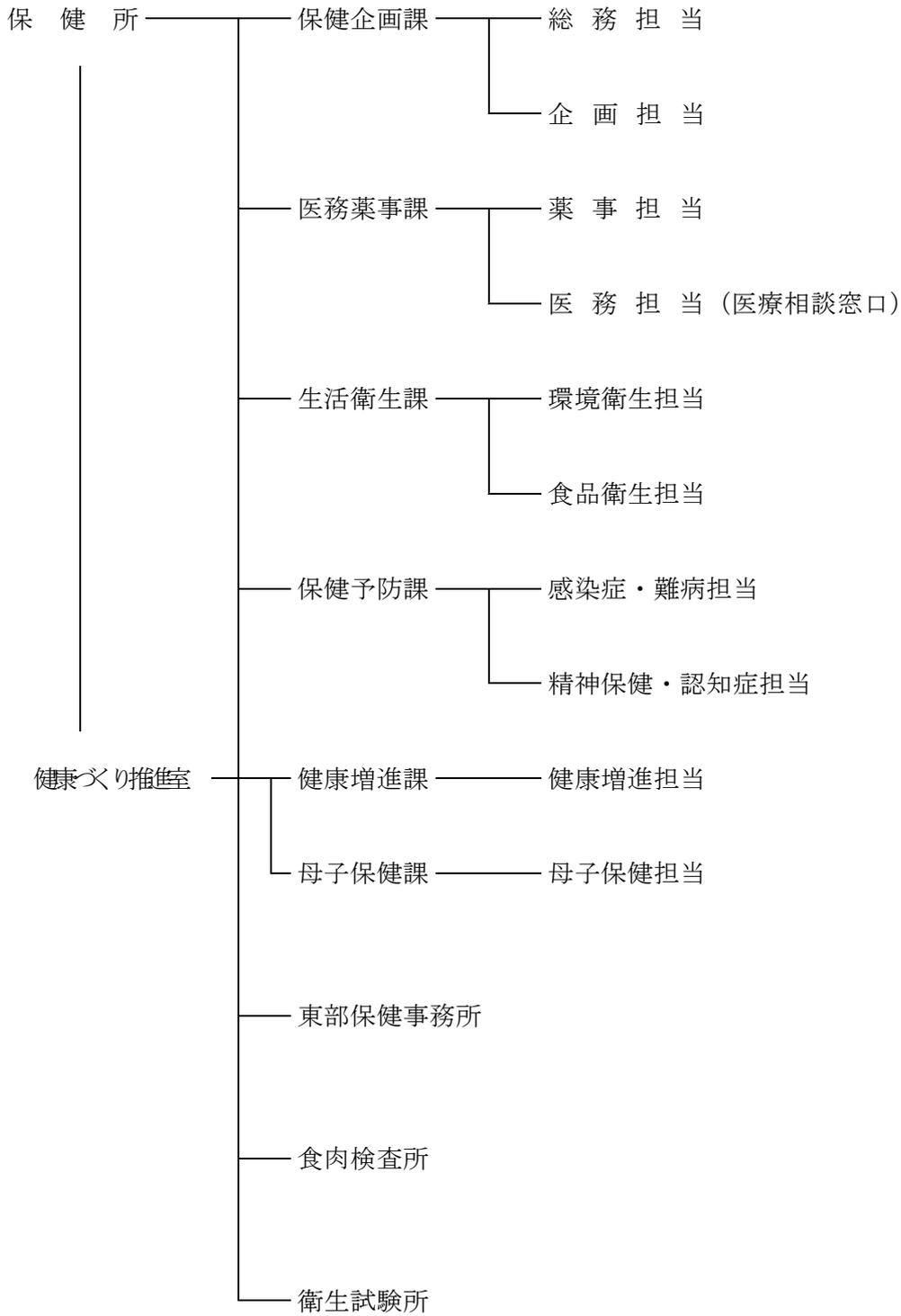
34年 3月31日	併設の性病診療所を廃止。
7月 1日	保健所事務分掌規則の改正により、4課11係・定員92名となる。庶務課（庶務係・医薬係・衛生教育係）、衛生課（環境衛生係・食品獣疫係）、予防課（結核係・防疫係・予防係・保健看護係）、衛生試験課（細菌検査係・理化学試験係）。
36年 1月 1日	U2型保健所となる。
37年 4月 1日	函館市行政機構改正により、衛生部を新設し、保健所はその管轄下に入り、3課9係定員101名となり、予防係に試験検査室を設ける。業務課（業務係・衛生教育係・医薬係）、衛生課（環境衛生係・食品獣疫係）、予防課（予防係・防疫係・結核係・保健看護係）。衛生試験課は函館市衛生試験所（細菌検査係・理化学試験係）として独立する。衛生部に庶務課（庶務係）を新設。
38年 8月 9日	函館市行政機構改正により、保健所は3課10係となる。衛生課食品獣疫係を食品衛生係と獣疫係に分ける。衛生試験所に、臨床検査係を新設。
40年 5月 1日	衛生課環境衛生係内に専任の公害担当の職員を配置。
6月30日	精神衛生法の改正により、併設の函館市精神衛生相談所を廃止。
41年12月17日	函館市野犬抑留所開設。
42年 8月17日	函館市行政機構改正により、保健所は3課10係となる。業務課（医務薬事係・衛生教育係）、衛生課（生活環境係・営業衛生係・食品衛生係・畜犬と畜係）、予防課（結核係・防疫係・予防係・保健看護係）。衛生部庶務課に管理係を新設。
45年12月 1日	函館市行政機構改正により、衛生試験所理化学試験係を食品試験係と環境試験係に分ける。
46年 3月 1日	食生活改善普及推進員制度を創設。
48年 4月17日	函館市行政機構改正により、企画部に属していた公害対策課（調整係・対策係・調査係）を衛生部に移管。
5月 1日	函館市亀田母子健康センター開設。
10月 1日	新庁舎（五稜郭町16番1号）が完成し業務を開始する。
11月 1日	新庁舎落成式典挙行。
11月12日	分庁舎（末広町）内に西部健康相談室を開設。
12月 1日	U1型保健所となる。
49年 7月24日	函館市行政機構改正により、「と畜検査室」を新設、保健所は3課1室10係となる。
50年 8月 1日	函館市行政機構改正により、公害対策課を新設の環境部に移管。
10月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、衛生課の「生活環境係」を「環境衛生係」に、予防課の「結核係」「防疫係」「予防係」を「結核成人病係」「予防係」「保健係」に改める。
51年 6月 1日	保健所庁舎内に、公設民営による夜間急病センターを開設。
6月 7日	分庁舎内にあった西部健康相談室を豊川ビル1階（豊川町1番5号）に移転し、業務を開始する。
52年 3月31日	函館市消毒所を廃止。
8月27日	第1回市民健康教室を開催。
10月31日	函館市行政機構改正により、衛生部を廃止する。これにより衛生部庶務課及び保健所業務課を統合、保健所管理課として庶務係、医務薬事係、衛生教育係の3係とする。 保健所事務分掌の一部改正により、「と畜検査室」を「食肉検査所」に改める。

53年 4月 1日	市民部国民保健課に属していた保健婦を保健所予防課の所属とする。
55年10月 1日	保健所庁舎内にあった夜間急病センターを、白鳥町13番32号に新設し、診療を開始する。
56年 6月 1日	健康づくりモデル地域育成事業を開始。
58年 4月 1日	老人保健法に基づく基本健康診査を保健所内および巡回により開始。 胃がん検診を医療機関委託により開始。
61年 4月 1日	函館市行政機構改正により、函館市亀田母子健康センターおよび西部健康相談室を廃止。保健所事務分掌規則の一部改正により、衛生課の「畜犬係」を「動物衛生係」に改める。
63年 4月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、管理課の「衛生教育係」を廃止し、その事務を管理課「医務薬事係」と予防課に分掌させる。また、予防課の「保健看護係」を廃止し、主査制に改める。
10月31日	函館市野犬抑留所改築なる。
平成元年 4月 1日	乳がん検診、子宮がん検診を医療機関委託により開始。
9月26日	第1回保健所まつり（市民部所管）開催。
4年12月 1日	H I V抗体検査を開始。
5年 4月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、管理課に「衛生行政係」を新設し、衛生課の「営業衛生係」を廃止し、その事務を「環境衛生係」と「食品衛生係」に分掌させる。 また、「予防課」を「保健予防課」に改め、4係5主査制とし、「健康増進係」「予防係」「成人保健係」「保健福祉係」の各係とする。
5年 5月 1日	運動普及推進員制度を創設。
8月12日	保健所庁舎内にエレベーターを新設し、供用開始する。
6年 9月 1日	肺がん検診を医療機関委託により開始。
7年 3月 1日	市民健康づくり推進員制度を発足。
4月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、保健予防課に主幹を設ける。 保健・福祉の連携による「高齢者保健・福祉総合相談窓口」を保健所と中央福祉事務所に開設。
9月 6日	女性健康診査（骨量測定検査を含む）を開始。
9月22日	骨粗しょう症検診を開始。
8年 4月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、保健予防課の主幹を廃止し、保健予防課を「保健予防課」と「健康増進課」に分割する。これにともない旧保健予防課の「予防係」と「保健福祉係」を廃止し、保健予防課に「感染症対策係」、 「母子保健係」、 「精神保健係」を新設する。また、健康増進課に旧保健予防課の「健康増進係」、 「成人保健係」を分掌する。 「高齢者保健・福祉総合相談窓口」を亀田福祉事務所に開設。
9年 4月 1日	市民健康まつり、市民部より移管。
6月 1日	大腸がん検診を医療機関委託により開始。
6月16日	老人性痴呆予防健康診査「はつらつ健診」を開始。
10年 3月23日	母子の健康や育児環境の向上を目指し、「函館市母子保健計画」を策定。
10月 1日	第10回市民健康まつり（実行委員会主催）開催。
11年 4月 1日	衛生試験所設置条例施行規則の一部改正により、係を廃止し、主査制を置く。 「函館市空き地の雑草等の除去に関する条例」を制定。
7月22日	
13年10月18日	牛海綿状脳症（B S E）スクリーニング全頭検査を開始する。
14年 3月31日	健康診断を廃止。
4月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、「衛生課」を「生活衛生課」に改める。また、保健予防課に「痴呆対策係」「難病対策係」を新設し、保健予防課の「母子保健係」を健康増進課へ移管する。
15年 3月 1日	「健康はこだて21」および「第2次函館市母子保健計画」を策定。

15年 4月 1日	「保健所」「衛生試験所」「健康増進センター」および「口腔保健センター」の4つの機能を有する「函館市総合保健センター」（五稜郭町23番1号）が完成し業務を開始する。 新庁舎落成式典挙行。
17年 4月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、保健予防課の「痴呆対策係」を「認知症対策係」に改める。
7月22日	「函館市空き地の雑草等の除去に関する条例」を制定。
11月27日	保健所来庁者駐車場に自動管理システムを導入し、供用開始する。 (供用時間 7時から21時30分まで)
18年11月29日	「函館市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定。
19年 4月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、戸井支所、恵山支所、榎法華支所、南茅部支所」の保健衛生業務を掌る「東部保健事務所」が新設される。 また、生活衛生課、保健予防課、健康増進課において係を廃止し、主査制を置く。 衛生試験所で3担当制を2担当制とし、環境試験を廃止する。保健所の「高齢者保健・福祉総合相談窓口」を廃止する。
10月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、健康づくり推進室を新設し、健康増進課を健康づくり推進室に所属する課とする。
20年 4月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、保健所次長の廃止および医務長が新設される。 また、管理課の名称を保健企画課と改め係を廃止し、主査制を置く。医務薬事課を新設し、主査制を置く。 老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、保健所で実施していた基本健康診査は廃止となり、新たに各医療保険者による特定健康診査が開始される。 なお、函館市では市民部国保年金課所管による国民健康保険加入者への特定健康診査が6月より開始される。
12月 1日	白鳥町13番32号にあった夜間急病センターを、函館市総合保健センター内2階に移設し、指定管理者制度を導入して、診療を開始する。 保健所来庁者駐車場の供用時間を変更する。 (供用時間 7時から翌日2時まで)
20年 9月29日	「健康はこだて21(改訂版)」を策定。
21年 9月 1日	女性特有のがん検診推進事業を実施。
22年 6月 8日	温泉資源の適正利用と温泉資源保護を目的とした「函館市温泉資源保護指針」を策定。
8月12日	「函館市新型インフルエンザ対策行動計画(改訂版)」を策定。
23年 3月29日	「函館市食育推進計画」を策定。
4月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、母子保健課を新設し、健康づくり推進室に所属する課とする。

4 組織機構

(1) 機構



(平成23年4月1日現在)

(2) 職員数

①職名別・職種別職員数

(平成23年6月16日現在)

課・係 職 種	総 数	保 健 所 長	保 健 所 参 事 1 級	医 師	保健企画課		医務薬事課		生活衛生課		保健予防課		健康づくり推進室			東 部 保 健 事 務 所	食 肉 検 査 所	衛 生 試 験 所						
					計	総 務 担 当	企 画 担 当	計	薬 事 担 当	医 務 担 当	計	環 境 衛 生 担 当	食 品 衛 生 担 当	計	感 染 症 ・ 難 病 担 当				精 神 保 健 ・ 認 知 症 担 当	計	室 長	健 康 増 進 課	母 子 保 健 課	
職員総数	111	1	1	1	8	6	2	8	4	4	17	9	8	18	10	8	36	1	18	17	10	6	5	
職 別	所 長	1	1																					
	参事1級	1		1																				
	室 長	1															1	1						
	課 長	8				1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	2	1	1	1	1	1	*1	
	医 務 長	1			1																			
	主 査	29				2	1	1	2	1	1	6	3	3	4	2	2	8		6	2	2	2	3
一 般	70				5	4	1	5	2	3	10	5	5	13	7	6	25		11	14	7	3	2	
種 別	医 師	2	1		1																			
	獣 医 師	11									5	3	2										6	
	薬 剤 師	3						2	1	1	1	1												
	保 健 師	40				1	1						10	5	5	21			7	14	8			
	看 護 師	1						1	1															
	臨床検査技師	2																					1	
	理学療法士	1														1			1					
	管理栄養士	2														2			2					
	栄 養 士	1																				1		
	その他(事務系)	42		1		7	6	1	5	3	2	8	3	5	8	5	3	12	1	8	3	1		1
〃 (技術系)	6										3	3											3	

*は兼務職員

②監視員等職員数

(平成23年6月16日現在)

医療監視員	9	1						8	4	4													
食品衛生監視員	15										9	2	7										6
環境衛生監視員	16										16	9	7										
温泉監視員	9										9	9											
狂犬病予防員	4										4	3	1										
感染症法15条4および35条2	17													9	9								8
精神保健福祉相談員	1													1	1								
と畜検査員	6																						6

(3) 事務分掌

保 健	保 健 企 画 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保健所内の庶務および経理に関すること。 (2) 施設の整備および管理に関すること。 (3) 衛生行政に係る企画および調整に関すること。 (4) 地域保健医療に関すること。 (5) 人口動態調査および国民生活基礎調査に関すること。 (6) 保健所運営協議会に関すること。 (7) 夜間急病センターに関すること。
	医 務 薬 事 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療法，医師法，歯科医師法，歯科衛生士法，歯科技工士法，診療放射線技師法，臨床検査技師等に関する法律，保健師助産師看護師法，あん摩マツサージ指圧師，はり師，きゆう師等に関する法律，柔道整復師法，栄養士法および死体解剖保存法に関すること。 (2) 薬事法，薬剤師法，毒物及び劇物取締法，麻薬及び向精神薬取締法，大麻取締法，あへん法，覚せい剤取締法，安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律，有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律および北海道急性中毒患者届出条例に関すること。 (3) 医療施設等に係る調査，指導および諸報告に関すること。 (4) 指定地域密着型サービス事業者（認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。）の指定等に関すること。 (5) 指定地域密着型介護予防サービス事業者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。）の指導等に関すること。 (6) 医療相談窓口に関すること。
所	生 活 衛 生 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) そ族昆虫駆除等に関すること。 (2) 建築物の衛生指導に関すること。 (3) 上水道および飲料水の衛生に関すること。 (4) 浄化槽法に関すること。 (5) 温泉法に関すること。 (6) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律，公衆浴場法，理容師法，美容師法およびクリーニング業法に関すること。 (7) 墓地，埋葬等に関する法律および北海道胞衣及び産わい物処理条例に関すること。 (8) 食品衛生法，製菓衛生師法，調理師法，食品の製造販売行商等衛生条例およびかきの処理等に関する衛生条例に関すること。 (9) 食品衛生優良店舗の表彰に関すること。 (10) 興行場法および旅館業法に関すること。 (11) 狂犬病予防法に関すること。 (12) 犬による危害の防止に関すること。 (13) 動物の愛護及び管理に関する法律に関すること。 (14) 化製場等に関する法律に関すること。

保 健 予 防 課		<ul style="list-style-type: none"> (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること。 (2) 定期の予防接種（インフルエンザに係るものを除く。）を除く予防接種法に関すること。 (3) 感染症診査協議会に関すること。 (4) 精神保健および精神障害者福祉に関すること。 (5) 認知症の保健（地域支援事業に係る介護予防事業の介護予防特定高齢者施策に係るものを除く。東部保健事務所の項第3号において同じ。）に関すること。 (6) 難病に関すること。 (7) 原子爆弾被爆者に対する健康診断の実施の通知等に関すること。 	
	健 康 増 進 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 健康づくりに関すること。 (2) 健康づくりの計画に関すること。 (3) 健康づくり事業の企画および調整に関すること。 (4) 栄養の指導および調査に関すること。 (5) 歯科保健に関すること。 (6) 健康増進法に基づく健康増進事業に関すること。 (7) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定保健指導に関すること。 (8) がんの予防および早期発見の推進に関すること。 (9) 子宮頸がん予防ワクチンに係る予防接種に関すること。 (10) 地域支援事業に係る介護予防事業の介護予防特定高齢者施策および介護予防一般高齢者施策（認知症に係るものを除く。東部保健事務所の項第13号において同じ。）に関すること。 	
		母 子 保 健 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 母子保健に関すること。 (2) 定期の予防接種（インフルエンザに関するものを除く。）に関すること。 (3) ヒブワクチンおよび小児用肺炎球菌ワクチンに係る予防接種に関すること。 (4) 児童福祉法に基づく療育および小児慢性特定疾患に関すること。 (5) 障害者自立支援法に基づく自立支援医療（育成医療に限る。）に関すること。 (6) 特定不妊治療費の助成に関すること。
			室
東 部 保 健 事 務 所	戸井支所，恵山支所，椴法華支所および南茅部支所の所管区域内の次に掲げる事項		
		<ul style="list-style-type: none"> (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること。 (2) 精神保健および精神障害者福祉に関すること。 (3) 認知症の保健に関すること。 	

保 健 所	東 部 保 健 事 務 所	(4) 難病に関する事 (5) 市民の健康づくりに関する事 (6) 栄養の指導および調査に関する事 (7) 歯科保健に関する事 (8) 母子保健に関する事 (9) 定期の予防接種に関する事 (10) 健康増進法に基づく健康増進事業に関する事 (11) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定保健指導に関する事 (12) がんの予防および早期発見の推進に関する事 (13) 地域支援事業に係る介護予防事業の介護予防特定高齢者施策および介護予防一般高齢者施策に関する事
	食 肉 検 査 所	(1) と畜場法に関する事 (2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に関する事
衛 生 試 験 所		(1) 微生物学的な試験検査および調査研究ならびにこれらの指導に関する事 (2) 理化学的な試験検査および調査研究ならびにこれらの指導に関する事 (3) その他保健衛生に係る試験検査および調査研究ならびにこれらの指導に関する事

5 保健所関連施設

(1) 函館市犬抑留所

所在地 函館市見晴町36番地の4
敷 地 1,712.39㎡
建 物 140.40㎡
構 造 補強コンクリートブロック造り

(2) 東部保健事務所

所在地 函館市新浜町156番地の1
函館市榎法華支所2階

(3) 食肉検査所

所在地 函館市西桔梗町555番地の5
敷 地 (株)北海道畜産公社函館事業所
建 物 140.94㎡
構 造 木造モルタル平屋建

6 予 算

(1) 一般会計

(単位 千円)

科 目	平成23年度 当初予算額	財 源 内 訳 (平成23年度分)					一般財源	平成22年度 当初予算額
		特 定 財 源						
		国 庫 支 出 金	道支出金	起 債	使 用 料 手 数 料	そ の 他		
総 額	1,678,367	180,865	382,776	-	79,564	25,567	1,009,595	1,165,505
保 健 衛 生 総 務 費	254,136	23,400	124,056	-	-	15,283	91,397	169,898
総 合 保 健 セ ン タ ー 費	84,885	-	-	-	1,120	-	83,765	84,681
公 衆 衛 生 費	5,827	-	-	-	60	-	5,767	6,062
健 康 増 進 事 業 費	228,681	37,320	1,035	-	11,005	2,897	176,424	212,007
母 子 保 健 対 策 費	201,183	31,310	38,058	-	-	3,032	128,783	174,092
予 防 接 種 費	583,544	-	180,694	-	259	1,087	401,504	228,286
衛 生 試 験 所 費	9,500	25	-	-	12,031	-	△2,556	9,407
保 健 所 費	97,715	37,241	7,867	-	2,177	30	50,400	101,224
環 境 衛 生 費	21,287	2,842	1,606	-	52,912	-	△36,073	20,958
社 会 福 祉 総 務 費	45,164	-	-	-	-	-	45,164	45,093
障 害 者 福 祉 費	140,610	48,727	23,625	-	-	3,238	65,020	108,697
緊 急 雇 用 対 策 費	5,835	-	5,835	-	-	-	-	5,100

(2) 国民健康保険事業特別会計

総 額	4,384	4,219	4,219	-	-	-	△4,054	4,007
特定健康診 査等事業費 (特定保健指導経費)	4,384	4,219	4,219	-	-	-	△4,054	4,007

(3) 介護保険事業特別会計

総 額	39,399	10,157	5,078	-	-	11,560	12,604	34,080
介 護 予 防 事 業 費	38,087	9,633	4,816	-	-	11,560	12,078	33,000
包 括 的 支 援 等 事 業 費	1,312	524	262	-	-	-	526	1,080

7 各種協議会、専門委員会

(1) 市立函館保健所運営協議会、各種専門委員会

「地域保健法」第11条および「市立函館保健所運営協議会条例」に基づき、函館市の公衆衛生および保健所の運営に関する事項を審議するため、保健所運営協議会を設置し、現在次の方々に委員を委嘱している。

表1 市立函館保健所運営協議会委員（平成23年8月1日現在）

区 分	氏 名	公 職 又 は 役 職 名
委 員	伊 藤 丈 雄	函館市医師会会長
〃	永 坂 信	函館歯科医師会会長
〃	熊 川 雅 樹	函館薬剤師会会長
〃	澤 田 信 子	北海道看護協会道南南支部支部長
〃	川 村 順 子	北海道栄養士会函館支部支部長
〃	山 下 康 次	北海道理学療法士会道南支部支部長
〃	前 原 聡 子	函館市幼児教育研究会常任理事
〃	鳴 海 裕	函館市小学校長会
〃	藤 井 壽 夫	函館市中学校長会事務局長
〃	土 家 康 宏	函館地区私立高等学校長協会会長
〃	三木谷 信	函館食品衛生協会副会長
〃	久保田 知行	道南獣医師会会長
〃	亀 井 信 子	函館市社会福祉協議会
〃	荃 沢 瑞 夫	函館市民生児童委員連合会副会長
〃	阿 部 成 孝	函館市町会連合会副会長
〃	武 啓 子	函館市女性会議副会長
〃	齊 藤 雄 一	函館労働基準監督署署長
〃	永 浦 政 司	渡島総合振興局保健環境部環境生活課課長
〃	芹 澤 伸 子	公募委員
〃	高 橋 良 子	公募委員

(2) 市立函館保健所感染症診査協議会

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第24条及び「市立函館保健所感染症診査協議会条例」に基づき、市長の諮問に応じ、入院勧告及び入院の期間の延長並びに医療費の負担に関する必要な事項の審議を行うため、感染症診査協議会を設置し、現在次の方々に委員を委嘱している。

表2 市立函館保健所感染症診査協議会委員（平成23年8月1日現在）

区 分	氏 名	公 職 又 は 役 職 名	結核部会兼務
会 長	森 裕 二	函館五稜郭病院診療部長	○
委 員	荒 谷 義 和	独立行政法人国立病院機構函館病院副院長	○
〃	高 橋 隆 二	市立函館病院呼吸器科長	○
〃	山 内 良 輔	弁護士	○
〃	鳴 海 順 二	元小学校校長	○
〃	山 田 豊	函館市医師会理事	

(3) 函館市予防接種健康被害調査委員会

函館市が実施した予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理を行うため、次の方々によって委員会を構成している。

表3 函館市予防接種健康被害調査委員会 (平成23年8月1日現在)

区分	氏名	公職又は役職名
委員	本間 哲	函館市医師会副会長
〃	萩沢 正博	函館市医師会理事
〃	要藤 裕孝	札幌医科大学講師
〃	山田 隆良	市立函館保健所長

(4) 函館市エイズ対策推進協議会

エイズの感染予防及びまん延防止について、関係機関・団体と連携を図りながら総合的に推進するため、函館市エイズ対策推進協議会を設置し、現在次の方々を委員に指定している。

表4 函館市エイズ対策推進協議会委員 (平成23年8月1日現在)

区分	氏名	公職又は役職名
委員	橋本 友幸	函館市医師会副会長，函館中央病院院長
〃	小葉松 洋子	函館・性と薬物を考える会会長，湯川女性クリニック院長
〃	山本 哲	北海道函館赤十字血液センター所長
〃	鈴木 利治	函館市中学校長会，函館市立桔梗中学校長
〃	山本 貴司	北海道高等学校長協会，北海道函館稜北高等学校長
〃	堤 豊	市立函館病院血液内科科長
〃	岩山 静枝	函館人権擁護委員連合会人権擁護委員

◇「健康はこだて21」（改訂版）の概要

「健康はこだて21」（改訂版）は、すべての市民が心身ともに健やかに生活できるよう、本市の健康づくりを進めていくための計画です。

「自分の健康は自分で守り、自分でつくる」という意識をもって、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、また、個人の健康づくりを、家族や地域、職域、学校、企業などが一体となって支援していく必要があります。

1 「健康はこだて21」のこれまでの経過

(1) 「健康はこだて21」の策定（平成14年度）

市民一人ひとりの健康づくりを地域全体で支援することを基本に、生活習慣を改善することにより健康を増進し、生活習慣病を予防する一次予防を重視した計画を策定しました。

(2) 「健康はこだて21」の中間評価（平成18年度）

計画の中間年度に、市民の健康状態を把握し、今後の健康づくり施策の一層の充実とより効果的な推進に役立てるため、中間評価を実施しました。

(3) 「健康はこだて21」の改訂（平成20年度）

中間評価の結果等から市民の健康課題が明らかになり、また、平成20年度から医療保険者によるメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査および特定保健指導が実施されたことなどを踏まえ、国の医療計画等との整合性を図りながら、市民の健康づくり施策の一層の推進を図るため、本計画の改訂を行いました。

2 計画の概要

(1) 目的 生活習慣病による死亡の減少と健康寿命の延伸を図ります。

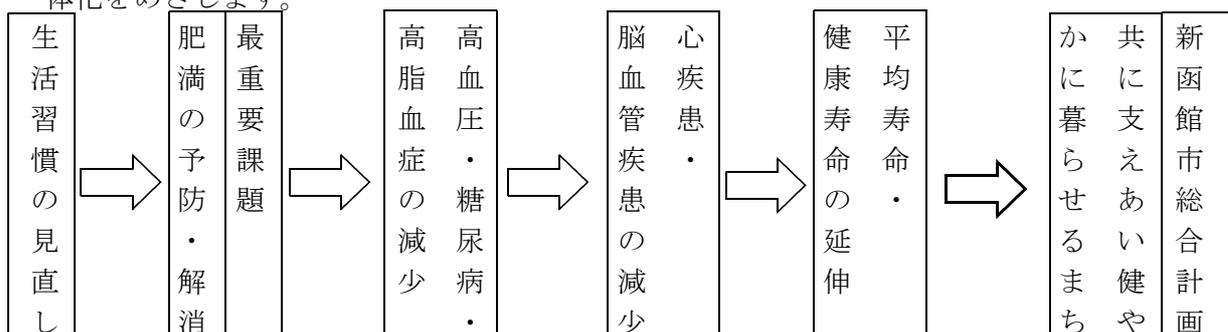
(2) 基本方針

- ア 一次予防の重視
- イ 個人の健康づくりを支援するための環境の整備
- ウ 目標の設定と評価
- エ 多様な実施主体による連携のとれた効果的な計画の推進
- オ 年代別の健康づくり

(3) 計画の期間 平成14年度から平成24年度までの11か年

(4) 計画がめざす姿

生活習慣の見直しによる肥満の予防を最重要課題として、生活習慣病を予防し、平均寿命と健康寿命の延伸を図り、新函館市総合計画の「共に支えあい健やかに暮らせるまち」の具体化をめざします。



(5) 年代ごとのめざす姿と健康指標および目標値

年代ごとのめざす姿	健康指標	対象	目標値
0歳～14歳 「外でたくさん遊び、よく食べ、よく眠る 良い生活習慣を身につけよう」	朝食を欠食する子どもの割合	幼児	4.0%以下
		小学生	5.0%以下
	おやつとの与え方に「特に気をつけていない」親の割合		20.0%以下
	幼児がテレビ・ビデオを3時間以上見る割合		36.3%以下
	就寝時間が遅い子どもの割合 (幼児・小学生は22時以降) (中学生は23時以降)	幼児	30.1%以下
		小学生	50.0%以下
		中学生	68.0%以下
未成年者の喫煙・飲酒経験の割合 たばこを吸ったことがある割合 時々飲酒をしたことがある割合	小学生	0.0%	
		0.0%	
15歳～39歳 「自分の健康を過信せず、健康管理を しっかりしよう」	喫煙者の割合	男性	50.0%以下
		女性	26.2%以下
	朝食を欠食する人の割合	男性	26.9%以下
		女性	15.6%以下
	砂糖を含む飲み物を多くとる人の割合	男性	23.1%以下
		女性	21.3%以下
	自分の体格を正しく自己評価できる人の割合		100.0%
30歳代男性の肥満の割合		20.0%以下	
がん検診の受診者の割合	子宮がん	30.8%以上	
	胃がん	10.5%以上	
40歳～64歳 「仕事と余暇の バランスを取り、 健やかな老後を迎える ための生活を 続けよう」	肥満者の割合	男性	20.0%以下
		女性	15.0%以下
	喫煙者の割合	男性	55.6%以下
		女性	30.2%以下
	歯科検診受診者の割合	男性	35.6%以上
		女性	29.4%以上
	特定健康診査の実施率		65.0%
	特定保健指導の実施率		45.0%
	メタボリックシンドロームの該当者および予備群の減少率		10.0%
	がん検診の受診者の割合	子宮がん	30.8%以上
		胃がん	10.5%以上
肺がん		16.1%以上	
大腸がん		14.4%以上	
乳がん		19.4%以上	
65歳以上 「やりたいことができる 身体と、前向きに楽しく 過ごせる心を持とう」	女性の肥満者の割合		15.0%以下
	健康診査受診者に占めるHbA1c6.1以上の人の割合		8.9%以下
	健康診査受診者に占める高血圧(最高血圧140mmHg以上、 最低血圧90mmHg以上)の人の割合		22.6%以下
	社会活動に積極的に参加できる心身の健康を保てる人の割合	男性	4.7%以上
		女性	2.7%以上
	特定健康診査の実施率		65.0%
	特定保健指導の実施率		45.0%
	メタボリックシンドロームの該当者および予備群の減少率		10.0%
	がん検診の受診者の割合	子宮がん	30.8%以上
		胃がん	10.5%以上
肺がん		16.1%以上	
大腸がん		14.4%以上	
乳がん		19.4%以上	

(6) 重点取組

ア 「早寝早起き朝ごはん」の推進

朝食を欠食する幼児や小学校低・中学年、10歳代の女性が増加しており、規則正しい生活や食事に関する知識の啓発が必要なことから、教育機関や地域と連携し、子どもたちの健やかな成長を促すために、「早寝早起き朝ごはん」の普及を推進します。

イ 運動の推進

30歳代、40歳代の男性の肥満が増加してきており、規則正しい生活や食事、運動に関する知識の啓発が必要なことから、特に、若い時から運動する習慣を身につけることができるように職域等と連携し、運動する機会の提供や運動の継続を推進します。

ウ 禁煙の推進

男女とも喫煙率は減少しておりますが、全国と比較するとまだ高い割合の年代もあることから、教育機関や職域等との連携を強化し、喫煙防止教育や職場の禁煙を推進します。

3 計画の推進

各年代にあわせてきめ細かな健康づくりを実施するためには、全市一体となった取組が必要なことから、関係団体からなる「健康はこだて21推進協議会」で計画の進捗状況の把握や進行管理を的確に行います。

人材の育成や地域関係団体との連携を図り、健康づくりに取り組みやすい環境を整備するとともに、家庭、地域、職域、学校、企業、保健・医療機関、保険者、ボランティア、マスメディア、行政などが日常的に連携を保ちながら、計画の推進に努めます。

○「健康はこだて21推進協議会」構成団体

区 分	団 体
地域関係団体	函館市町会連合会，市民健康づくり推進員連絡会，函館市食生活改善協議会，函館市女性会議，函館市民生児童委員連合会，函館市体育協会，函館市社会福祉協議会
学校等関係団体	函館市小学校長会，函館市中学校長会，北海道高等学校長協会渡島支部，函館地区私立高等学校長会，函館市PTA連合会，函館保育協会，函館市幼児教育研究会
職域関係団体	函館労働基準監督署，函館商工会議所，函館市亀田商工会，函館東商工会，連合北海道函館地区連合会，函館市漁業協同組合，銭亀沢漁業協同組合，戸井漁業協同組合，えさん漁業協同組合，南かやべ漁業協同組合，新函館農業協同組合，函館市亀田農業協同組合
健康保険団体	函館市市民部
保健・医療関係団体	函館市医師会，函館歯科医師会，函館薬剤師会，北海道栄養士会函館支部，北海道看護協会道南南支部，市立函館保健所

○推進体制

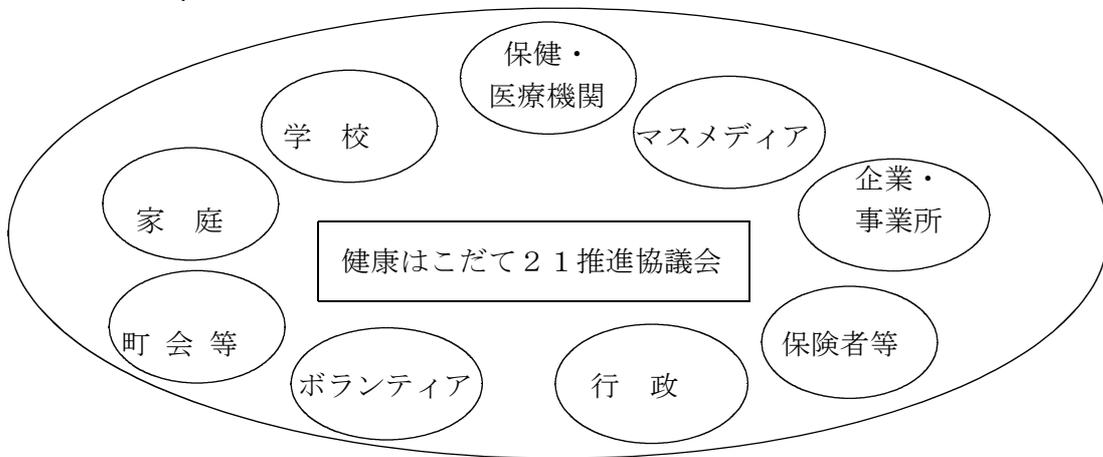
健康はこだて21の推進

一人ひとりの主体的な健康づくり



健康づくり推進のキャッチフレーズ

「まず1歩 応援します あなたの健康」





II 保健衛生編

- 1 母子保健
- 2 成人保健
- 3 栄養改善
- 4 歯科保健
- 5 精神保健
- 6 認知症対策
- 7 難病対策
- 8 感染症予防
- 9 保健師活動
- 10 健康づくり
- 11 口腔保健センター
- 12 健康増進センター
- 13 夜間急病センター
- 14 実習および研修の受け入れ

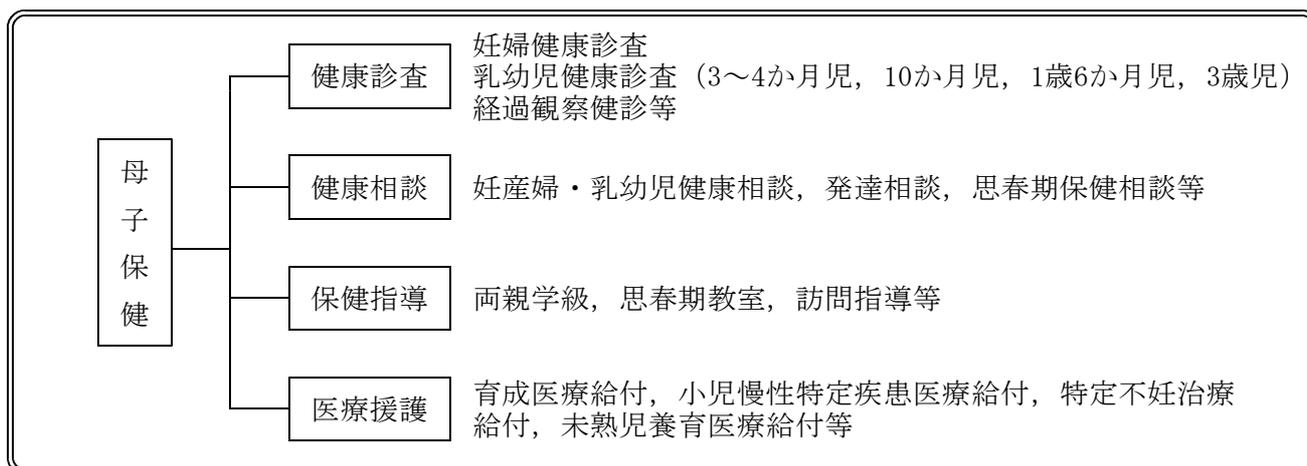


1 母子保健

母子保健は、主として母子保健法，児童福祉法に基づき行う業務で，思春期から妊娠・出産を通して母性，父性がはぐくまれ，乳幼児が健やかに育つことを目的としている。

近年，出生率の低下，核家族化の進行，女性の社会進出など母性や乳幼児を取り巻く社会環境は大きく変化しており，地域の状況に対応できる新たな母子保健施策の推進が求められている。

このような背景を踏まえ，平成15年7月，国において「次世代育成支援対策推進法」を制定したことから，本市においても平成17年4月に「函館市次世代育成支援行動計画」を策定し，平成22年度からは「函館市次世代育成支援後期行動計画」のもと，地域社会全体で母子の健康の保持増進や育児環境の向上を目指した母子保健サービスの推進に努めている。



(1) 健康診査

① 妊婦健康診査

妊婦の異常を早期に発見し，安全な分娩ができることを目的とした妊婦健康診査を医療機関に委託している。

表 1 妊婦健康診査受診状況

区 分	受 診 票 交 付 数	受 診 者 数 (延人数)	受 診 結 果 等			備 考
			異常なし (延人数)	有所見 (延人数)	償還払 (延人数)	
平成20年度	2,032	5,735	5,075	660	-	委託回数 3回
平成21年度	2,072	21,171	19,816	928	427	委託回数 14回
平成22年度	1,970	21,337	19,939	683	715	委託回数 14回

(注) 平成21年度からは，里帰り出産等で他市町村で受診した妊婦に対し健診費用の償還払を実施

②乳幼児健康診査

発育、発達の節目である生後3～4か月、10か月、1歳6か月および3歳の時点で、疾病や異常を早期に発見し、適切な保健指導を行い、必要に応じて医療につなげることを目的に健康診査を実施している。

健診の結果、「要指導」となった乳幼児に対しては保健師や管理栄養士、臨床心理士等が必要な指導を行い、「要精密健診」と判定された者については医療機関において精密健診を実施している。

表2 乳幼児健康診査受診状況

区 分	年 度	実 施 回 数	対象者数	受診者数	受 診 率	判 定 区 分 (延数)		
						異常なし	要 指 導	要 精 健
3～4か月児 健康診査	平成20年度	57	1,920	1,922	100.1	1,845	68	9
	平成21年度	56	1,879	1,873	99.7	1,764	98	11
	平成22年度	55	1,833	1,856	101.3	1,734	112	10
10か月児 健康診査	平成20年度	57	1,908	1,783	93.4	1,590	190	3
	平成21年度	56	1,858	1,753	94.3	1,531	221	1
	平成22年度	55	1,872	1,747	93.3	1,524	218	5
1歳6か月児 健康診査	平成20年度	50	1,886	1,737	92.1	1,543	191	3
	平成21年度	50	1,776	1,629	91.7	1,441	183	5
	平成22年度	51	1,855	1,693	91.3	1,527	165	1
3 歳 児 健康診査	平成20年度	56	1,864	1,649	88.5	1,257	327	65
	平成21年度	55	1,917	1,706	89.0	1,273	343	90
	平成22年度	55	1,872	1,661	88.7	1,312	282	67

③経過観察健診

乳幼児健康診査等を通じて把握した発達遅滞の疑いのある乳幼児を対象に、発達状況を観察し助言、指導を行うとともに、異常の早期発見、早期療育に結び付けることを目的として、実施している。

表3 経過観察健診受診状況

区 分	実施回数	対象者数	受 診 者 数		判 定 区 分 (実受診者)		
			実 数	延 数	改 善	要 観 察	他機関紹介
平成20年度	24	261	171	224	130	37	4
平成21年度	23	325	246	290	168	78	-
平成22年度	23	343	218	270	149	69	-

④小児肥満フォロー児健診（のびっこ健診）

幼児期における肥満は、思春期肥満につながる可能性が高く、将来、生活習慣病になる危険性もあるため、幼児期からの肥満予防対策として、現在、幼児肥満である児を対象に、適切な知識の普及と望ましい生活習慣を獲得することを目的に平成15年7月から実施している。

表4 小児肥満フォロー児健診受診状況

区 分	実施回数	対象者数	受 診 者 数		判 定 区 分 (実受診者)		
			実 数	延 数	異常なし	要 指 導	要 精 健
平成20年度	12	49	47	49	15	28	4
平成21年度	10	47	42	42	11	23	8
平成22年度	10	37	23	23	10	13	-

(2)健康相談

①妊産婦・乳幼児健康相談

妊娠、出産、育児に関する心配事や不安の解決のため、保健師や管理栄養士により電話相談や来所相談に応じている。

表5 妊産婦・乳幼児健康相談受付状況

区 分	来所相談	電話相談
平成20年度	275	3,960
平成21年度	178	4,678
平成22年度	140	1,671

②発達相談

乳幼児健康診査等を通じて把握された精神発達上の問題を持つ幼児を対象に、個々の状況に応じた助言、指導のほか、障害の早期発見と適切な療育への処遇を目的として実施している。

表6 発達相談実施状況

区 分	相談者数		来 所 経 路				処 遇			
	実数	延べ数	1歳6か月児健診	3歳児健診	保護者	その他	他機関紹介	継続観察	中断他	終了
平成20年度	22	38	2	9	6	5	8	10	3	1
平成21年度	25	36	5	10	5	5	12	10	-	3
平成22年度	61	72	1	20	11	29	12	44	-	5

(注) 中断他：転出等によるもの

表7 発達相談実施内訳

区 分	相 談 者 数 (実数)			年 齢 内 訳						
	総 数	男	女	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳～
平成20年度	22	14	8	-	-	5	9	7	1	-
平成21年度	25	14	11	-	3	7	7	3	5	-
平成22年度	61	41	20	-	3	12	30	10	4	2
精神発達	41	30	11	-	2	6	23	7	3	-
言 語	9	6	3	-	-	4	4	1	-	-
そ の 他	11	5	6	-	1	2	3	2	1	2

③心理相談

訪問指導等を通じて把握された、心の問題を持つ母親等を対象に、心理社会的要因を評価し、個々の状況に応じた助言、指導等を行っている。

表8 心理相談実施状況

区 分	相 談 者 数		実 施 方 法		
	実数	延べ数	来所	電話	同伴訪問
平成20年度	8	17	4	-	4
平成21年度	10	38	6	1	3
平成22年度	16	34	5	3	8

表9 心理相談来所等経路および処遇状況

区 分	相 談 者 数 (実数)	来 所 等 経 路			処 遇			
		本人	病院連絡	その他	他機関紹介	継続観察	中断他	終了
平成20年度	8	1	5	2	1	3	2	2
平成21年度	10	2	6	2	2	6	-	2
平成22年度	16	4	5	7	-	9	3	4

(注) 中断他：転出等によるもの

④ことばの相談

言語指導者による構音障害、発音不明瞭、吃音への助言、指導等を平成12年度から実施している。

また、就園児の相談に対応するため、平成20年度から保健所での相談実施時に来所できない者には、所外（ろう学校）でも実施しており、同年度からは所外での相談人数を含んでいる。

なお、平成22年12月からは、聴力検査等にも対応するため、所内での相談は終了し、ろう学校のみの実施とした。

表10 ことばの相談実施状況

区 分	相 談 者 数		来所経路（実数）		処 遇（実数）	
	実 数	延 数	3 歳 児 健 診	そ の 他	終 了	要 経 過 観 察
平成20年度	16(12)	27(23)	7	9	14	2
平成21年度	11(5)	11(5)	7	4	7	4
平成22年度	5(1)	21(17)	2	3	1	4

(注) 相談者数の()内は、所外実施分の再掲

⑤1歳6か月児健診事後フォロー教室

1歳6か月児健診において言語や対人面の遅れ等で要指導となった児に対し、多職種（小児科医、言語聴覚士、臨床心理士、保育士、保健師）で児の発達状況の確認と個別相談を平成20年度から実施している。本事業は平成22年度で終了した。

表11 1歳6か月児健診事後フォロー教室実施状況

区 分	総 数		処 遇（実数）		
	実 数	延 数	他機関 紹 介	経過観察 継 続	その他
平成20年度	20	40	8	10	2
平成21年度	22	49	6	16	-
平成22年度	20	43	8	12	-

(注) その他：市外転出により支援を終了した者

⑥思春期保健相談

思春期における様々な問題に対し、来所や電話等による相談を行っている。

表 1 2 思春期保健相談受付状況

区 分	来 所		電 話		訪 問	
	実 数	延 数	実 数	延 数	実 数	延 数
平成 2 0 年度	-	-	75	75	-	-
平成 2 1 年度	-	-	73	73	-	-
平成 2 2 年度	-	-	104	104	-	-

(3) 保健指導

①妊娠の届出および母子健康手帳の交付

妊娠届は、妊婦、産婦、乳幼児に対して一貫した母子保健対策を実施するための出発点として、大切なものである。届出に基づき母子健康手帳を交付し、妊婦、産婦および乳幼児に関する保健・育児の情報を提供している。

表 1 3 妊娠届の届出状況

区 分	総 数	妊 娠 週 数					
		11週以内	12～21週	22～27週	28週以上	出産後届出	不 詳
平成 2 0 年	1,963	1,376	533	27	21	6	-
平成 2 1 年	1,985	1,706	242	21	10	6	-
平成 2 2 年	1,876	1,644	197	10	17	8	-

②産後うつ・育児家庭訪問事業

産後うつ病等の心の問題を持つ母親を早期に把握し、適切な支援を行うことで、育児不安の軽減を図り、虐待の発生予防と子どもが健やかに育つよう支援することを目的に、平成 1 9 年度から実施している。ハイリスク妊婦およびハイリスク乳児をもつ母親を対象に、おおむね生後 1～2 か月までに訪問を実施する。訪問では産後うつの育児支援チェックリスト、エジンバラ産後うつ病質問票、赤ちゃんへの気持ち質問票によるアンケートを行い、母親の心の状態を把握し、必要な支援を行っている。

表 1 4 産後うつ・育児支援家庭訪問事業の訪問状況

区 分	実 数	延 数
平成 2 0 年度	128	138
平成 2 1 年度	267	288
平成 2 2 年度	329	335

表 15 エジンバラ産後うつ病質問票のハイリスク者

区 分	実 数
平成 20 年度	94
平成 21 年度	118
平成 22 年度	146

(注) ハイリスク者：質問票の合計得点が 9 点以上または自傷行為の項目の得点が 1 点以上の者

③健康教育

妊産婦・乳幼児やその家族、思春期の子やその親を対象に、健康の保持増進、正しい知識の普及を目的に各種教室を開催している。

表 16 両親学級、プレパパ・プレママのためのセミナー、初まご教室の実施状況

年 度	区 分	開催回数	受講者数	受 講 者 数 内 訳			
				初 妊 婦	経 産 婦	夫	家 族
平成 20 年度	両親学級	11	487	236	10	206	35
	セミナー	3	92	51	-	38	3
	初まご教室	2	55		2	-	53
平成 21 年度	両親学級	10	480	240	5	218	17
	セミナー	3	84	48	1	34	1
	初まご教室	1	17		-	-	17
平成 22 年度	両親学級	11	494	235	11	221	27
	セミナー	3	85	46	1	37	1
	初まご教室	1	12		-	-	12

(注) 初まご教室受講者の家族には、祖父母（曾祖父母）を含む。

表 17 思春期保健講演会等の実施状況

名 称	内 容	開催回数	参加者数
思春期保健講演会	思春期の子を持つ親等を対象に、思春期の心や体の発達について講演会を開催	1	95
思 春 期 教 室	思春期の男女が豊かな人間性と社会性を持った性意識や性行動を身につけることを目的に開催	4	578
保健福祉体験学習 (あかちゃんだっこ教室)	思春期の男女が、乳児やその母親とのふれあいを通し、生命の尊厳等について学ぶことを目的に開催	5	144
離 乳 食 教 室	離乳食が始まる 5 か月児の親を対象に、離乳食の進め方や作り方を学ぶことを目的に開催	4	90

④訪問指導

ア 妊産婦・家族計画訪問指導

相談等で把握した支援の必要な妊産婦に対し、保健師による訪問指導を実施している。

表 18 妊産婦・家族計画訪問指導実施状況

区 分	総 数		妊 婦		産 婦		家 族 計 画	
	実 数	延 数	実 数	延 数	実 数	延 数	実 数	延 数
平成20年度	428	456	7	8	421	448	-	-
平成21年度	476	536	26	28	450	508	-	-
平成22年度	519	562	13	18	506	544	-	-

イ 乳幼児・障がい児等訪問指導

子どもが望ましい家庭環境のもと、健やかに成長できるよう支援していくことを目的として、未熟児、新生児および要経過観察児等の訪問指導を実施している。

表 19 乳幼児・障がい児等訪問指導実施状況

区 分	訪 問 総 数		乳 児 訪 問							
			未 熟 児 (再掲)		新 生 児 (再掲)		障 害 児 (再掲)			
	実 数	延 数	実 数	延 数	実 数	延 数	実 数	延 数	実 数	延 数
平成20年度	1,240	1,494	545	599	147	154	138	144	18	19
平成21年度	1,300	1,638	566	661	147	160	139	143	15	17
平成22年度	1,220	1,489	565	622	163	175	132	133	20	31

区 分	幼 児 訪 問				そ の 他	
			障 害 児 (再掲)			
	実 数	延 数	実 数	延 数	実 数	延 数
平成20年度	682	859	193	272	13	36
平成21年度	716	944	147	219	18	33
平成22年度	637	844	96	146	18	23

ウ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭を、保健師やこんにちは赤ちゃん訪問員が訪問し、子育てに関する情報提供や相談等に対応をしている事業で、平成20年度から実施している。

表20 こんにちは赤ちゃん事業実施状況

区 分	対 象 者 数	訪 問 者 数
平成20年度	1,428	1,426
平成21年度	1,864	1,864
平成22年度	1,806	1,806

(注) 対象者数：平成20年度は平成20年4月から12月生まれ
平成21年度は平成21年1月から12月生まれ
平成22年度は平成22年1月から12月生まれ

(4) 医療援護

母子保健法、児童福祉法および国の実施要綱等に基づき、疾病による経済的負担の軽減を図る医療給付等の公費負担による給付を行い、母子の健康保持と児の健全な成長を支援している。

① 育成医療給付

身体に障がいのある児童、また疾患を放置すれば一定の障害を残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できるものに、医療の給付を行っている。

表21 育成医療給付状況

区 分	総 数	肢 体 不 自 由	視 覚 障 害	聴 覚 平 衡 機 能 障 害	音 声 言 語 障 害	心 臓 障 害	腎 臓 障 害	そ の 他 内 臓 障 害
平成20年度	59	10	1	-	34	10	-	4
平成21年度	54	12	2	-	30	5	-	5
平成22年度	49	11	1	-	28	4	-	5

②小児慢性特定疾患医療給付

小児の慢性疾患のうち、小児がんや腎疾患等特定の疾病については、治療に相当の期間を要し、その負担も高額となることから、児童の健全育成のための医療を確立し、その普及を図るとともに、患者家族の医療費負担を軽減するため公費負担を行っている。

また、中核市移行に伴い、平成17年10月からは小児慢性特定疾患対策協議会を設置し、認定業務を行っている。

表22 小児慢性特定疾患医療給付状況

区分	総数	悪性	慢性	慢性	慢性	内分泌	膠原病	糖尿病	先天性	血友病等	神経・	慢性
		新生物	腎疾患	呼吸器疾患	心疾患	疾患			代謝異常	血液・免疫疾患		
平成20年度	162	21	18	5	11	57	7	13	9	9	5	7
平成21年度	160	19	20	1	8	60	9	14	8	8	5	8
平成22年度	168	21	24	3	8	67	8	15	6	6	5	5

③特定不妊治療費助成

国内における不妊治療のうち、体外受精および顕微授精については、1回の治療費が高額なことから治療をあきらめざるを得ない場合も少なくない。そのため、特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図っている。

表23 特定不妊治療費助成状況

区分	総数		体外受精		顕微授精		体外受精・顕微授精		凍結胚移植		その他	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数
平成20年度	76	111	15	21	39	45	-	-	9	31	13	14
平成21年度	105	179	19	26	56	76	-	-	14	51	16	26
平成22年度	120	185	19	28	56	73	-	-	24	54	21	30

④その他

その他の公費負担状況は次のとおりである。

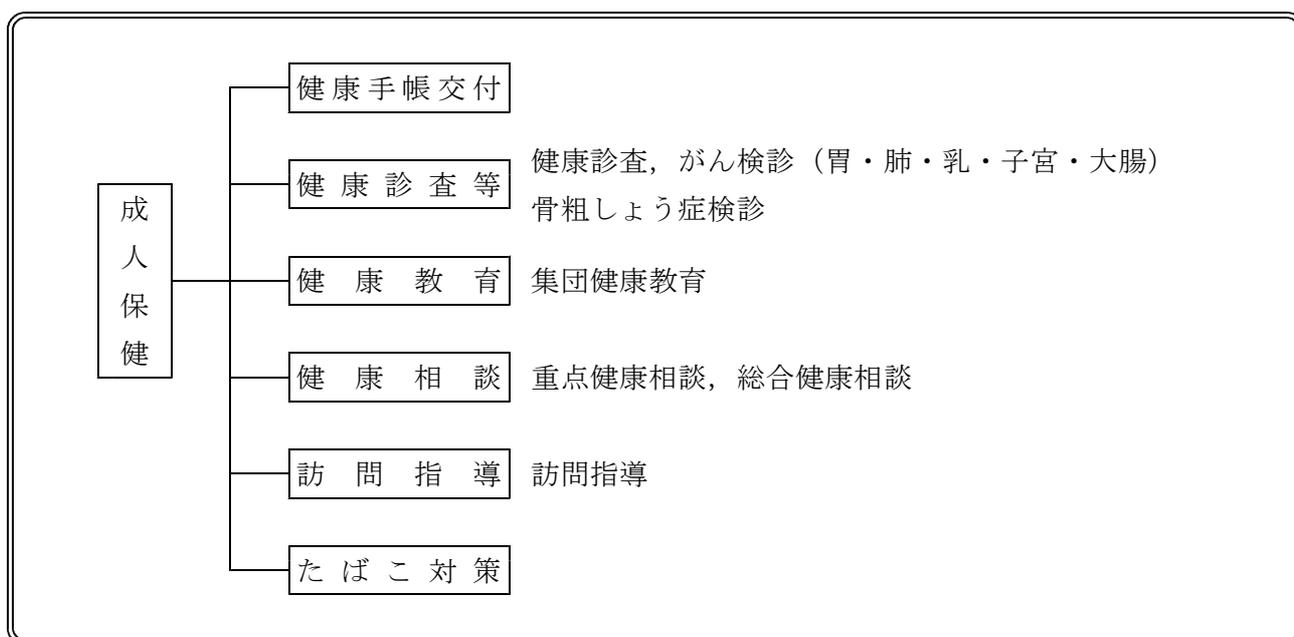
表24 その他の公費負担給付状況

区分	母子栄養食品給付	未熟児養育医療給付	結核児童療育医療給付	妊娠中毒症等療養援護
平成20年度	-	45	-	1
平成21年度	-	51	-	-
平成22年度	-	53	-	-

2 成人保健

本市の疾患別死亡率をみると、がん・心臓病・脳血管疾患といういわゆる生活習慣病によるものが全死因の約3分の2を占めている。

これらは、壮年期から増加しはじめるため、健康増進法に基づき生活習慣病に着目した健康診査のほか、がん検診、骨粗しょう症検診、健康教育、健康相談等を実施し、疾患の早期発見、食事や運動等の生活習慣の改善に関する保健指導、健康管理に関する正しい知識の普及を図るなど、生活習慣病の予防に努めている。



(1) 健康手帳の交付

健康手帳は、特定健診・保健指導その他の健康の保持のために必要な事項を記録し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資することを目的として、40歳以上の希望する市民に対し交付している。

表1 健康手帳の交付状況

区 分	40～74歳	75歳以上
平成21年度	1,858	300
平成22年度	2,514	483

(2) 健康診査等

生活習慣病予防の一環としてメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査の実施や疾病の早期発見を目的にがん検診等を行っている。

①健康診査

医療保険者による特定健康診査が実施されたことから、市では健康増進法（健康増進法施行規則第4条の2第4号）に基づき、40歳以上の特定健康診査非対象者等の健康診査を実施し、その結果、必要な方に対して食事や運動等の生活習慣の改善を促す保健指導を行っている。

表2 健康診査受診状況 (平成22年度)

受診者 性別	総数	受診者の年齢内訳					
		40～49	50～59	60～64	65～69	70～74	75歳～
男	22	5	7	6	1	-	3
女	50	6	5	10	10	12	7
計	72	11	12	16	11	12	10

表3 健康診査受診者保健指導区別実人員 (平成22年度)

性別	年齢区分	受診者数	情報提供	動機付け	積極的	受診勧奨
男 性	40～49歳	5	5	-	-	-
	50～59歳	7	4	1	2	5
	60～64歳	6	5	1	-	2
	65～69歳	1	1	-	-	-
	70～74歳	-	-	-	-	-
	75歳以上	3	1	2	-	-
	計	22	16	4	2	7
女 性	40～49歳	6	4	1	1	1
	50～59歳	5	4	-	1	1
	60～64歳	10	7	2	1	2
	65～69歳	10	5	5	-	4
	70～74歳	12	10	2	-	7
	75歳以上	7	7	-	-	-
	計	50	37	10	3	15
合計	72	53	14	5	22	

(注) 受診勧奨は、受診者数の内数

②がん検診

がんを早期に発見し、治療に結び付けることは、がん予防対策上最も重要な課題であることから、市の指定医療機関等で検診を実施している。

なお、平成21年度から特定の年齢の女性に対して、乳がんおよび子宮頸がんに関する無料クーポン券等を配布し、受診促進を図る「女性特有のがん検診推進事業」を実施しているため、「表6 乳がん検診受診状況」および「表7 子宮頸部検診受診状況」には、この事業における受診者も含めた数値を記載している。

ア 胃がん検診

国の指針では対象者は40歳以上とされているが、市では35歳以上の市民を対象に、市の指定医療機関および集団検診で実施している。

表4 胃がん検診受診状況 (平成22年度)

区 分	総 数	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70歳～	
受 診 者 数	3,962	133	229	230	300	524	737	752	1,057	
異 常 な し(実数)	3,593	127	205	208	279	484	668	680	942	
有 所 見(実数)	369	6	24	22	21	40	69	72	115	
精 検 結 果	異 常 な し	68	1	5	4	3	7	9	16	23
	が ん の 疑 い	3	-	-	-	-	1	-	2	
	が がん	5	-	-	-	-	1	1	3	
	そ の 他 疾 患	139	3	6	8	6	17	20	32	47
	不 詳	154	2	13	10	12	16	38	23	40

イ 肺がん検診

40歳以上の市民を対象に集団検診を実施している。

表5 肺がん検診受診状況 (平成22年度)

区 分	総 数	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70歳～	
受 診 者 数	6,719	267	280	338	645	1,273	1,484	2,432	
異 常 な し(実数)	6,429	263	277	330	638	1,214	1,423	2,284	
有 所 見(実数)	290	4	3	8	7	59	61	148	
精 検 結 果	異 常 な し	61	1	1	2	0	15	10	32
	が ん の 疑 い	3	-	-	-	-	1	-	2
	が がん	1	-	-	-	-	-	-	1
	そ の 他 疾 患	151	3	2	2	5	27	32	80
	不 詳	74	-	-	4	2	16	19	33

ウ 乳がん検診（マンモグラフィ併用）

40歳以上の女性を対象に、市の指定医療機関で検診を実施している。受診は2年に1回とし、年度毎に、生年（西暦）が奇数か偶数かで対象者を区分している。（平成22年度は偶数年生まれが対象）

表6 乳がん検診受診状況（平成22年度）

区 分		総 数	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70歳～
受 診 者 数		5,245	1,056	829	808	941	1,093	267	251
異 常 な し(実数)		4,691	922	717	713	865	994	249	231
有 所 見(実数)		554	134	112	95	76	99	18	20
精 検 結 果	異 常 な し	246	47	41	51	30	55	10	12
	が ん の 疑 い	21	4	5	4	3	4	0	1
	が ン	32	5	5	7	7	7	1	0
	そ の 他 疾 患	181	63	44	23	22	17	6	6
	不 詳	74	15	17	10	14	16	1	1

エ 子宮がん検診

20歳以上の女性を対象に、市の指定医療機関で検診を実施している。受診は2年に1回とし、年度毎に、生年（西暦）が奇数か偶数かで対象者を区分している。（平成22年度は偶数年生まれが対象）

表7 子宮頸部検診受診状況（平成22年度）

区 分		総 数	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70歳～
受 診 者 数		7,968	505	780	1,110	1,249	1,410	612	592	481	508	314	407
異 常 な し (実 数)		7,550	462	772	1,031	1,178	1,335	586	573	465	498	306	394
有 所 見 (実 数)		418	43	58	79	71	75	26	19	16	10	8	13
精 検 結 果	異 常 な し	83	5	10	17	10	17	9	5	1	2	4	3
	が ん の 疑 い	67	10	11	15	9	7	3	5	3	3	1	0
	が ン	22	0	3	2	6	5	1	2	1	2	-	-
	そ の 他 疾 患	37	3	3	7	6	9	4	2	2	-	-	1
	不 詳	209	25	31	38	40	37	9	5	9	3	3	9

表 8 子宮体部検診受診状況

(平成 22 年度)

区 分	総 数	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70歳～
受 診 者 数	2,579	16	66	159	199	294	395	433	324	333	174	186
異 常 な し (実 数)	2,555	16	66	156	198	292	391	428	321	331	172	184
有 所 見 (実 数)	24	-	-	3	1	2	4	5	3	2	2	2
精 検 結 果	異 常 な し	11	-	-	1	-	2	2	3	-	1	1
	が ん の 疑 い	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-
	が ん	6	-	-	1	-	-	1	2	1	1	-
	そ の 他 疾 患	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	不 詳	5	-	-	1	1	-	1	-	-	-	1

オ 大腸がん検診

40歳以上の市民を対象に、市の指定医療機関および集団検診で実施している。

表 9 大腸がん検診受診状況

(平成 22 年度)

区 分	総 数	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70歳～
受 診 者 数	3,814	227	229	298	484	723	718	1,135
異 常 な し(実数)	3,442	207	221	281	452	665	649	967
有 所 見(実数)	372	20	8	17	32	58	69	168
精 検 結 果	異 常 な し	64	3	1	3	8	12	11
	が ん の 疑 い	2	-	-	-	-	-	2
	が ん	7	-	-	-	-	2	5
	そ の 他 疾 患	97	2	1	5	7	13	23
	不 詳	202	15	6	9	17	31	35

表 10 各種がん検診受診者の推移

区 分	胃がん 検 診	肺がん 検 診	乳がん 検 診	子宮がん検診		大腸がん 検 診
				子宮頸部	子宮体部	
平成20年度	3,434	3,192	2,110	5,419	2,519	2,327
平成21年度	3,761	3,299	4,777	7,221	2,610	3,067
平成22年度	3,962	6,719	5,245	7,968	2,579	3,814

③骨粗しょう症検診

転倒による骨折が高齢者の寝たきりの大きな原因の一つとなっている。その骨折の原因となる骨粗しょう症を予防するため、40歳以上70歳以下の5歳刻みの年齢の女性を対象に骨粗しょう症検診を実施している。

平成22年度は、保健所で30回実施し、100人および東部保健事務所管内で13回実施し、64人の計164人が受診した。

表 11 骨粗しょう症検診受診状況

(平成22年度)

区 分	総 数	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
受 診 者 数	164	3	17	10	27	45	28	34
異 常 な し	130	1	15	9	21	39	21	24
要 指 導 対 象 者	4	1	2	-	1	-	-	-
要 精 検 対 象 者	30	1	-	1	5	6	7	10

(3)健康教育

成人および高齢者を対象に、生活習慣病予防や健康づくり、介護予防等に関する正しい知識の普及を図るため健康教育を実施している。

表 12 健康増進法による健康教育実施状況 (40～64歳) (平成22年度)

区 分	集団健康教育				総 数
	一 般	歯周疾患	病態別	薬	
開 催 回 数	450	2	73	2	527
延参加人員	11,521	42	3,018	66	14,647

表 1 3 介護予防に関する健康教育実施状況（65歳以上）（平成22年度）

区 分	集団健康教育						総 数
	運 動 器 機能向上	栄 養 改 善	口 腔 機 能 向 上	認 知 症 予 防	介 護 予 防 全 般	そ の 他	
開催回数	49	5	13	16	75	113	271
延参加人員	796	591	287	342	1,222	2,373	5,611

(4)健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、適切な指導や助言により家庭における健康管理を支援している。

表 1 4 健康相談実施状況（平成22年度）

区 分	重 点 健 康 相 談					総合健康 相 談	総 数
	高 血 圧	脂 質 異 常 症	歯 周 疾 患	女 性 の 健 康	病 態 別		
開 催 回 数	1	2	99	8	30	33	173
被指導延人員	2	3	186	30	56	77	354

(5) 訪問指導

家庭において療養上保健指導が必要な方に対し、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図るため、保健師・理学療法士が訪問して本人およびその家族に対し必要な保健指導を実施している。

表 1 5 訪問指導 (平成 2 2 年度)

区 分		被訪問指導者数	
		実 人 員	延 人 員
寝たきり者 (閉じこもり予防を含む)	64歳以下	42	94
	65歳以上	116	298
	計	158	392
要 指 導 者	64歳以下	13	25
	65歳以上	21	22
	計	34	47
認 知 症	64歳以下	2	3
	65歳以上	42	81
	計	44	84
介 護 家 族	64歳以下	14	25
	65歳以上	19	26
	計	33	51
合 計		269	574

表 1 6 訪問指導数の推移

区 分	年 間 訪 問 指 導 者 数									
	寝たきり者		要指導者		認知症		介護家族		合 計	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
平成 2 0 年度	248	680	19	21	38	88	31	72	336	861
平成 2 1 年度	205	514	34	45	44	77	30	55	313	691
平成 2 2 年度	158	392	34	47	44	84	33	51	269	574

(6) たばこ対策

喫煙は、がんや心臓病等の生活習慣病を引き起こす重要な危険因子であることから、防煙、分煙、禁煙サポート等を推進するため、禁煙週間に当たる5月31日～6月6日の期間に、総合保健センター1階健康ギャラリーにおいて、たばこの害や受動喫煙防止に関する知識の普及や未成年者に対する喫煙防止の普及、更に喫煙者に対する禁煙指導の機会とするため、禁煙キャンペーンを実施している。

また、市内の小・中学生の児童・生徒やPTAを対象に、喫煙防止教育講座、たばこ講座を実施しており、平成22年度は、4校343人に対し講習会を実施した。

その他、効果的な受動喫煙防止対策を行っている施設について、「おいしい空気の施設」として登録し、ステッカーを交付し、保健所ホームページに掲載することにより、一般市民に対して受動喫煙防止の重要性の周知を図っている。平成22年度末で、登録施設は368施設となっている。

また、平成22年2月の厚生労働省通知では、公共的な空間を原則として全面禁煙とするように求めていることから、関係機関への協力を依頼するとともに、6月には、公共的な施設（医療機関、交通機関、デパート、金融機関、市関係施設等524施設）の禁煙・分煙状況の実態調査を実施。

（回収数419施設、回収率80%）

なお、11月には、市関係施設の管理者を中心に「受動喫煙防止対策に関する連絡会」を開催し、受動喫煙防止対策の推進を図った。

表17 「おいしい空気の施設推進事業」登録件数 (平成22年度)

施設区分	施設数
飲食店	50[7]
学校等	23[1]
医療機関・社会福祉施設・薬局等	196[16]
体育施設・娯楽施設	15
社会・文化施設	54
公衆浴場・日帰り温泉	2
公共交通機関等	1[1]
金融機関	7[3]
事務所・会社等	3
官公庁	17[2]
合計	368[30]

(注) []は分煙施設数の再掲

*平成22年度は、「公共的な施設の禁煙・分煙状況の実態調査」に併せて「おいしい空気の施設」への登録を働きかけたこともあり、平成22年3月末の129件から平成23年3月末の368件へと239件増加した。

完全禁煙ステッカー



完全分煙ステッカー



3 栄養改善

近年の食生活の状況は、食環境の変化に伴い、栄養のアンバランス、過食や欠食など健康管理に大きな影響を与えている。栄養の過剰摂取、運動不足など健康管理をどのように進めていくかが大きな課題となっている。

保健所では健康増進法に基づき市民に対し、栄養指導（個別または集団）を通して適正な食生活の理解と実践を促すことにより健康の保持増進を図っている。

(1) 栄養改善指導

- ① 母子…乳幼児健診（3～4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児）等における離乳食や幼児食の栄養指導や妊娠中の栄養指導などを実施している。
- ② 成人…特定保健指導、男の健康セミナー等で肥満予防を中心に、栄養指導を実施している。また、健康増進センターの健康づくりプログラムにおいて栄養・運動指導を実施している。

表1 個別指導実施状況

区分	乳 幼 児						成 人				実施総数
	3～4か月児	10か月児	1歳6か月児	3歳児	のびっこ	その他	健康づくりコース	健康づくりプログラム	特定保健指導	その他	
平成20年度	1,924	1,782	1,731	1,644	49	55	1,188	-	160	131	8,664
平成21年度	1,853	1,728	1,630	1,752	42	148	-	82	283	122	7,640
平成22年度	1,856	1,747	1,693	1,661	20	151	-	34	144	141	7,447

(2) 給食施設指導

特定給食施設その他給食施設への訪問指導を実施している。

表2 給食施設数および個別指導数 (平成22年度)

区分		学	病	介護	老人	児童	社会	事業	寄	矯	自	給食	そ	合 計
		校	院	老人	福祉	福祉	福祉	所	宿	正	衛	セ	他	
特定給食施設	施設数	40	16	9	6	8	3	2	4	1	1	-	1	91
	指導数	1	16	5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	23
その他の給食施設	施設数	5	15	-	15	41	6	1	2	-	-	-	1	86
	指導数	-	15	-	3	2	-	-	-	-	-	-	-	20

(注) 特定給食施設：1回100食以上または1日250食以上の施設
 その他の給食施設：1回50食以上

(3) 健康教育

母子および成人を対象に食生活や栄養に関する正しい知識の普及を図るため健康教育を実施している。

表3 健康教育実施状況

(平成22年度)

区分	名称	内容	開催回数	参加者数
母子	プレパパ・プレママのためのセミナー	妊娠中の栄養や食生活等についての指導	3	85
	初まご教室	乳幼児の食に関する指導	1	12
	離乳食教室	離乳食についての指導	4	90
	パクパク教室	幼稚園児への食育についての指導	5	193
	その他	幼児の食生活や食育についての指導	9	250
成人	男の健康セミナー	肥満の男性を対象に、栄養・運動について指導	3	35
	女性のためのダイエット教室	肥満の女性を対象に、栄養・運動について指導	8	138
	女性のための健康教室	女性を対象に、栄養・運動について指導	8	194
	食生活改善推進員の養成および研修	地域における栄養改善活動のボランティアである推進員の養成や研修	26	707
	その他	特定保健指導の対象者や各地域団体からの要請で行っている健康教育における栄養指導	49	1437

はこだてげんきな子 食育プラン（函館市食育推進計画）の概要

1 計画策定の背景

社会を取り巻く環境の変化から、ライフスタイルや価値観、嗜好が多様化する中で、家庭内での「食」が変化している。朝食の欠食、栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加、生活習慣病の増加、過度の痩身志向、「食」の安全性に対する不安の高まりなど、健全な食生活が失われつつある。

国は、このような状況の中、「様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている」として食育基本法を制定した。

函館市では、こうした状況を踏まえ「食育推進庁内関係課長会議」を設置し、食育に関する取組を一元的に推進するための体制づくりを進めてきたが、総合的かつ計画的な食育を関係団体との連携を図りながら更に推進するため、計画を策定した。

計画では、特に、函館の未来を担う子どものための食育を組織的、総合的に推進することによって、市民一人一人が食育に理解を深め、食を通して心豊かで健やかな暮らしを実現することを目的としている。

2 計画の期間

平成23年度から平成27年度までの5年間

3 計画の推進体制等

これまで、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域、生産者、事業者、行政などで食育に関する取組を個別に推進してきたが、これらの取組を連携させ、総合的に食育を推進するため、関係する各部署が連絡を一層密にし、関係団体との連携を図りながら計画を推進する。

また、施策の実施状況や計画の進捗状況等の進行管理を行うとともに、計画期間満了時に評価を行い、第二次の計画を策定するものとする。

4 施策体系

(1) 食育推進の理念

食育は、函館市民一人一人が食を通じて心豊かで健やかな暮らしを実現することができるように推進する。

(2) 食育推進の基本目標

- ・食で健康なからだをつくる
- ・食で豊かな心を育む
- ・函館の豊かな食資源や食文化を通して食の大切さを知る

(3) 食育推進の具体的目標

食育推進の理念および基本目標にそって食育を推進するための具体的な目標として、「はこだてげんきな子」を設定し、取り組む。

具体的目標は、家庭が子どもたちの食育を実践する最も大切な場所であることから、家庭で取り組みやすい内容とした。

は：「早寝・早起き・朝ごはん」規則正しく毎日を過ごそう。

こ：心とからだを育てるみんなで囲む食卓を大切にしよう。

だ：大事だよ、しっかりかむこと、磨くこと。

て：手間かけて、愛情こめて作りましょう。

げん：元気なからだをつくる、食事をきちんととろう。

き：郷土の食材を取り入れた料理を覚えよう。

な：何でもおいしく食べよう。

こ：声に出し、「いただきます」のごあいさつ

(4) 各分野の役割と取組

食育は、その実践の場が、幼少期に始まり生涯にわたる広範囲なものであることから、家庭や保育所、幼稚園、学校、地域など様々な場面でそれぞれの取組を進めてきたが、より効果的な食育の推進のため、各分野における役割や取り組むべき事項を明確にし、更に連携を深めて実践的な食育に取り組んでいくものとする。

(5) 目標値

客観的な指標の目標値を掲げ、食育の推進に努力する。

基本目標	指 標	現 状 値	目 標 値
食で健康なからだをつくる 食で豊かな心を育む 函館の豊かな食資源や食文化を通して食の大切さを知る	朝食を必ずとる子どもの割合が増える。	小学4年生 82.0% 中学1年生 76.0% (平成21年度)	どの学年でも 100%
	子どもの肥満の割合が減る。	1歳6か月児 1.3% 3歳児 2.4% (平成20年度)	現状値以下
	子どものむし歯のある割合が減る。	1歳6か月児 5.4% 3歳児 30.1% (平成20年度)	1歳6か月児 3.0% 3歳児 25.0%
	学校給食における地場産食材の割合が増える。	米・パン用小麦 100% 生鮮野菜 70% 海草類 39% 生鮮果物 3% 魚介類 28% 肉 91% 牛乳 100% 卵 100% (平成21年度)	現状値以上
	食生活改善推進員を増やす。	93人 (平成21年度)	現状値以上

4 歯科保健

乳幼児期から歯を大切にすることを習慣づけ、生涯を通して口腔の健康を保持することができるように、歯科保健についての正しい知識の普及と啓発に努めている。

(1) 集団健診

乳幼児に対し、10か月児の歯科健康相談、1歳6か月児および3歳児の歯科健康診査を実施している。

表1 歯科健康診査受診状況 (平成22年度)

区 分	10か月児 歯科健康相談	乳幼児歯科健康診査	
		1歳6か月児	3歳児
実施回数	56	51	53
受診者数	1,768	1,693	1,659

① 1歳6か月児歯科健康診査

1歳6か月児に対する歯科健康診査実施結果は、次のとおりである。

表2 1歳6か月児歯科健康診査実施結果

区 分	対象数	受診数	むし歯なし		むし歯あり			むし歯 の総数	現在の 歯 数	異常のあった児		
			O ₁	O ₂	A型	B型	C型			軟組織	咬合等	その他
平成20年度	1,886	1,738	1,313	332	89	3	1	295	25,565	279	86	99
平成21年度	1,776	1,629	1,261	295	70	3	-	217	24,057	182	54	105
平成22年度	1,855	1,693	1,305	316	71	1	-	198	25,384	188	31	93

(注) O₁: むし歯がなく、かつ口腔環境が良く甘味嗜好の傾向も強くなく、間食習慣も良好
 O₂: むし歯はないが、近い将来においてむし歯になりそうな要素を多分にもっている。
 A型: 上顎前歯部のみ、または臼歯部のみむし歯のある者
 B型: 上顎前歯部および臼歯部にむし歯のある者
 C型: 下顎前歯部または下顎前歯部を含む他の部位にむし歯のある者

② 3歳児歯科健康診査

3歳児に対する歯科健康診査実施結果は、次のとおりである。

表3 3歳児歯科健康診査実施結果

区 分	対象数	受診数	むし歯 なし	むし歯あり				むし歯 の総数	処置 歯数	現在の 歯 数	異常のあった児		
				A型	B型	C型					軟組織	咬合等	その他
						C ₁	C ₂						
平成20年度	1,864	1,654	1,157	284	178	8	27	2,251	315	32,856	220	186	110
平成21年度	1,917	1,705	1,210	284	191	2	18	2,036	296	33,853	202	146	112
平成22年度	1,872	1,659	1,210	250	179	6	14	1,807	315	32,982	147	131	105

(注) C₁型: 下顎前歯部のみむし歯のある者
 C₂型: 下顎前歯部を含む他の部位にむし歯のある者

(2) 個別健診

乳幼児，妊産婦等を対象に健診，歯科保健指導，予防処置（フッ化物塗布）を行っている。
また，40歳以上の成人を対象に歯科健康診査を実施している。

表4 個別歯科健診実施状況 (平成22年度)

区分	妊産婦	乳幼児	成人	その他	計
歯科健診数	111	3,807	264	48	4,230
フッ化物塗布	-	3,807	-	48	3,855

(3) 健康教育

口腔衛生に関する正しい知識を普及するために各種の健康教育等を実施している。

表5 歯科健康教育等実施状況 (平成22年度)

名称	内容	開催回数	参加者数
歯の学校	小・中学生を対象に，学級単位で歯科保健に関する体験学習を実施	15	317
プレパパ・プレママのためのセミナー	妊娠中の歯科保健，胎児の歯の形成，乳幼児のむし歯予防等についての講話等を実施	3	85
親と子のよい歯のコンクール	前年度3歳児健康診査の受診児とその母親または父親を対象に，6月の歯の衛生週間中に実施	1	4

5 精神保健

複雑な現代社会では、ストレス、高齢化などによって精神的な健康を損なう場面も多く、保健所の果たす役割は重要性を増していることから、精神保健に対する正しい知識の普及、精神保健相談、訪問指導、社会復帰対策、自殺予防対策、関連団体支援などの事業を行っている。

また、医療・福祉等の関係機関や関連団体の中心的行政機関としてコーディネート機能を整備するなど地域社会のニーズに応じ、的確な精神保健サービスの提供に努めている。

(1) 精神障がい者把握数

表 1 精神障がい者把握数

(各年 1 2 月末現在)

区 分		総 数	5歳未満	5～14	15～24	25～34	35～44	45～54	55～64	65歳以上	不 明
平成 20 年		6,774	-	61	363	1,045	1,396	1,120	1,332	1,457	-
平成 21 年		6,946	-	56	366	1,118	1,562	1,179	1,289	1,376	-
平成 22 年		計 6,983	-	50	354	1,121	1,555	1,106	1,332	1,465	-
		男 2,711	-	21	154	412	641	460	558	465	-
		女 4,272	-	29	200	709	914	646	774	1,000	-
F0 脳器 質性 精神 障害	F00 アルツハイマー病 の認知症	男	53	-	-	-	-	-	4	49	-
		女	116	-	-	-	-	-	5	111	-
	F01 血管性認知症	男	32	-	-	-	-	3	6	23	-
		女	66	-	-	-	1	-	2	63	-
その他の器質 性精神病	男	62	-	-	1	2	6	7	18	28	-
	女	41	-	-	-	-	6	3	3	29	-
F1 精神作用 物質による精神及 び行動の 障害	F10 アルコール 使用によるもの	男	142	-	-	2	16	17	51	56	-
		女	26	-	-	2	7	5	7	5	-
	F15 覚せい剤使 用によるもの	男	14	-	-	4	1	6	1	2	-
		女	3	-	-	1	-	-	1	-	-
アルコール、覚せい剤を除く 精神作用物質使用のもの		男	15	-	-	3	4	2	6	-	-
		女	13	-	3	7	1	1	-	1	-
F2 統合失調症	男	971	-	-	23	141	273	196	222	116	-
	女	1,234	-	-	35	165	265	233	295	241	-
F3 気分(感情)障害	男	882	-	-	32	140	236	185	173	116	-
	女	1,959	-	-	64	367	464	320	352	392	-
F4 神経症性障害	男	146	-	-	12	35	36	12	21	30	-
	女	393	-	-	27	68	93	45	51	109	-
F5 生理的障害及び身体的要因に 関連した行動症候群	男	4	-	-	-	-	2	1	1	-	-
	女	15	-	-	-	6	7	1	1	-	-
F6 成人の人格及び 行動の障害	男	11	-	-	-	4	4	-	2	1	-
	女	26	-	-	4	9	10	1	1	1	-
F7 知的障害	男	33	-	-	3	6	7	3	8	6	-
	女	28	-	-	3	4	2	5	6	8	-
F8 心理的発達の 障害	男	14	-	-	6	4	4	-	-	-	-
	女	9	-	2	2	2	2	-	1	-	-
F9 小児期及び青年期の行動及び情 緒障害、特定不能の精神障害	男	37	-	8	9	8	4	-	5	3	-
	女	41	-	1	6	17	8	1	3	5	-
G てんかん	男	259	-	13	66	59	32	22	35	32	-
	女	253	-	25	52	53	35	22	34	32	-
そ の 他	男	36	-	-	2	4	16	6	5	3	-
	女	49	-	1	3	8	13	9	12	3	-

(2) 精神保健福祉相談事業

精神保健に関するあらゆる相談に対し、問題解決のための援助を行うことで、患者及び家族が疾病を理解し、円滑な社会生活を営むことができることを目的に実施している。

① 精神保健相談事業（心の健康相談）

心の健康について不安のある本人やその家族に対し、専門医がこれからの対応や関わりなどについて個別に助言している。

表 2 心の健康相談

	実施回数	相談件数
平成 20 年度	23	27
平成 21 年度	15	20
平成 22 年度	10	18

② 精神保健相談

保健師や精神保健福祉相談員が、在宅の精神障がい者に対する適切な受診の働きかけや退院患者のアフターケアを行っている。

表 3 精神保健相談状況

区 分	社会復帰		老人精神		アルコール		その他		合計			
	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話		
相 談	平成 20 年度		45		129		44		599		817	
	平成 21 年度		19	14	30	65	6	40	152	573	207	692
	平成 22 年度		33	36	22	92	8	37	156	550	219	715

③ 家庭訪問については、60 ページ参照。

(3) 社会復帰支援事業

① ふれあい交流事業

精神障がい者の地域への参加と市民が持っている障がい者に対する誤解や偏見を取り除き、お互いの交流を図っている。

平成 20 年度	① ソフトバレーボール	209 名参加
	② ボウリング大会	226 名参加
21 年度	① スポーツ大会	140 名参加
	② ボウリング大会	197 名参加
22 年度	① スポーツ大会	162 名参加
	② ボウリング大会	251 名参加

② 自主活動グループ（のぞみ会）

家庭や社会生活の適応性を広げるための支援を行うことで社会復帰の促進を図っている。

表 4 活動状況

	開催回数	参加者数	
		実数	延数
平成 20 年度	24	6	99
平成 21 年度	24	6	103
平成 22 年度	24	5	69

(4)精神障がい者福祉サービス

地域における精神障がいの者の日常生活を支援し、自立と社会参加を促進することを目的として、精神障がい者福祉サービス（ホームヘルプサービス、ショートステイ、グループホーム、ケアホーム、福祉ホーム等）を実施している。

表5 精神障がい者福祉サービス利用人員

事業名	利用人員（実人員）		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
ホームヘルプサービス	53	59	80
ショートステイ	4	4	3
グループホーム	27	27	32
ケアホーム	7	10	10
福祉ホーム	13	13	16

(5)家族支援

①家族会支援

精神障がい者家族会の支援を通じて、精神障がい者が地域の中で自主的に生活できるよう支援する。

表6 家族会（愛泉会）支援状況

	支援回数	参加延人数
平成20年度	4	64
平成21年度	4	76
平成22年度	4	91

②精神保健家族セミナー

精神障がい者を抱える家族に対して、病気と障害に対する正しい知識・情報を提供し、家族機能の回復と強化を図っている。また、グループワークを通じて、お互いの悩みを知るとともに、家族同士が支え合い、交流しあえる場となっている。

表7 精神保健家族セミナー実施状況

	開催回数	参加者数	
		実数	延数
平成20年度	6	38	79
平成21年度	6	43	68
平成22年度	6	37	58

(6) 普及・啓発事業

①健康教育については、62ページ参照

②アルコール障害予防教室「アルコールキッズ教室」

依頼のあった小学校に対し、アルコールが及ぼす影響についての知識等の普及・啓発を図っている

表8 アルコール障害予防教室実施状況

	開催校数	参加人数
平成20年度	5	268
平成21年度	8	414
平成22年度	8	324

(7) 自殺予防対策事業

自殺予防に関する情報の提供や知識の普及啓発の対策を実施し、うつ病と自殺予防に対する理解を深めるとともに、相談支援の充実に努めることにより、自殺者の減少を図っている。

(平成22年度)

① 関係機関との連携・情報交換

- ・函館市自殺予防対策連絡会議 年 1 回開催
- ・函館市自殺予防対策実務者会議 年 2 回開催

② 普及啓発事業

- ・「自殺対策関連 相談窓口一覧」リーフレットの作成・配布
- ・「自殺予防普及啓発ポスター」の作成・配布
- ・市内路線バス、市電へ自殺予防啓発ポスター車内広告の実施
- ・自殺予防パネル展
- ・自殺予防講演会の実施（函館精神保健協会主催）
平成22年7月24日 142人参加 テーマ「自殺予防の基礎知識」
防衛医科大学校教授 高橋 祥友氏

③ 自殺予防ゲートキーパー研修（特定非営利活動法人 小呂野に委託）

平成23年3月26日 95人終了

- ・函館市における自殺の現状 ・受けとめの基本姿勢 ・傾聴の技法 ・関係機関へのつなぎ方

④ こころの健康調査の実施

20～59歳の市民5,000人に調査票を配布。

1,718人から回収（回収率34.4%）

⑤ 自殺に関する相談

保健師が来所や電話による相談に随時対応している。

表9 自殺に関する相談受付状況

区分	来所相談	電話相談
平成20年度	—	—
平成21年度	1	11
平成22年度	2	18

6 認知症対策

高齢社会の進展に伴い認知症高齢者が増加していることから、認知症に関する知識と理解を高めるとともに、介護に携わる家族や介護関係者の介護の質の向上を目的とする施策をはじめ、関係機関の連携のもと予防から早期発見・早期対応、介護までの一貫した施策の充実を図るための事業を実施している。

(1) 認知症相談

① 随時相談

保健師が来所や電話による相談に随時対応している。

② 家庭訪問については、60ページ参照

表1 認知症相談受付状況

区 分	来所相談	電話相談
平成20年度	45	86
平成21年度	28	46
平成22年度	19	59

(2) 家族のための認知症介護講座

認知症高齢者を介護している家族が、認知症に関する知識を得て理解を深めるとともに、介護の経験などの情報交換などにより、具体的な介護方法を学ぶことを目的に開催している。

表2 家族のための認知症介護講座実施状況

区 分	実施回数	延人員
平成20年度	6	60
平成21年度	6	65
平成22年度	6	57

(3) 函館地区高齢者のためのSOSネットワークシステム「ぬくもりネットワーク」

平成9年度から徘徊などにより行方不明となった認知症高齢者等を関係機関の連携により速やかに発見し、保護することを目的に連絡通報、保護体制のシステムを実施している。

表3 保護状況

区 分	実人員	延人員
平成20年度	33	38
平成21年度	31	39
平成22年度	40	43

(4) 普及・啓発事業

① 認知症予防講演会

認知症高齢者を介護している家族や市民を対象に、認知症の予防や早期発見、介護について正しい知識の普及を図ることを目的として講演会を開催していたが、函館市内に認知症センターが3カ所で開設され、各センター主催で認知症予防講演会を実施していることより、平成22年度より廃止した。

表4 認知症予防講演会実施状況

区 分	実施回数	延 人 員
平成20年度	1	190
平成21年度	1	90
平成22年度	-	-

② 認知症サポーター養成講座

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域の基盤をつくることを目的に開催している。

表5 認知症サポーター養成講座実施状況

区 分	実施回数	延 人 員
平成20年度	24	738
平成21年度	28	1,009
平成22年度	30	876

③ 認知症研修会

認知症高齢者の相談や介護に携わる職員の資質向上を目的として、認知症の理解と介護について研修会を開催している。参加機関は、函館市地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域密着型サービス事業者（認知症高齢者グループホーム等）、介護保険居宅サービス事業者、介護保険施設などである。

表6 認知症研修会実施状況

区 分	延 人 員
平成20年度	631
平成21年度	420
平成22年度	445

(5) 認知症予防教室（わいわい倶楽部）

1人暮らしや、社会的交流が少ない高齢者が認知症についての正しい知識を得るとともに、自ら脳機能を刺激し、認知症発症の予防、遅延を図るための教室で、平成15年度から開催している。認知症の初期に低下する記憶力・注意力・計画力を楽しみながら鍛えることが目的で、仲間とともに計画を立てる・調べる・手順を考える・人の話を聞く・今までの経験を思い出して話す等の活動を行っている。

平成22年度は4会場、6グループが活動した。

表7 認知症予防教室実施状況(延数) (平成22年度)

会 場 名	頻 度	回 数	グループ数	参加者数(延数)
弥生小学校	月2回	25	1	224
青柳小学校	月2回	30	1	244
日吉ヶ丘小学校	月4回	39	1	189
総合保健センター	月4回	131	3	830

7 難病対策

(1) 特定疾患治療研究事業、先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

原因が不明で、治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残す恐れが少ない疾病について、医療の確立を図るとともに、患者の負担軽減を図るため医療費等の自己負担分の全額または一部を公費負担している。実施主体は北海道で、保健所が申請手続きの窓口となっている。

表 1-1 特定疾患治療研究事業給付状況

(各年度末現在)

疾 患 名	受給者総数			内 訳					
				新規認定者			継 続 者		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
平成 21 年 度	2,030	662	1,368	191	63	128	1,839	599	1,240
平成 22 年 度	2,128	705	1,423	439	164	275	1,682	537	1,145
ベ ー ジ ン 症 候 群	55	21	34	5	1	4	49	20	29
多 重 全 身 性 骨 質 軟 弱 症	35	10	25	6	2	4	29	8	21
ス ー ー 症	51	15	36	8	2	6	43	13	30
再 生 性 貧 血 症	141	15	126	14	1	13	126	14	112
ル ー ー 症	9	3	6	-	-	-	9	3	6
筋 萎 縮 症	13	4	9	1	1	-	12	3	9
強 皮 症	64	14	50	20	7	13	44	7	37
特 殊 結 核 潰 瘍	12	7	5	6	4	2	6	3	3
大 動 脈 炎	86	7	79	11	2	9	75	5	70
ビ ー ー 症	77	25	52	17	6	11	60	19	41
天 脊 骨 炎	7	4	3	3	2	1	4	2	2
ク ー ー 症	210	96	114	57	30	27	152	65	87
難 治 性 骨 質 軟 弱 症	17	1	16	4	0	4	13	1	12
悪 性 腫 瘍	40	38	2	2	2	0	38	36	2
指 節 炎	8	4	4	2	1	1	6	3	3
肝 炎	66	28	38	6	1	5	60	27	33
肝 硬 化	89	60	29	15	10	5	72	49	23
肝 臓 腫 瘍	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肝 臓 病	2	-	2	1	-	1	1	-	1
肝 臓 腫 瘍	265	90	175	60	22	38	204	67	137
肝 臓 腫 瘍	2	-	2	-	-	-	2	-	2
肝 臓 腫 瘍	90	58	32	22	12	10	68	46	22
肝 臓 腫 瘍	1	-	1	-	-	-	1	-	1
肝 臓 腫 瘍	33	6	27	10	1	9	23	5	18
肝 臓 腫 瘍	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肝 臓 腫 瘍	50	35	15	15	10	5	34	24	10
肝 臓 腫 瘍	20	7	13	7	3	4	13	4	9
肝 臓 腫 瘍	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肝 臓 腫 瘍	3	1	2	2	1	1	1	-	1
肝 臓 腫 瘍	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肝 臓 腫 瘍	52	5	47	8	2	6	44	3	41
肝 臓 腫 瘍	1	1	-	1	1	-	-	-	-
肝 臓 腫 瘍	41	25	16	5	4	1	36	21	15
肝 臓 腫 瘍	19	4	15	2	-	2	17	4	13
肝 臓 腫 瘍	3	3	-	-	-	-	3	3	-
肝 臓 腫 瘍	2	2	-	2	2	-	-	-	-
肝 臓 腫 瘍	44	21	23	9	5	4	35	16	19
肝 臓 腫 瘍	1	1	-	1	1	-	-	-	-
肝 臓 腫 瘍	6	-	6	5	-	5	1	-	1
肝 臓 腫 瘍	4	1	3	1	1	-	3	-	3
肝 臓 腫 瘍	1	-	1	-	-	-	1	-	1
肝 臓 腫 瘍	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肝 臓 腫 瘍	3	2	1	1	-	1	2	2	-
肝 臓 腫 瘍	2	1	1	-	-	-	2	1	1
肝 臓 腫 瘍	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肝 臓 腫 瘍	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肝 臓 腫 瘍	1	1	-	1	1	-	-	-	-
肝 臓 腫 瘍	2	2	-	2	2	-	-	-	-
肝 臓 腫 瘍	8	4	4	8	4	4	-	-	-
肝 臓 腫 瘍	19	16	3	6	5	1	13	11	2
肝 臓 腫 瘍	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肝 臓 腫 瘍	1	-	1	1	-	1	-	-	-
肝 臓 腫 瘍	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肝 臓 腫 瘍	1	-	-	1	-	-	-	-	-
肝 臓 腫 瘍	1	-	1	1	-	1	-	-	-
肝 臓 腫 瘍	40	21	19	11	4	7	29	17	12
小 計	1,697	659	1,038	359	153	206	1331	502	829

表 1-2 特定疾患治療研究事業給付状況

(各年度末現在)

疾患名	受給者総数			内 訳						
				新規認定者			継続者			
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
道 指 定	突発性難聴	52	12	40	6	1	5	46	11	35
	溶血性貧血	8	2	6	2	1	1	6	1	5
	ステロイドホルモン産生異常症	5	2	3	2	1	1	3	1	2
	シェーグレン症候群	314	14	300	59	2	57	255	12	243
	難治性の肝臓炎 (劇症肝炎及びウイルス性B・C型肝炎を除く)	38	5	33	6	2	4	32	3	29
	後縦靭帯骨化症(特例)	1	1	-	-	-	-	1	1	-
	特発性間質性肺炎(特例)	12	9	3	5	4	1	7	5	2
	特発性拡張型心筋症(特例)	1	1	-	-	-	-	1	1	-
	小計	431	46	385	80	11	69	351	35	316

表 2 先天性血液凝固因子障害治療研究事業給付状況 (平成22年度末現在)

疾患名	受給者総数			内 訳					
				新規認定者			継続者		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
先天性血液凝固因子障害	8	8	-	1	1	-	7	7	-

(2) ウイルス性肝炎進行防止対策医療給付状況 (肝炎治療特別促進事業 開始年度 平成20年度)

B型ウイルス性肝炎およびC型ウイルス性肝炎は、インターフェロン治療が奏効すれば、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患である。このインターフェロン治療に係る医療費等の自己負担分の全額または一部を公費負担している。実施主体は北海道で、保健所が申請手続きの窓口となっている。

表 3 ウイルス性肝炎進行防止対策医療給付状況

区分	受給者総数
平成20年度	97
平成21年度	79
平成22年度	214

(3) ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業 (開始年度 平成18年度)

ウイルス性慢性肝炎の肝硬変への進行や肝がんの発生を防止し、患者の効果的な治療の確保を図るとともに、重症である橋本病患者の治療を支援するため医療費等の自己負担分の全額または一部を公費負担している。実施主体は北海道で、保健所が申請手続きの窓口となっている。

表 4 ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付状況 (平成22年度末現在)

疾患名	受給者総数			内 訳					
				新規認定者			継続者		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
ウイルス性肝炎	285	149	136	39	27	12	246	122	124
橋本病	3	1	2	2	1	1	1	-	1

(4) 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業（開始年度 平成10年度）

本事業は在宅酸素療法および人工呼吸療法を必要とする呼吸器機能障害者に対し、酸素濃縮器および人工呼吸器の使用に係る電気料金の一部を助成する。実施主体は北海道で、保健所が申請手続きの窓口となっている。

表5 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成認定状況

区 分	新規認定者	継 続 者
平成20年度	51	170
平成21年度	39	153
平成22年度	48	153

(5) 難病患者在宅療養支援計画策定・評価事業

患者等の療養上の不安解消を図るとともに、きめ細かな支援が必要な要支援難病患者に対し、適切な在宅支援が行えるよう保健、医療、福祉等関係者から成る「函館市難病地域ケアシステム推進連絡会議」を保健所に設置し、地域ケアシステムの構築を図るとともに、「難病事例検討会」を開催し、対象患者別の在宅療養支援計画の策定・評価を行い、各種サービスの適切な提供に資することを目的に実施している。

①函館市難病地域ケアシステム推進連絡会議（平成22年度1回開催）

②難病事例検討会（平成22年度2回開催）

表6 難病事例検討会開催状況（平成22年度）

区 分	テ ー マ	参加者数
第1回	神経難病に伴うコミュニケーション障害について	107
第2回	在宅難病患者の終末期ケアについて	121

(6) 難病患者訪問相談事業

難病患者やその家族が抱える日常生活上および療養上の不安を緩和するため、患者のプライバシーに配慮しつつ、個別の相談、指導、助言等を行っている。

表7 難病患者訪問相談状況

区 分	実 人 員	延 人 員
平成20年度	87	375
平成21年度	74	273
平成22年度	61	237

(7) 難病患者訪問指導（診療）事業

要支援難病患者やその家族が抱える日常生活上および療養上の不安を緩和するため、専門医、保健師、理学療法士等で構成する訪問指導（診療）班を派遣し、在宅療養に必要な医学的指導等を行っている。

表 8 難病患者訪問指導（診療）状況

区 分	実 人 員	延 人 員
平成 2 0 年度	7	7
平成 2 1 年度	5	5
平成 2 2 年度	5	5

(8) 難病医療相談事業

難病患者等の医療上の不安を緩和するため、難病に関する専門の医師、保健師、社会福祉士等による医療相談班を編成し、患者等の利用のし易さやプライバシーの保護に配慮した会場を設置して相談会を開催している。

表 9 難病医療相談会開催状況（平成 2 2 年度）

区 分	テ ー マ	参加者数
第 1 回	慢性呼吸不全の治療と呼吸リハビリテーションについて	40
第 2 回	突発性難聴とメニエール病 ～治療と症状との付き合い方～	114

(9) 難病患者サポート教室

療養に必要な知識や交流を深める場を提供することにより、難病患者やその家族の療養上の孤立感を緩和し、QOLの向上を図ることを目的に実施している。

表 1 0 難病患者サポート教室開催状況

区 分	開催回数	延参加人員 (家族含)
平成 2 0 年度	5	94
平成 2 1 年度	3	50
平成 2 2 年度	3	60

(10) 難病患者等居宅生活支援事業

難病患者等の居宅における療養生活を支援し、自立と社会参加を促進することを目的に、ホームヘルプサービス事業、短期入所事業および日常生活用具給付事業を実施している。

表 1 1 難病患者等居宅生活支援事業利用状況（平成 2 2 年度）

事 業 名	件 数
ホームヘルプサービス事業	-
日常生活用具給付事業	4

8 感染症予防

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、医師・獣医師、指定届出機関からの発生届出を受理し、感染症のまん延防止のために迅速かつ的確に対応するほか、感染症発生動向を把握し、公表することにより感染症の発生予防に努めている。

また、予防接種法に基づく定期予防接種として、ジフテリア、百日咳、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、BCG、麻しん、風しんおよびインフルエンザの予防接種を実施している。

(1) 感染症発生届出数

表1 全数届出感染症患者数

(各年12月末現在)

区 分	一 類 感染症	二 類 感染症 (結核を 除く)	三 類 感染症 腸 管 出血性 大腸菌	四 類 感 染 症							五 類 感 染 症					新型インフ ルエンザ等 感染症 新型インフ ルエンザ (A/H1N1)	
				A型 肝炎	E型 肝炎	エキノ コック ス症	レジオ ネラ	オウム 病	デング 熱	類鼻疽	梅毒	クロイツ フェルト ヤコブ病	後天性免 疫不全症 候群	急 性 脳 炎	麻しん		風しん
平成20年	-	-	11	1	1	5	5	-	-	-	-	-	-	-	16	1	-
平成21年	-	-	2	1	4	4	5	2	-	-	-	-	-	11	-	-	22
平成22年	-	-	4	-	5	1	-	-	1	1	1	2	2	-	-	-	-

※届出数には市外在住者を含む。

※結核は別頁に掲載

表2 定点届出感染症患者数

(平成22年12月末現在)

定 点	症 名	届出数	定 点	症 名	届出数
内科・小児科	インフルエンザ	869	眼 科	流行性角結膜炎	111
小 児 科	RSウイルス感染症	191	産 婦 人 科	性器クラミジア感染症	132
	咽頭結膜熱	56		性器ヘルペスウイルス感染症	19
	A群溶血性連鎖球菌咽頭炎	442		泌尿器科	尖形コンジローマ
	感染性胃腸炎	1,693		淋菌感染症	42
	水 痘	383	基 幹	細菌性髄膜炎	-
	手足口病	117		無菌性髄膜炎	2
	伝染性紅斑	3		マイコプラズマ肺炎	41
	突発性発疹	83		クラミジア肺炎	-
	百日咳	-		メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	112
	ヘルパンギーナ	271		ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	-
流行性耳下腺炎	744	薬剤耐性緑膿菌感染症		2	
眼 科	急性出血性結膜炎	-			

(注) 内科定点4カ所、小児科定点7カ所、眼科定点2カ所、産婦人科・泌尿器科定点各1カ所、基幹定点1カ所

(2) エイズ・C型肝炎・B型肝炎

後天性免疫不全症候群（エイズ）およびC型肝炎・B型肝炎の感染者を早期に発見し，適切な治療につなげていくために検査を実施している。

表 3 検査状況

区 分	H I V抗体検査件数			H C V抗体検査			H B s 抗原検査		
	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数
平成20年度	112	130	242	136	305	441	131	301	432
平成21年度	134	98	232	154	252	406	151	248	399
平成22年度	143	83	226	118	146	264	122	147	269

(3) エキノコックス症

キツネなどを媒介として感染するエキノコックス症の予防と患者の早期発見，早期治療のため住民に対する検診を実施している。

表 4 検診受診状況および患者数

区 分	受診者数	受 診 結 果		確認患者
		陽 性	疑 陽 性	
平成20年度	182	-	1	1
平成21年度	146	-	-	-
平成22年度	103	-	1	1

(4) 結 核

① 定期の健康診断

ア 学校・事業所・施設での定期健康診断

労働安全衛生法や学校保健法に基づき，各事業所や各学校での定期健康診断として実施している。

表 5 学校・事業所・施設での定期健康診断（平成22年度）

区 分	間 接 撮 影	直 接 撮 影	か く た ん 検 査	患 者 発 見 数 (疑 い 含 む)
事 業 所	4,372	7,041	65	-
学 校	5,506	373	-	-
施 設	2,455	1,114	1	-
計	12,333	8,528	66	-

イ 市が実施する定期結核健康診断
 保健所や町会館等で行っている特定健康診査時に、結核健診を実施している。

表 6 定期結核健康診断

区 分	実 施 回 数	受診者実人員	発見患者数
平成 2 0 年度	226	4,512	-
平成 2 1 年度	223	5,047	-
平成 2 2 年度	199	5,214	-

②接触者健康診断（旧：定期外健診）

結核患者の同居家族や病院、事務所、学校などで結核患者と接触があり、結核にかかっていると疑うに足りる者を対象として接触者健診を実施している。

表 7 接触者健診受診状況 (各年 1 2 月末現在)

区 分	患 者 家 族				そ の 他			
	受診者数	健 診 結 果			受診者数	健 診 結 果		
		異常なし	要 観 察	要 医 療		異常なし	要 観 察	要 医 療
平成 2 0 年	107	32	74	1	368	97	271	-
平成 2 1 年	112	49	59	4[2]	402	241	157	4[3]
平成 2 2 年	104	69	32	3[1]	210	118	91	1

(注) []内は潜在性結核患者数（再掲）

③結核患者の登録管理

表 8 年齢階級別結核登録患者数 (各年 1 2 月末現在)

区 分	総 数	0～4歳	5～9	10～14	15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70歳～
平成 2 0 年	98 [69]	-	-	-	-	2 [3]	9 [3]	7 [3]	6 [7]	26 [8]	48 [45]
平成 2 1 年	113 [69]	-	-	-	-	1 [3]	11 [3]	5 [3]	13 [7]	25 [8]	58 [45]
平成 2 2 年	106 [50]	-	-	-	-	4 [3]	10 [3]	6 [3]	9 [3]	27 [8]	50 [30]

(注) 潜在性結核を除く
 []内は新規登録者

表9 結核登録患者活動性分類別受療状況 (平成22年12月末現在)

区分	登録患者数	活動性肺結核					計	活動性肺結核	不動性肺結核	不明	潜在性結核症(別掲)
		登録時 陽性初回 治療	登録時 陽性再 治療	その他 結核菌	他結核 菌陰性 ・不明	計					
入院	4	3	1	-	-	4	-	-	-	-	
通院	24	6	2	3	8	19	5	-	-	1	
医療なし	78	-	-	-	-	-	-	74	4	2	
不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	106	9	3	3	8	23	5	74	4	3	

表10 結核登録者数の推移 (各年12月末現在)

区分	本年中登録者			年間登録除外					年末現在 登録者
	新規	転入	計	死亡	観察不要	転出	その他	計	
平成20年	69[-]	5	74	17	39[3]	3[2]	-	59	125[7]
平成21年	58[6]	4	62	16	44[5]	2[1]	5	67[6]	120[7]
平成22年	52[2]	4	56	16	47[8]	3	1	67[8]	109[3]

(注) [-] は潜在性結核登録者の再掲

④家庭訪問指導

平成17年度から函館市DOTS（患者直接服薬確認療法）事業を開始し、結核患者に対する、抗結核薬の確実な服用を家庭訪問等により支援している。

平成21年度から、DOTS事業に係る支援者を拡大し、訪問看護事業所に委託することによりきめ細やかな服薬支援を行っている。

表11 家庭訪問指導件数

区分	保健所実施分				委託機関DOTS実施分	
	実数	(再掲)DOTS	延数	(再掲)DOTS	実数	延数
平成21年度	90	18	229	83	9	82
平成22年度	82	16	252	104	14	86

⑤精密検査（旧：管理検診）

結核登録票に登録されている者で、結核の予防又は医療上必要があると認めるときに精密検査を実施している。

表 1 2 精密検査状況 （各年 1 2 月末現在）

区 分	精 密 検 査			
	受診者数	検 診 結 果		
		異常なし	要 観 察	要 医 療
平成 2 0 年	108	39	69	-
平成 2 1 年	121	44	75	2
平成 2 2 年	123	45	78	-

⑥医療

感染症法に基づく入院勧告および入院の期間の延長ならびに結核患者の医療費公費負担申請について、感染症の診査に関する協議会で診査し、適正な医療の普及促進に努めている。

表 1 3 結核医療費公費負担申請および承認状況 （平成 2 2 年 1 2 月末現在）

区 分		計
法第 3 7 条	申 請	79
	合 格	79
	承 認	79
法第 3 7 条の 2	申 請	101
	合 格	101
	承 認	101

(5) 予防接種

表 1 4 定期予防接種実施状況 （平成 2 2 年度）

区 分	名 称	延接種数
一類疾病	急性灰白髄炎（ポリオ）	3,660
	3種混合（百日咳・ジフテリア・破傷風）第1期	7,525
	麻しん（はしか）・風しん	8,314
	2種混合（ジフテリア・破傷風）第2期	1,887
	B C G（結核）	1,847
二類疾病	インフルエンザ	42,953

9 保健師活動

保健師活動は、看護を基盤とする公衆衛生看護活動であり、地域住民が自らの健康について考え、個人や地域における健康のレベルアップが図られるように支援する活動である。

様々な健康状態にある個人、家族、集団に対して、健康相談、健康教育、家庭訪問、健康診査等の具体的方法を用いて働きかけを行うとともに、必要に応じて関係機関との調整を行っている。

平成22年度の主な活動状況は、次のとおりである。

(1) 健康相談

健康上の問題を抱えている市民に対し、健康相談を行っているが、近年は電話による相談が増え、その内容も多岐にわたっている。

表1 健康相談受付状況

区分	年度	母子	成人老人	感染症	精神	認知症	特定疾患	計
来所相談	平成20年度	275	1,274	92	234	45	127	2,047
	平成21年度	178	1,345	90	179	28	39	1,859
	平成22年度	140	1,127	71	200	19	32	1,589
電話相談	平成20年度	3,960	1,482	426	583	86	201	6,738
	平成21年度	4,678	1,256	614	646	46	95	7,335
	平成22年度	1,671	1,276	453	656	59	109	4,224

(2) 健康教育

① 健康教室

疾病の予防および健康増進を目的に、母子および成人・老人を対象に、各種教室を保健所、総合福祉センター等で開催し、必要な知識の普及を図っている。

② 講師派遣

地域住民組織や事業所、官公庁等からの要請により、健康に関する集会に対して講師の派遣を行っている。

表2 健康教育実施状況

(平成22年度)

区分	総数	テーマ内訳								
		感染症	精神保健	認知症	難病	母子	成人・老人	栄養・健康増進		
回数	1,025	20	35	84	9	57	245	575		
参加数	26,053	1,428	901	591	138	1,984	4,011	17,000		
(再)講師派遣先	地域住民組織	回数	268	14	18	4	-	27	114	91
		参加数	7,655	373	427	71	-	872	2317	3595
	官公庁	回数	5	1	2	-	-	-	-	2
		参加数	153	20	75	-	-	-	-	58
	事業所	回数	19	2	7	-	-	-	-	10
		参加数	787	167	224	-	-	-	-	396
	その他	回数	98	1	2	1	9	4	75	6
		参加数	2113	89	117	13	138	289	872	595
	計	回数	390	18	29	5	9	31	189	109
		参加数	10,708	649	843	84	138	1,161	3,189	4,644

(3) 家庭訪問

家庭訪問指導は、在宅療養者の生活の場において、個人または家族の健康問題にかかわる支援であり、母子をはじめ、在宅寝たきり者や介護者の保健指導を関係機関と連携協力し、行っている。

表 3 家庭訪問指導状況 (平成 22 年度)

区分	総 数		感 染 症		結 核		精 神 障 害		心 身 障 害	
	実 数	延 数	実 数	延 数	実 数	延 数	実 数	延 数	実 数	延 数
合 計	2,326	3,345	5	7	82	166	275	624	8	17

区分	生活習慣病		特 定 疾 患		その他の疾患		家 族 計 画		妊 産 婦	
	実 数	延 数	実 数	延 数	実 数	延 数	実 数	延 数	実 数	延 数
合 計	142	208	61	237	14	35	-	-	519	562

区分	乳 児						幼 児			
			障がい児 (再掲)		未熟児 (再掲)				障がい児 (再掲)	
	実 数	延 数	実 数	延 数	実 数	延 数	実 数	延 数	実 数	延 数
合 計	565	622	20	31	163	175	637	844	96	146

区分	災 害 対 策		そ の 他	
	実 数	延 数	実 数	延 数
合 計	-	-	18	23

(注) 障がい児：就学前の乳幼児

(4) 健康診査

乳児から老人までを対象に各種健康診査を行っており、乳幼児には心身ともに健康な発育をしていけるように母子への支援を、また、成人、高齢者には各自が健康状態を把握し、生活習慣をふりかえる機会になることを目的に実施しており、保健師は保健指導を担当している。

また、健診結果に応じて、家庭訪問、健康教育等による事後指導を行っている。

なお、健康診査の受診状況については、母子保健は 22～24 ページ、成人保健は 33～37 ページに掲載している。

10 健康づくり

健康づくりは、市民一人ひとりが自分の健康は自分で守るという自覚と認識のもとに実践することが基本であり、保健所は健康づくりのための三本柱「栄養・運動・休養」のほか、禁煙、適正飲酒等の普及啓発を図り、市民の健康づくりの協力支援を行っている。

(1) 市民健康づくり推進員の育成

地域に根ざした市民自らの自主的健康づくりを積極的に推進するため、町会・自治会単位にボランティアとしての市民健康づくり推進員を設置している。

平成23年3月末現在121町会で173人が委嘱され、活動している。

(2) ヘルスマイトの育成

健康づくりのための食生活と運動について広く市民に普及するため、ボランティアとしてのヘルスマイトを育成し、地区住民の栄養改善および運動の普及活動の推進に努めている。

平成22年4月現在93人が活動している。また、平成22年度のヘルスマイト養成講座では22人が修了している。

(3) ウォーキングマップの作成

「健康はこだて21」の健康課題でもある肥満の予防と解消を図るため、身近な地域でのウォーキングマップを作成することにより、市民に日常生活の中でのウォーキングの動機付けを図ることを目的として作成。

内容は、平成17年度から21年度までの5年間で、市民健康づくり推進員の協力を得て作成した47か所のウォーキングコース一覧とそのうち各地域から選定した6か所のウォーキングコースを掲載した。

サイズ：B3 作成部数：10,000部

(4)健康講座の開催

目的、対象者別に特色ある健康講座を、総合保健センター（健康増進センター、調理実習室）で開催した。保健師、管理栄養士等による講話や運動実践、調理実習を通して、生活習慣の行動変容へとつなげることを目的としている。

表1 健康講座の開催状況 (平成22年度)

区分	名称	内容	開催回数	参加者数
運動	初めてのエアロビクス	市民を対象に、エアロビクスを指導	32	1,235
	初心者のための健康体操	市民を対象に、健康体操を指導	48	1,764
	簡単ヨガ	市民を対象に、ヨガを指導	48	1,871
	ゆったりストレッチ	市民を対象に、ストレッチを指導	48	1,883
	トレーニングマシン	市民を対象に、トレーニングマシンの使用方法を指導	160	1,607
生活習慣病予防	男の健康セミナー	肥満の男性を対象に、栄養・運動について指導	3	35
	女性のためのダイエット教室	肥満の女性を対象に、栄養・運動について指導	8	138
女性	女性のための健康教室	女性を対象に、栄養・運動について指導	8	194

(5)健康体操「函館いか踊り体操」の普及

子どもから高齢者まで、健康体操「函館いか踊り体操」の普及を図っている。

- ・第85回函館市立五稜郭林間学校で活用

実施日：平成22年8月25、27、28日 会場：五稜郭公園広場 参加者：300人

(6)健康はこだて21講演会

「健康はこだて21」の普及を図るとともに、市民の健康づくりに対する意識を高めることを目的に開催している。

平成22年度は、「運動・食事・禁煙」の重点取組のなかで、「食事」に焦点を当てて、若年世代を対象に「食育」に係るテーマで開催し、「早寝早起き朝ごはん」の推進を図った。

開催日：平成22年8月28日（土）

会場：総合保健センター

内容：管理栄養士による講話（「若者へイカした食事力」）と調理実習

参加者数：30人（※対象年齢18歳～29歳）

(7) 市民健康まつり

「市民健康まつり」は、平成10年度から、函館市医師会をはじめとする24団体で構成される「市民健康まつり実行委員会」により開催されている。平成22年度のまつりでは、各種検査の体験コーナー、パネル展示、軽スポーツ、バザーなどを実施している。

期 間：平成22年10月10日～16日

会 場：総合保健センター

来場者数：総合保健センター（10月10日） 1,620人

(8) 市民健康教室

函館市医師会、函館歯科医師会との共催により、講演テーマなど市内の町会等の要望を取り入れ開催している。

平成22年度は、各町会の市民健康づくり推進員や保健部等の協力を得ながら10回開催し、合計受講者数は968人であった。

(9) 広報・啓発活動

市民に健診・検診をPRするため「がん検診・特定健診カレンダー」を作成し、全戸配付をしたほか、ラジオ、新聞等を通じ、健康づくりに関する啓発を随時行っている。

表2 市民健康教室の開催状況

(平成22年度)

月 日	テ ー マ ・ 講 師	実施場所	受講者数
4月10日	特集『認知症の理解』～私たちに今できること～ (座長) 伊藤メンタルクリニック 院長 伊 藤 匡 「認知症が疑われたら」 市立函館病院 医療部長 安 藤 嘉 朗 「認知症高齢者への対応」 富田病院 診療部長 谷 内 弘 道 「認知症高齢者の暮らしを支える」 亀田北病院 院 長 石 井 敏 明 「認知症を予防する？」 函館渡辺病院 院 長 三 上 昭 廣	市民会館 小ホール	601
5月17日	「動脈硬化と心臓病を防ぐには」	川汲会館	34
6月11日	「血管年齢を若く保とう」	柏木町会館	37
6月23日	「スッキリ！からだにいい習慣」	東富岡町会館	74
7月21日	「心の健康について～うつ病～」	総合保健センター	41
9月 3日	「認知症を遠ざける」	陣川あさひ町会館	36
9月29日	「歯科の病気と合併症について」	乃木町会館	21
10月 1日	「腰・膝の痛みについて」	北浜町会館	40
10月13日	「消化器の病気について」	石崎町会館	48
11月15日	「ガンと遺伝子」	中道会館	36

1 1 口腔保健センター

函館歯科医師会の運営により、函館市が委託する歯科保健事業のほか、障がい者（児）等の歯科診療および休日における救急歯科診療を実施している。

(1)障がい者（児）歯科診療

心身に障がいがあり、一般の歯科診療所での受診が困難な方を対象に実施している。（予約制）

診療日時：土曜日 9時～12時（口腔ケア）

14時～17時（歯科診療・口腔ケア）

表1 障がい者（児）歯科診療利用状況

区 分	診 療 日 数	受 診 者 数
平成20年度	59	1,076
平成21年度	58	893
平成22年度	56	834

表2 障がい者（児）歯科診療内訳（年代別、主たる障害別）

区 分		年 代 別 受 診 者								合 計	主 たる 障 害						
		10歳 未満	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70歳 以上		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
平成20年度	新規	22	10	3	4	1	2	2	4	48	5	-	2	20	1	-	20
	再来	421	281	112	88	22	23	26	55	1,028	54	-	120	564	48	-	242
	計	443	291	115	92	23	25	28	59	1,076	59	-	122	584	49	-	262
平成21年度	新規	22	6	5	2	2	1	1	2	41	2	1	5	20	1	-	12
	再来	317	232	130	83	22	20	21	27	852	44	-	147	464	35	-	162
	計	339	238	135	85	24	21	22	29	893	46	1	152	484	36	-	174
平成22年度	新規	17	8	2	3	-	2	2	1	35	5	-	6	11	4	-	9
	再来	259	191	142	73	34	36	36	28	799	56	6	135	355	58	3	186
	計	276	199	144	76	34	38	38	29	834	61	6	141	366	62	3	195

(注) 主たる障害：①脳性麻痺②筋疾患③精神遅滞④自閉症⑤染色体異常⑥心疾患⑦その他

表3 障がい者（児）歯科診療内訳（重度・軽度別，受診理由別）

区 分		重 度			軽 度			合計	主 な 受 診 理 由				
		男	女	計	男	女	計		①	②	③	④	⑤
平成20年度	新規	21	7	28	12	8	20	48	38	3	4	2	1
	再来	492	278	770	172	86	258	1,028	443	26	45	431	83
	計	513	285	798	184	94	278	1,076	481	29	49	433	84
平成21年度	新規	16	10	26	9	6	15	41	31	2	3	5	-
	再来	393	255	648	131	73	204	852	419	25	41	357	10
	計	409	265	674	140	79	219	893	450	27	44	362	10
平成22年度	新規	16	6	22	8	5	13	35	31	-	3	1	-
	再来	314	244	558	143	98	241	799	422	28	39	300	10
	計	330	250	580	151	103	254	834	453	28	42	301	10

(注) 主な受診理由：①歯が痛い，しみる，歯がぐらぐらする，脱離など
 ②歯肉の炎症
 ③義歯関係（入れ歯があわない・入れ歯をいれたいなど）
 ④歯科検診（口腔ケア）
 ⑤その他

(2) 休日救急歯科診療

日曜，祝日，年末年始の救急歯科診療を実施している。

診療日時：日曜，祝日，年末年始の9時～15時

表4 休日救急歯科診療利用状況

区 分	診 療 日 数	受 診 者 数
平成20年度	70	973
平成21年度	71	1,067
平成22年度	70	975

1 2 健康増進センター

少子高齢社会を迎えた現在、生活習慣病を未然に防ぎ、認知症や寝たきりにならないで生活できる健康寿命を延ばすため、市民が手軽に安心して健康づくりのための運動実践ができる施設である。

また、医学的検査や体力測定などの「健康度」に基づいた個別の健康づくりプログラムによる、実践的な運動・栄養指導等を行い、市民の健康づくりを推進する役割を担っている。

利用対象：18歳以上の市民

表1 利用内訳

(平成22年度)

合 計	健康づくり プログラム	個 人 利 用				専用使用
		計	一 般	※ 65歳以上	障がい者	
30,136	34	25,444	15,192	8,854	1,398	4,658

表2 利用者数

(平成22年度)

年 齢 区 分	男 性	女 性	計	年 代 別 利用割合 (%)
30歳未満	541	593	1,134	4.5
30歳代	711	1,972	2,683	10.5
40歳代	1,138	2,259	3,397	13.3
50歳代	877	3,818	4,695	18.5
60歳以上	5,365	8,170	13,535	53.2
計	8,632	16,812	25,444	100.0
65歳以上 (再掲)	4,144	5,110	9,254	36.4

(注) 健康づくりプログラムおよび専用使用の利用者を除く。

1 3 夜間急病センター

夜間の急病患者のため、夜間急病診療事業を実施し、市民の健康保持を図ることを目的に昭和51年に函館市夜間急病センターを函館市が設置し、函館市医師会が管理運営を行っている。

平成20年12月1日より、白鳥町13番32号にあった夜間急病センターを、函館市総合保健センター内2階に移設し、指定管理者制度を導入して、診療を開始する。

表1 疾患別利用者および二次病院転送者状況

区 分	急病センター利用者の科目内訳				二次病院への転送者数
	内 科	小 児 科	外 科	計	
平成20年度	7,922	6,099	4,139	18,160	627
平成21年度	9,526	7,885	4,112	21,523	592
平成22年度	9,410	7,308	4,310	21,028	633
上気道炎	3,026	2,338	6	5,370	28
インフルエンザ	563	530	1	1,094	6
気管支炎	317	683	3	1,003	17
熱性けいれん	4	34	-	38	5
喘息様気管支炎	3	257	1	261	7
気管支喘息	170	207	-	377	16
肺炎	34	45	-	79	24
伝染性疾患(風疹・麻疹等)	19	169	-	188	7
自家中毒症	-	-	-	-	-
消化不良症	-	52	-	52	-
急性胃腸炎	1,971	1,894	2	3,867	58
胃・十二指腸潰瘍	66	-	-	66	4
肝・胆・膵疾患	33	-	-	33	9
急性腹症	150	8	6	164	69
心疾患	175	8	-	183	25
高血圧症	410	1	-	411	8
低血圧症	1	-	-	1	1
脳血管障害	42	-	-	42	15
尿路疾患	325	16	1	342	9
神経疾患	64	2	-	66	10
じん麻疹	531	346	2	879	10
虫垂炎	29	3	3	35	20
中毒	5	1	-	6	4
外傷	2	1	1,950	1,953	22
交通事故	-	-	210	210	4
熱傷	-	-	193	193	4
皮膚疾患	99	108	99	306	2
耳鼻科疾患	38	278	1	317	3
歯痛	26	21	22	69	-
その他	1,307	306	1,810	3,423	246

表2 曜日別利用者状況

(平成22年度)

区 分		平 日	土 曜 日	日 曜 日	祝 日	年 間
開 設 日 数		243	51	51	20	365
利用者数	総 数	11,471	3,785	3,873	1,899	21,028
	1日平均	47.2	74.2	75.9	95.0	57.6

表3 受付時間帯別・年齢別・救急度別利用者状況 (平成22年度)

区 分		利 用 者 数		構成比率 (%)
		総 数	1日平均	
受付時間帯別	20時～	11,546	31.6	54.9
	21時～	4,345	11.9	20.7
	22時～	2,923	8.0	13.9
	23時～	2,211	6.1	10.5
	0時～	3	0.0	0.0
年 齢 別	1歳未満	896	2.4	4.3
	1～5歳	4,319	11.8	20.5
	6～14歳	3,344	9.2	15.9
	15～59歳	9,236	25.3	43.9
	60～	3,233	8.9	15.4
救急・非救急の 医師判断	救 急 患 者	15,989	43.8	76.0
	明日でもよかった患者	943	2.6	4.5
	時間内に受診すべき患者	2,896	7.9	13.8
	電話相談で良かった患者	27	0.1	0.1
	そ の 他	1,173	3.2	5.6

1 4 実習および研修の受け入れ

(1) 学生指導

表 1 学生実習状況 (平成 2 2 年度)

区分	学校名	実習人員
保健師	北海道大学医学部保健学科	8
	北海道医療大学看護福祉学部看護学科	6
看護師	函館市医師会看護専門学校	42
	市立函館病院看護学校	73
	国立病院機構函館病院附属看護学校	32
	函館看護専門学校	34
	函館厚生院看護専門学校	37
管理栄養士 ・栄養士	酪農学園大学酪農学部食品科学科	3
	北海道文教大学人間科学部健康栄養学科	3
	藤女子大学人間生活学部食物栄養学科	3
	函館短期大学食物栄養学科	3
歯科衛生士	函館歯科衛生士専門学校	50
ヘルパー1級	函館大妻高等学校福祉科	22
	函館社会福祉介護学院	16

(2) 医師臨床研修

①医療機関 3名

(3) その他

①薬剤師業務体験学習 北海道薬科大学 2名

②職場体験学習 中学生(1校) 14名

③JICA青年研修事業(感染症対策コース) 20名



Ⅲ 生活衛生編

- 1 環境衛生
- 2 食品衛生
- 3 動物衛生
- 4 医務・薬事
- 5 衛生試験所の業務



1 環境衛生

市民の日常生活に密接な関係がある公衆浴場、旅館、興行場、理・美容所、クリーニング所など環境衛生営業施設に対して、関係法令に基づく許認可および各種届出受理業務を行うとともに、主として公衆衛生の見地から監視指導を実施し、これらの営業施設の衛生水準の維持向上に努めている。

家庭、地域等における良好な生活環境に係る市民からの相談については、雑草の除去、ドクガ、ハチなどの害虫駆除が大半を占めている。

(1) 施設および監視指導

① 営業施設

・旅館等

本年度の新規申請の件数は12施設であり、内訳は新增設3施設、営業者の変更によるものが9施設であった。

旅館、ホテル営業等に対する監視指導については、客室などの衛生指導を実施している。

・興行場

新規申請の件数は4施設であり、内訳は常設1施設、仮設3施設であった。

施設に対しては、興行場法施行条例（北海道条例第56号）などに定める衛生に必要な措置の状況などについて立入検査を実施している。

・理容所・美容所・クリーニング所

理容所については新規9施設、廃止4施設であり営業施設は391施設、美容所については新規26施設、廃止17施設であり、営業施設は644施設である。立入検査は、器具などの消毒指導を重点に行っている。

クリーニング所については、新規4施設、廃止9施設であり、営業施設は301施設である。立入検査については、特に水質汚濁防止法・下水道法の規制対象であるテトラクロロエチレンなどの溶剤を使用するクリーニング所に対し、廃液処理装置の管理など溶剤の適正な処理方法について重点的に指導を行っている。

・公衆浴場

公衆浴場の営業施設は75施設であり、法および道条例に定める衛生保持の状況を調査し、不適合施設については改善指導を行っている。

② 水道施設

水道法の適用を受ける簡易専用水道については厚生労働大臣の登録検査機関からの報告書により維持管理の把握を行い、必要に応じて立入検査を実施し、維持管理についての指導を行っている。

また、専用水道については、適正な水質管理を行っているか等、立入検査を実施している。

③ 浄化槽

浄化槽については、新規26基、廃止10基であり、計1,158基である。主な廃止の理由は下水道区域の編入によるものである。

浄化槽については設置時における機能検査(浄化槽法第7条)、定期検査(浄化槽法第11条)が義務付けられており、北海道知事指定の検査機関（北海道浄化槽協会函館検査事務所）がこの検査を実施している。

④プール

「函館市プール指導要領」に基づき、毎月プール維持管理報告書の提出をもとめ審査するとともに、立入検査を実施し、プール水の水質管理を中心に指導を行っている。

表 1 環境衛生関係施設数および監視指導数

区 分	施設数	新規件数	廃止件数	監視指導施設数				
				実数	延数			
平成 20 年度	3,930	144	186	775	776			
平成 21 年度	3,966	156	120	409	441			
平成 22 年度	3,667	93	68	596	628			
営業 関係 係	旅館等	ホテル	89	9	6	32	44	
		旅館	117	1	7	28	44	
		簡易宿所	37	2	-	4	5	
		下宿	18	-	-	-	-	
	興行 場	映画館	2	-	-	-	-	
		スポーツ施設	1	-	-	-	-	
		その他	8	4	3	4	7	
	係	理容所	391	9	4	109	109	
		美容所	644	26	17	205	205	
		クリーニング所 ※	301	4	9	89	89	
		コインオペレーション	34	3	2	3	3	
		公衆 浴場	普通浴場	39	-	1	5	5
			福利厚生, その他	36	-	3	2	2
	水道 施設	簡易水道事業	-	-	-	-	-	
		専用水道	3	-	-	3	3	
		簡易専用水道	482	6	4	-	-	
井戸等		-	-	-	-	-		
その他	浄化槽	1,158	26	10	-	-		
	畜舎・家きん舎	10	-	-	-	-		
	化製場	1	-	-	-	-		
	魚介・鳥類等製造貯蔵	3	-	-	-	-		
	死亡獣畜取扱場	2	-	-	-	-		
	墓地	82	-	-	1	1		
	火葬場	4	-	-	-	-		
	納骨堂	69	-	-	1	1		
特定建築物	126	3	1	100	100			
プー ル	10	-	1	10	10			

注) 新規件数は、許可・届出等の件数
※無店舗取次店を含む

⑤温泉

温泉法に基づき、温泉利用施設の立入検査を実施している。

表2 温泉利用許可件数および立入検査数 (各年度末現在)

区 分	温泉利用許可件数			立 入 検 査 数	
	許可件数	新規件数	廃止件数	実 数	延 数
平成20年度	502	50	39	25	25
平成21年度	567	78	13	5	5
平成22年度	604	43	6	9	9
宿泊施設	365	34	6	4	4
公衆浴場	179	-	-	-	-
老人福祉施設	44	5	-	3	3
病院・リハビリ施設	1	-	-	-	-
プ ー ル	1	-	-	-	-
レジャー施設	2	1	-	1	1
手・足湯	4	-	-	-	-
そ の 他	8	3	-	1	1

(2) 市民相談

市民相談処理件数は807件であり、アリやハチ等に関する相談が大半で、駆除の指導や駆除業者の紹介を行っている。また、空き地の管理に関する相談については、土地所有者に対し草刈りなどの指導を行っている。

表3 市民相談処理状況

区 分	ねずみ・昆虫等			飲料水	排 水	空地管理	そ の 他	計
	ドクガ	スズメバチ	その他					
平成20年度	4	297	169	-	-	227	-	697
平成21年度	17	141	173	-	-	139	-	470
平成22年度	-	304	312	-	-	191	-	807

(3) 「函館市空き地の雑草等の除去に関する条例」の制定・施行

空き地の雑草等を除去し良好な生活環境を確保することにより、健康で住みよい生活環境の保持および向上に寄与することを目的とし「函館市空き地の雑草等の除去に関する条例」を平成11年7月に制定し、平成11年9月1日から施行している。

2 食品衛生

「食品」は、私たちの生命の源であり、健康の保持・増進に欠かせないものである。そのため、その安全性の確保は、市民の関心が高く重要な問題である。

食品の安全性の確保については、製造・流通技術の進歩や衛生管理体制の強化などにより、一定の成果が見られ、全国的に食中毒の発生件数は漸減傾向にあるが、食肉の生食等に起因する病原大腸菌、カンピロバクター等のほか、ノロウイルスなど感染性の高い微生物による食中毒の発生状況は依然として横ばいの傾向にあり、さらなる予防対策が求められているところである。

また、食品産業の発展に伴い、商品の多様化や製造工程の複雑化が進んでいるほか、輸送技術の発達に伴う流通の広域化、輸入食品の増加など、食品を取り巻く環境も多岐にわたってきており、総合的で効果的な対策が喫緊の課題となっている。

これらの課題については、国が中心となって関係省庁の連携強化等、種々の対策が進められており、本市においても、食品に起因する市民の健康被害を未然に防止するため、食品の製造・加工・販売施設や給食施設等に対し、食品衛生監視員による監視指導を実施するとともに、市内で製造または流通している食品の収去検査を実施している。

また、食品の製造・加工・販売の各段階における総合的な衛生管理システム（HACCP）の普及を図っているほか、調理従事者・一般市民を対象とした食品衛生講習会を通じての食品衛生に関する知識の啓発、食中毒警報の発令による注意喚起等を行っている。

(1) 監視指導対象施設数

食品衛生法に基づく許可施設数 6, 821 施設、北海道の「食品の製造販売行商等衛生条例」に基づく許可登録施設数 1, 281 施設、その他の施設数 124 施設、以上の合計 8, 226 施設が監視指導対象となっている。

(2) 監視指導状況

食品における事故発生防止を第一として、市民に安全な食品の提供を図るため、延べ 4, 939 施設に対し監視指導を実施した。

表1 食品衛生法許可施設数および監視指導延施設数 (各年度末現在)

区 分	施 設 数	許 可 件 数		期限切れ 廃止件数	監視指導 延施設数
		更 新	新 規		
平成20年度	7,018	1,006	703	910	4,455
平成21年度	6,883	892	678	813	4,457
平成22年度	6,821	747	670	732	4,065
飲食店営業	4,095	443	391	489	1,825
喫茶店営業	403	40	62	60	273
菓子製造業	295	23	41	23	337
氷雪製造業	19	2	-	-	3
氷雪販売業	2	-	-	-	-
清涼飲料水製造業	8	1	-	-	9
かん詰又はびん詰食品製造業	5	1	1	-	3
みそ製造業	6	1	1	-	3
醤油製造業	1	1	-	-	1
ソース類製造業	8	1	3	-	8
酒類製造業	1	1	-	-	1
あん類製造業	3	-	-	-	16
豆腐製造業	14	1	-	-	12
納豆製造業	2	1	-	-	4
めん類製造業	15	2	2	1	17
そうざい製造業	149	18	12	12	178
食用油脂製造業	2	-	-	-	6
添加物製造業	8	3	-	-	3
乳処理業	4	-	-	-	44
乳製品製造業	17	-	4	2	70
アイスクリーム類製造業	43	4	2	20	64
乳類販売業	567	66	51	48	279
乳酸菌飲料製造業	1	-	-	-	7
食肉処理業	13	1	2	-	10
食肉製品製造業	12	2	2	1	33
食肉販売業	399	50	36	33	264
魚介類販売業	612	71	52	39	461
魚介類せり売営業	8	-	-	-	-
魚肉ねり製品製造業	18	2	2	2	27
食品の冷凍又は冷蔵業	91	12	6	2	107

表2 道条例の許可または登録を要する施設数および監視指導施設数（各年度末現在）

区 分	施 設 数	許 可 件 数		期限切れ及 び廃止件数	監 視 指 導 延 施 設 数
		更 新	新 規		
平 成 2 0 年 度	1,319	144	83	103	771
平 成 2 1 年 度	1,288	191	72	103	742
平 成 2 2 年 度	1,281	243	104	111	737
製 造 業	361	43	15	23	256
食 品 販 売 業	888	191	78	87	481
行 商	32	9	11	1	-

表3 その他の施設数および監視指導施設数（各年度末現在）

区 分	施 設 数	監 視 指 導 延 施 設 数
平 成 2 0 年 度	124	117
平 成 2 1 年 度	128	118
平 成 2 2 年 度	124	137
集 団 給 食 施 設	123	108
許 可 不 要 施 設	-	28
と 畜 場	1	1

(3) 食品検査

食中毒等の食品事故が発生しやすい夏期や、食品が短期間に集中する年末を中心に、販売店や製造施設から食品を収去し、食品添加物の使用基準や食品の成分規格等、法の基準への適合を確認するため行政検査を行った。

平成22年度は259検体を検査した結果、違反はなかった。

市内に流通する野菜等51検体の残留農薬検査結果については、残留農薬基準を超過した検体はなかった。

表4 食品の収去検査等結果 (平成22年度)

区 分	収 去 検 査				農 薬 検 査	
	収 去 検体数	違 反 検体数	違 反 理 由		検 査 検体数	基 準 値 以 下
			細 菌	理 化 学		
魚 介 類	12	-	-	-	-	-
魚 介 類 加 工 品	66	-	-	-	-	-
冷 凍 食 品	16	-	-	-	12	12
肉卵類及びその加工品	24	-	-	-	-	-
穀類及びその加工品	20	-	-	-	-	-
野菜類・果実及び加工品	43	-	-	-	39	39
菓 子 類	32	-	-	-	-	-
清 涼 飲 料 水	-	-	-	-	-	-
酒 精 飲 料	-	-	-	-	-	-
かん詰・びん詰食品	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 食 品	21	-	-	-	-	-
牛 乳	10	-	-	-	-	-
乳 製 品	10	-	-	-	-	-
アイスクリーム類・氷菓	5	-	-	-	-	-
計	259	-	-	-	51	51

(4) 苦情処理

市民等から寄せられた苦情に対し、科学的な根拠に基づき、迅速な対応と解決にあたっている。平成22年度の苦情件数は65件であった。

表5 苦情処理件数 (平成22年度)

区 分		総 数	表 示	異 物	カ ビ	腐変 敗敗	添 加 物	異 味 臭	取 扱 い	そ の 他
総 数		65	4	14	3	1	-	4	16	23
食 品 等 別	魚 介 類	3	-	2	-	-	-	-	-	1
	魚 介 類 加 工 品	15	1	2	2	-	-	3	4	3
	冷 凍 食 品	1	-	1	-	-	-	-	-	-
	肉卵類及びその加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳・乳製品・アイス クリーム類・氷菓	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	穀類・野菜・果物 及びその加工品	4	-	1	-	-	-	1	1	1
	菓 子 類	7	1	4	-	-	-	-	1	1
	清涼飲料水・酒類	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	かん詰・びん詰食品	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他 の 食 品	20	2	4	1	1	-	-	8	4
	添 加 物	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	器 具 ・ 容 器 包 装	1	-	-	-	-	-	-	-	1
	お も ち や	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	施 設	14	-	-	-	-	-	-	2	12

(5) 食中毒

平成22年は、函館市内における食中毒の発生はなかった。また、より一層の改善を図るため、関係団体に対し講習会を開催するなど啓発活動を行っている。

表6 函館市内における食中毒発生状況

区 分	発生件数	患者数	死者数	原 因 場 所				
				飲食店	旅 館	家 庭	その他	不 明
平成20年	-	-	-	-	-	-	-	-
平成21年	-	-	-	-	-	-	-	-
平成22年	-	-	-	-	-	-	-	-

(6) 食肉検査

と畜場法に基づき、消費者に安全な食肉を提供するため、食肉検査所（西桔梗町）において、獣畜の生体から食肉になるまでの検査を全頭実施している。（表7）

なお、と畜検査のながれは、次のとおりである。

- ① 獣畜の搬入（牛、馬、豚、めん羊および山羊の5種類）
- ② 生体検査（人畜共通伝染病等の疾病の有無）
- ③ 解体検査（内臓の検査を行い、必要に応じ病理、細菌、理化学等の精密検査を実施）
- ④ 枝肉検査（枝肉の検査を行い、必要に応じ精密検査を実施し、食用不適時は廃棄処分）
- ⑤ 合格・検印
- ⑥ 枝肉・内臓を搬出して食肉販売業者を通じ消費者へ

また、伝達性海綿状脳症（TSE）^註のスクリーニング検査を実施している。（表8）

検査方法は、エライザ法という酵素免疫測定法により延髄を材料にして行い、異常プリオンの有無を確認するものである。

なお、牛については平成13年10月18日以降食肉処理される全てのもの、めん羊および山羊については平成17年10月1日以降食肉処理される12ヶ月齢以上のものが対象である。

牛の検査対象については、平成17年8月1日に法改正され、21ヶ月齢以上となったが、当市では20ヶ月齢以下については自主検査として継続している。

（注）平成17年10月1日に法が改正され、牛海綿状脳症を伝達性海綿状脳症に、BSEをTSEに名称を変更し、めん羊および山羊に関することが追加された。

表7 食肉検査状況

区 分	総 数	牛		馬		豚	めん羊 山 羊
		牛	こ牛	馬	こ馬		
平成20年度	33,837	6,350	27	37	-	27,145	278
平成21年度	42,454	6,337	18	23	-	35,762	314
平成22年度	43,243	6,401	14	20	-	36,424	384

表8 TSEスクリーニング検査結果

区 分	畜 種	検査頭数	陰性頭数	陽性頭数
平成20年度	牛	6,377	6,377	-
	めん羊・山羊	218	218	-
平成21年度	牛	6,355	6,355	-
	めん羊・山羊	196	196	-
平成22年度	牛	6,415	6,415	-
	めん羊・山羊	171	171	-

(7) 衛生教育

食品衛生思想の啓発を図るため、食品関係者や一般市民に対する衛生教育を実施した。

表9 衛生講習会実施状況（平成22年度）

対 象 者	実施回数	受講者数
食品関係従事者	37	2,038
一 般 市 民	9	256
計	46	2,294

3 動物衛生

「狂犬病予防法」および「函館市犬による危害の防止等に関する条例」に基づき、犬による人畜に対する危害および環境汚染を防止するため、各種事業を実施している。また「化製場等に関する法律」に基づき、化製場等の施設に対して監視指導を実施している。

(1) 畜犬の登録・予防注射等

畜犬の登録および狂犬病予防注射を、市内委託動物病院や狂犬病予防注射期間中には集合注射会場を定め、実施している。また、飼い主に狂犬病について理解してもらい、未登録・未注射犬が生じないように指導している。

表 1 畜犬登録数

区 分	畜犬登録数	予防注射数
平成 2 0 年度	15,475[1,105]	9,976
平成 2 1 年度	15,385[1,053]	9,736
平成 2 2 年度	15,538[961]	9,749

(注) []内は新規登録頭数

(2) 畜犬等に関する相談・苦情

畜犬等に関する相談・苦情のうち最も多いのは、犬の捕かく依頼で 174 件あった。捕かくした頭数は 101 頭で、45 頭を返還した。
不要犬猫の引取りは 936 頭であった。

表 2 畜犬等に関する苦情状況

区 分	苦情処理	捕獲頭数	咬傷事故	飼育管理 指 導	不要犬猫引取り	
					犬	猫
平成 2 0 年度	397	107[24]	3	89	99	746
平成 2 1 年度	278	115[35]	4	46	88	824
平成 2 2 年度	263	101[45]	9	66	84	852

(注) []内は返還頭数

(3) 施設および監視指導

「化製場等に関する法律」に基づく施設は、化製場 1，死亡獣畜取扱場 2，第 8 条準用施設 4 の計 7 施設があり、畜舎については指定区域内に厩舎 5，山羊舎 1，犬舎 3 の合計 9 施設があった。これらの施設から悪臭やハエが発生しないように衛生管理指導を行っている。

4 医務・薬事

医務・薬事等関係施設に対して、関係法令に基づく許認可および各種届出受理業務を行うとともに、立入検査を実施し医療等水準の維持向上に努めているほか、医師・歯科医師・薬剤師・看護師等医療従事者の各種免許申請等についての受付業務を行っている。

また、医療相談窓口を開設し、医療に関する相談業務を行っているほか、献血推進および薬物乱用防止のための啓発活動等の業務を行っている。

(1) 医務関係

① 施設および立入検査

市内の医務関係施設数および立入検査数の内訳は、次のとおりである。

表1 医務関係施設数および立入検査数

区 分	施 設			立 入 検 査 数	
	施 設 数	新規開設	廃 止	実 数	延 数
平成 20 年 度	780	34	32	158	158
平成 21 年 度	779	31	29	162	162
平成 22 年 度	784	36	30	171	171
病 院	31	-	-	31	31
診 療 所	234	10	15	71	71
歯 科 診 療 所	139	2	2	51	51
助 産 所	1	-	-	-	-
あ ん 摩 施 術 所 はり・きゅう	164	9	6	-	-
柔 道 整 復 施 術 所	84	7	2	-	-
歯 科 技 工 所	78	3	4	-	-
衛 生 検 査 所	5	1	1	2	2
介 護 老 人 保 健 施 設	9	-	-	5	5
認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	39	4	-	11	11

(注) 施設数は年度末現在、立入検査数は年度分

- ②医務免許関係処理件数
免許申請等の内訳は、次のとおりである。

表 2 医務免許関係処理件数

区 分	総 数	免許申請	書換交付	再 交 付	そ の 他
平 成 20 年 度	779	446	187	32	114
平 成 21 年 度	755	434	180	26	115
平 成 22 年 度	739	427	179	31	102
医 師 法	9	4	3	2	-
歯 科 医 師 法	2	2	-	-	-
薬 剤 師 法	23	11	8	4	-
保 健 師 助 産 師 看 護 師 法	388	219	146	23	-
歯 科 技 工 士 法	-	-	-	-	-
診 療 放 射 線 技 師 法	6	6	-	-	-
臨 床 検 査 技 師 等 に 関 す る 法 律	13	10	3	-	-
理 学 療 法 士 法 ・ 作 業 療 法 士 法	74	65	9	-	-
視 能 訓 練 士 法	2	2	-	-	-
栄 養 士 法	120	108	10	2	-
そ の 他	102	-	-	-	102

- ③医療相談件数
医療に関する相談等の件数は、次のとおりである。

表 3 医療相談件数

区 分	総 数	病 院	診 療 所	歯 科 診 療 所	薬 局	そ の 他
平 成 20 年 度	142	63	26	10	11	32
平 成 21 年 度	146	50	37	10	13	36
平 成 22 年 度	176	63	61	6	4	42

(2) 薬事関係

①施設および立入検査

市内の薬事関係施設数および立入検査数の内訳は、次のとおりである。

表4 薬事関係施設数および立入検査数

区 分	施 設			立 入 検 査 数	
	施 設 数	新規開設	廃 止	実 数	延 数
平成 20 年 度	2,047	110	62	157	157
平成 21 年 度	1,688	119	170	274	274
平成 22 年 度	1,528	80	94	122	122
1 薬局	175	5	8	47	47
2 医薬品販売業					
(1)一般販売業	3	-	-	-	-
(2)卸売一般販売業	49	9	4	2	2
(3)薬種商販売業	23	-	18	-	-
(4)配置販売業	29	-	1	-	-
(5)店舗販売業	48	22	-	17	17
(6)特例販売業(1種)	27	-	3	-	-
(7)特例販売業(2種)	1	-	1	-	-
3 医薬品製造業					
(1)専業	2	-	-	-	-
(2)薬局	8	-	2	-	-
4 医薬部外品製造業	-	-	-	-	-
5 医療機器製造業	-	-	-	-	-
6 医療機器販売業					
(1)高度管理医療機器	139	12	31	44	44
(2)管理医療機器	862	24	12	-	-
7 毒物・劇物輸入業・製造業	2	-	-	-	-
8 毒物劇物販売業					
(1)一般販売業	127	7	12	12	12
(2)農業用品目販売業	10	-	-	-	-
(3)特定品目販売業	10	-	2	-	-
9 届出を要する毒物劇物業務上取扱者	1	-	-	-	-
10 麻薬取扱施設(卸・小売業者)	-	-	-	-	-
11 覚せい剤施用機関	-	-	-	-	-
12 覚せい剤原料取扱者	6	-	-	-	-
13 採血業	1	-	-	-	-
14 化粧品製造業	5	1	-	-	-
15 その他(学校,農家等)	-	-	-	-	-

(注) 施設数は年度末現在、立入検査数は年度分

平成21年度からは、6 医療機器販売業(2)管理医療機器については、要届出分のみ計上
店舗販売業は、平成21年6月新設

②麻薬および覚せい剤

麻薬および向精神薬取締法、覚せい剤取締法に基づく許認可等の業務取扱状況は、次のとおりである。

表5 麻薬および向精神薬取締法、覚せい剤取締法に基づく許可業務取扱状況

区 分	総 数	免許指 定申請	変更届	廃 棄	業 務 廃止届	麻 薬 中 毒	麻 薬 受渡届	その他
平成 20 年度	1,129	507	105	132	45	-	308	32
平成 21 年度	1,054	487	112	70	42	-	303	40
平成 22 年度	1,201	525	95	178	50	-	316	37
麻薬および向精神薬取締法	1,185	520	94	173	50	-	316	32
覚 せい 剤 取 締 法	9	1	1	5	-	-	-	2
大 麻 取 締 法	7	4	-	-	-	-	-	3

(3) 献血

①献血推進協議会

当市では、献血事業の推進を図るため献血推進協議会を設置し、北海道函館赤十字血液センター協力のもと、献血の普及啓発活動を行っている。

夏は7月を「愛の血液助け合い運動」月間と位置づけ、市内2か所で街頭献血、冬は「はたちの献血キャンペーン」と称し、成人祭での広告を含む啓蒙活動に努めている。

②献血の状況

当市内における平成22年度の献血実績は次のとおりで、400mlの全血献血数は、北海道函館赤十字血液センターが目標としていた数値を下回ったものの、200ml献血および成分献血はどちらも目標数を上回り、全体として目標を達成することができた。

表6 献血実績 (平成22年度)

区 分	200ml 献 血	400ml 献 血	成分献血	合 計 (200ml 換算値)
目 標 数(本)	2,100	11,130	3,200	27,560
献 血 数(本)	2,497	10,599	3,879	27,574
目標達成率(%)	118.9%	95.2%	121.2%	100.1%

(4)薬物乱用防止に関する広報・啓発活動

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動のヤング街頭キャンペーンにおいて、北海道薬物乱用防止指導員等が中心となり、ヤングボランティア等の協力により、啓発用ティッシュ等の配布を行っている。

5 衛生試験所の業務

衛生試験所は、各種試験・検査・研究を通じ、保健および衛生の向上を図る目的で設立され、次の2部門に分かれ業務を行っている。

- ・微生物担当 … 腸管系病原菌，水質細菌，食品細菌検査等
- ・理化学担当 … 食品添加物，農薬検査等

平成22年度の試験検査実績は次のとおりである。

表1 試験検査実績

(平成22年度)

区分	種別	件数	区分	種別	件数	
細菌	腸管系病原菌等	腸内感染症病原菌	3,419	食品試験	成分規格(牛乳および加工乳)	25
		腸管出血性大腸菌	3,180		“(乳製品)	12
		その他の病原菌	6		“(清涼飲料水)	-
		ふん便寄生虫卵	868		器具および容器包装	-
細菌	水質細菌	飲料水細菌	-	食品試験	食品添加物(定性)	13
		一般細菌数	-		“(定量)	235
		大腸菌群数	1		有害成分	14
		腸管出血性大腸菌	-		金属類	16
		大腸菌群最確数	-		水素イオン濃度	61
		レジオネラ属菌	1		一般成分	101
検査	食品細菌	一般生菌数	514	食品試験	農薬	45
		大腸菌群数	548		家庭用品	26
		その他の細菌	1,544		放射能	-
		腸管出血性大腸菌	225		有機水銀	-
		大腸菌群最確数	18		小計	548
		顕微鏡検査	-		総計	11,374
		特殊なもの	361			
ノロウイルス検査	141					
小計	10,826					



IV 統計編

第1章 人口動態統計

- 1 人口動態の概要
- 2 出生
- 3 死亡
- 4 乳児死亡・新生児死亡
- 5 死産
- 6 周産期死亡
- 7 婚姻・離婚

第2章 母体保護統計

- 1 不妊手術
- 2 人工妊娠中絶

第3章 食中毒統計

第4章 医療関係統計

- 1 医療施設
- 2 医療従事者数
- 3 人口10万人対でみた指標



第1章 人口動態統計

1 人口動態の概要

人口動態統計は、平成22年1月1日から平成22年12月31日までに届けられたもののうちで、日本において発生した日本人の事件を客体とし、平成22年中に発生した函館市に住所を有する者の事件を独自に集計した概数である。

なお、北海道、全国の数値についても国（厚生労働省）及び北海道（保健福祉部）が公表した概数である。

また、各表の比率の計算は、平成22年9月30日現在の住民基本台帳人口（282,089人）を算定基礎としている。

(1) 総括

①出生…1,825人（男921人，女904人） 出生率6.5（人口千対率）

前年比64人の減少で、出生率は前年と比べ0.1ポイント減少した。

また、合計特殊出生率は1.19である。

②死亡…3,424人（男1,764人，女1,660人） 死亡率12.1（人口千対率）

前年比102人の増加で、死亡率は前年と比べ0.4ポイント増加した。

原因別死亡者数では、悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患によるものが全体の約60%を占めている。

また、死亡原因の順位は、第1位が悪性新生物（がん）、第2位が心疾患、第3位が肺炎となっている。

死亡原因の上位3死因

死亡順位	死 因	死 亡 者 数			死亡総数に占める割合
		総 数	男	女	
1	悪性新生物(がん)	1,068	613	455	31.2%
2	心 疾 患	521	240	281	15.2%
3	肺 炎	369	193	176	10.8%

③死産…83胎 死産率43.5（出産千対率）

前年比4胎の減少で、死産率は前年と比べ0.3ポイント減少した。

④婚姻…1,320組 婚姻率4.7（人口千対率）

前年比107組減少で、婚姻率は前年と比べ0.3ポイント減少した。

初婚の平均年齢は夫29.5歳，妻28.3歳で，夫は前年と比べ0.2歳晩婚化し，妻は前年と比べ0.3歳晩婚化した。

⑤離婚…636組 離婚率2.25（人口千対率）

前年比6組減少で，離婚率は前年と比べ0.01ポイント減少した。

結婚生活に入ってから同居をやめたときまでの期間別離婚割合をみると，1年未満6.7%，1～5年未満32.9%，5～10年未満23.5%，10～15年未満12.3%，15～20年未満8.2%，20年以上16.4%となっている。

(2)人口動態, 実数・率・年次別

年次	出生		死亡		乳児死亡 (再掲)		新生児死亡 (再掲)		死産		周産期死亡		婚姻		離婚	
	総数	率	総数	率	総数	率	総数	率	総数	率	総数	率	総数	率	総数	率
S. 24	7,670	33.9	2,722	12.0	483	63.0	145	18.9	564	68.5	248	32.3	2,384	10.5	385	1.70
30	4,036	16.7	1,980	8.2	139	34.4	65	16.1	560	121.8	133	32.9	2,035	8.4	377	1.55
35	3,821	15.7	1,822	7.5	106	27.7	55	14.4	537	123.1	138	36.1	2,436	10.0	326	1.34
40	4,035	16.6	1,813	7.4	82	20.3	52	12.9	496	109.4	105	26.0	2,556	10.5	367	1.51
41	3,438	14.2	1,726	7.1	69	20.1	41	11.9	475	121.4	76	22.1	2,499	10.3	371	1.53
42	4,386	17.4	1,802	7.2	67	15.3	49	11.2	461	95.1	121	27.6	2,435	9.7	396	1.57
43	4,144	16.6	1,799	7.2	57	13.8	35	8.4	379	83.8	85	20.0	2,275	9.1	368	1.65
44	3,992	16.2	1,828	7.4	54	13.5	37	9.3	381	87.1	85	21.0	2,273	9.2	383	1.55
45	3,992	16.5	1,830	7.6	65	16.3	42	10.5	367	84.2	76	19.0	2,404	9.9	436	1.80
46	4,045	16.9	1,731	7.2	61	15.1	42	10.4	359	81.5	67	16.8	2,510	10.5	433	1.81
47	4,008	16.9	1,722	7.3	58	14.5	42	10.5	358	82.0	84	21.2	2,503	10.6	422	1.78
48	4,243	18.2	1,762	7.6	40	9.4	30	7.1	359	78.0	66	15.6	2,362	10.1	480	2.06
49	5,483	18.1	2,029	6.7	60	10.9	37	6.7	451	76.0	76	13.9	2,938	9.7	498	1.64
50	5,210	16.9	1,985	6.5	61	11.7	46	8.8	421	74.8	83	15.9	2,729	8.9	554	1.80
51	4,918	15.8	2,002	6.4	50	10.2	39	7.9	458	85.2	64	13.0	2,639	8.5	621	2.00
52	4,781	15.2	1,985	6.3	47	9.8	34	7.1	390	75.4	66	13.8	2,382	7.6	616	1.96
53	4,653	14.7	2,146	6.8	50	10.7	38	8.2	352	70.3	56	11.8	2,444	7.7	679	2.15
54	4,468	14.0	2,012	6.3	39	8.7	28	6.3	343	71.3	52	11.6	2,344	7.4	681	2.14
55	4,137	12.9	2,062	6.4	29	7.0	19	4.6	384	84.9	49	11.4	2,338	7.3	727	2.27
56	4,181	13.0	2,120	6.6	22	5.3	16	3.8	333	73.8	35	8.4	2,212	6.9	839	2.62
57	3,952	12.3	2,086	6.5	28	7.1	22	5.6	368	85.2	42	10.9	2,172	6.8	838	2.61
58	3,880	12.1	2,160	6.7	30	7.7	12	3.1	317	75.5	27	7.0	2,126	6.6	915	2.84
59	3,835	11.9	2,150	6.7	33	8.6	19	5.0	354	84.4	34	8.9	2,102	6.5	861	2.67
60	3,573	11.2	2,249	7.0	24	6.7	14	3.9	287	73.4	24	6.7	1,968	6.2	819	2.57
61	3,291	10.3	2,149	6.7	21	6.4	14	4.3	304	84.6	27	8.2	1,886	5.9	812	2.55
62	3,165	10.0	2,176	6.9	20	6.3	9	2.8	257	75.1	22	6.9	1,827	5.8	670	2.12
63	3,107	9.9	2,189	7.0	20	6.4	13	4.2	226	67.8	21	6.8	1,778	5.7	639	2.04
H. 1	2,880	9.3	2,162	6.9	8	2.8	2	0.7	239	76.6	11	3.8	1,767	5.7	648	2.08
2	2,777	9.0	2,248	7.3	14	5.0	9	3.2	230	76.5	20	7.2	1,836	6.0	624	2.03
3	2,666	8.6	2,258	7.3	17	6.4	10	3.8	217	75.3	17	6.4	1,843	6.0	666	2.16
4	2,566	8.4	2,300	7.5	11	4.3	5	1.9	179	65.2	11	4.3	1,819	5.9	674	2.20
5	2,545	8.4	2,429	8.1	11	4.3	5	2.0	159	58.8	8	3.1	1,822	6.0	704	2.34
6	2,534	8.4	2,414	8.0	9	3.6	2	0.8	166	61.5	12	4.7	1,785	5.9	674	2.23
7	2,444	8.1	2,569	8.6	10	4.1	5	2.0	84	33.2	19	7.8	1,866	6.2	653	2.17
8	2,348	7.9	2,535	8.5	8	3.4	6	2.6	88	36.1	9	3.8	1,863	6.3	746	2.51
9	2,241	7.7	2,544	8.7	3	1.3	2	0.9	85	36.5	15	6.7	1,756	6.0	767	2.60
10	2,273	7.8	2,537	8.7	5	2.2	3	1.3	121	50.5	16	7.0	1,725	5.9	767	2.64
11	2,271	7.8	2,728	9.3	9	4.0	6	2.2	122	51.0	23	10.1	1,655	5.7	778	2.67
12	2,153	7.4	2,763	9.5	5	2.3	2	0.9	101	44.8	12	6.0	1,700	5.9	844	2.92
13	2,080	7.2	2,581	9.0	9	4.3	4	1.9	123	55.9	14	6.7	1,674	5.8	848	2.95
14	2,024	7.1	2,559	8.9	3	1.5	2	1.0	129	59.9	14	6.9	1,581	5.5	954	3.33
15	2,063	7.3	2,748	9.7	8	3.9	2	1.0	120	55.0	15	7.2	1,565	5.5	872	3.07
16	1,946	6.9	2,790	9.9	3	1.5	2	1.0	110	53.5	5	2.6	1,482	5.2	858	3.04
17	1,947	6.5	3,096	10.4	6	3.1	5	2.6	103	50.2	10	5.1	1,535	5.2	790	2.66
18	1,947	6.6	3,201	10.9	4	2.1	1	0.5	94	46.1	14	7.1	1,500	5.1	729	2.48
19	1,948	6.7	3,106	10.7	5	2.6	2	1.0	90	44.2	6	3.1	1,427	4.9	717	2.47
20	1,891	6.7	3,233	11.4	7	3.7	3	1.6	97	48.8	9	4.7	1,402	5.0	656	2.32
21	1,889	6.6	3,322	11.7	2	1.1	1	0.5	87	43.8	5	2.6	1,427	5.0	642	2.26
22	1,825	6.5	3,424	12.1	9	4.9	4	2.2	83	43.5	9	4.9	1,320	4.7	636	2.25

(注) 乳児死亡率, 新生児死亡率は出生千対, 死産率は出産千対, その他は人口千対率, 死産数は自然死産と人工死産の合算値

(3) 人口動態，実数・月別

(平成22年)

月 別	出 生	死 亡	乳児死亡 (再掲)	新 生 児 死 亡 (再掲)	死 産	周産期死亡		婚 姻	離 婚
						後 期	早 期		
総 数	1,825	3,424	9	4	83	5	4	1,320	636
1 月	139	299	1	-	6	-	-	96	52
2 月	120	252	1	1	7	-	1	123	47
3 月	151	289	1	-	6	-	-	141	62
4 月	164	300	3	1	6	3	1	109	73
5 月	142	271	1	-	5	-	-	95	39
6 月	170	274	1	1	8	-	1	109	47
7 月	148	251	-	-	5	-	-	100	49
8 月	168	303	-	-	9	1	-	93	44
9 月	168	276	-	-	8	-	-	90	53
10 月	142	311	-	-	5	-	-	118	62
11 月	156	290	1	1	5	-	1	121	53
12 月	157	308	-	-	13	1	-	125	55

(4) 人口動態，率

(平成22年)

区 分	出 生	死 亡	乳児死亡 (再掲)	新 生 児 死 亡 (再掲)	死 産	周産期	婚 姻	離 婚
函館市	6.5	12.1	4.9	2.2	43.5	4.9	4.7	2.25
北海道	7.3	10.1	2.1	1.0	30.4	4.2	5.2	2.29
全 国	8.5	9.5	2.3	1.1	24.2	4.2	5.5	1.99

(注) ・乳児死亡率，新生児死亡率は出生千対，死産率，周産期死亡率は出産千対，その他は人口千対率
 ・死産数は，自然死産と人工死産の合算値

2 出 生

(1) 出生数・率，年次別

年 次	出 生 数			出 生 率 (人口千対)		
	総 数	男	女	函館市	北海道	全 国
S. 25	6,377	3,282	3,095	27.8	34.2	28.1
30	4,036	2,049	1,987	16.7	21.7	19.4
35	3,821	2,004	1,817	15.7	18.6	17.2
40	4,035	2,069	1,966	16.6	18.7	18.6
45	3,992	2,054	1,938	16.5	17.7	18.8
50	5,210	2,679	2,531	16.9	16.8	17.1
55	4,137	2,146	1,991	12.9	13.6	13.6
60	3,573	1,854	1,719	11.2	11.7	11.9
H. 2	2,777	1,410	1,367	9.0	9.7	10.0
7	2,444	1,234	1,210	8.1	8.8	9.6
8	2,348	1,194	1,154	7.9	8.8	9.7
9	2,241	1,148	1,093	7.7	8.6	9.5
10	2,273	1,174	1,099	7.8	8.6	9.6
11	2,271	1,152	1,119	7.8	8.2	9.4
12	2,153	1,090	1,063	7.4	8.5	9.5
13	2,080	1,119	961	7.2	8.2	9.3
14	2,024	1,032	992	7.1	8.2	9.2
15	2,063	1,019	1,044	7.3	8.0	8.9
16	1,946	1,032	914	6.9	7.8	8.8
17	1,947	983	964	6.5	7.4	8.4
18	1,947	1,002	945	6.6	7.6	8.7
19	1,948	984	964	6.7	7.5	8.6
20	1,891	989	902	6.7	7.4	8.7
21	1,889	982	907	6.6	7.3	8.5
22	1,825	921	904	6.5	7.3	8.5

(2) 合計特殊出生率，年齢階級別女子人口・出生児数，年次別

区 分	総 数	15～	20～	25～	30～	35～	40～	45～	合計特殊出生率			
		19歳	24歳	29歳	34歳	39歳	44歳	49歳	市	道	全国	
H. 18	出生児数	1,947	38	307	618	656	277	50	1	1.10	1.18	1.32
	女子人口	61,542	7,175	7,453	8,333	9,985	9,893	9,114	9,589			
19	出生児数	1,948	26	286	583	713	304	34	2	1.13	1.19	1.34
	女子人口	60,073	6,817	7,246	7,835	9,703	9,820	9,220	9,432			
20	出生児数	1,891	33	305	536	646	323	48	-	1.15	1.20	1.37
	女子人口	58,608	6,550	6,940	7,406	9,149	9,954	9,282	9,327			
21	出生児数	1,889	39	250	559	678	312	48	3	1.19	1.19	1.37
	女子人口	57,267	6,297	6,696	7,093	8,592	10,019	9,355	9,215			
22	出生児数	1,825	27	264	536	591	355	51	1	1.19	1.21	1.39
	女子人口	56,142	6,243	6,403	6,857	8,177	9,928	9,326	9,208			

(注) 合計特殊出生率は15歳から49歳までの女子の年齢階級別出生率を合計したものであり，15歳から19歳までの年齢階級及び45歳から49歳までの年齢階級にはそれぞれ14歳以下，50歳以上を含んでいる。

(3) 出生数，施設・立会者・年次別

年次	総数	出生施設				立会者		
		病院	診療所	助産所	自宅 その他	医師	助産師	その他
H. 18	1,947	1,029	891	25	2	1,914	32	1
19	1,948	1,004	931	11	2	1,924	23	1
20	1,891	1,008	880	1	2	1,880	11	-
21	1,889	1,018	869	-	2	1,850	39	-
22	1,825	1,034	788	-	3	1,791	32	2

(4) 出生数，出生順位・年次別

年次	総数	第1児	第2児	第3児	第4児	第5児以上	不詳
H. 18	1,947	997	693	199	37	21	1
19	1,948	946	697	247	43	15	-
20	1,891	913	716	210	39	13	-
21	1,889	948	641	252	38	10	-
22	1,825	892	658	206	56	12	1

(5) 出生数，母の年齢階級・年次別

年次	総数	～14歳	15 ～ 19歳	20 ～ 24歳	25 ～ 29歳	30 ～ 34歳	35 ～ 39歳	40 ～ 44歳	45 ～ 49歳	50歳～	不詳
S. 25	6,377	...	125	1,592	2,280	1,418	742	218	2
30	4,036	...	51	1,009	1,661	895	340	80	-
35	3,821	...	49	939	1,828	767	192	45	1
40	4,035	...	54	1,071	1,840	844	194	32	-
45	3,992	...	67	1,106	1,786	815	194	24	-
50	5,210	...	61	1,385	2,663	889	185	27	-
55	4,137	...	62	796	2,054	1,029	172	24	-
60	3,573	...	39	698	1,578	975	258	25	-
H. 2	2,777	...	41	468	1,239	810	190	29	-
7	2,448	-	58	451	951	723	225	39	1	-	-
8	2,348	-	46	428	896	716	236	26	-	-	-
9	2,241	-	52	394	859	679	226	30	-	-	1
10	2,273	-	43	419	855	692	246	18	-	-	-
11	2,271	-	41	376	875	689	254	35	1	-	-
12	2,153	-	51	367	813	676	214	31	1	-	-
13	2,080	-	34	346	797	643	230	29	1	-	-
14	2,024	-	44	340	713	656	244	27	-	-	-
15	2,063	-	55	321	716	661	271	39	-	-	-
16	1,946	-	33	299	707	642	229	34	2	-	-
17	1,947	1	60	301	593	706	251	34	1	-	-
18	1,947	-	38	307	618	656	277	50	1	-	-
19	1,948	1	25	286	583	713	304	34	2	-	-
20	1,891	-	33	305	536	646	323	48	-	-	-
21	1,889	-	39	250	559	678	312	48	3	-	-
22	1,825	-	27	264	536	591	355	51	1	-	-

(注) 14歳以下及び45歳以上での出産数は平成7年より統計開始。

(6) 出生数，出生時体重・年次別

年次	総数	低 体 重 児					小計	2,500 g 3,999g	4,000g g	不詳
		< 999g	1,000 g 1,499g	1,500 g 1,999g	2,000 g 2,499g					
H. 18	1,947	4	16	22	160	202	1,724	19	2	
19	1,948	9	7	25	138	179	1,742	27	-	
20	1,891	9	12	19	142	182	1,678	31	-	
21	1,889	8	10	25	144	187	1,689	13	-	
22	1,825	11	25	22	141	199	1,607	18	1	
(男)	921	8	14	11	54	87	824	10	-	
(女)	904	3	11	11	87	112	783	8	1	

(7) 出生時の平均体重，最高体重・最低体重，性・年次別

年次	平均体重(g)		最高体重(g)		最低体重(g)	
	男	女	男	女	男	女
H. 18	3,028	2,973	4,500	4,584	591	768
19	3,043	3,007	4,570	4,730	503	596
20	3,054	2,990	4,624	4,670	571	637
21	3,036	2,976	4,320	4,156	549	757
22	3,032	2,952	4,306	4,244	426	950

3 死亡

(1) 死亡数・率，年次別

年次	死亡数			死亡率(人口千対)		
	総数	男	女	函館市	北海道	全国
S. 25	2,322	1,213	1,119	10.2	10.0	10.9
30	1,980	1,105	875	8.2	6.9	7.8
35	1,822	986	836	7.5	6.3	7.6
40	1,813	1,008	805	7.4	6.1	7.1
45	1,830	985	845	7.6	6.2	6.9
50	1,985	1,074	911	6.5	5.8	6.3
55	2,062	1,095	967	6.4	5.8	6.2
60	2,249	1,172	1,077	7.0	6.1	6.3
H. 2	2,248	1,192	1,056	7.3	6.5	6.7
7	2,569	1,378	1,191	8.6	7.2	7.4
8	2,535	1,353	1,182	8.5	7.2	7.2
9	2,544	1,332	1,212	8.7	7.2	7.3
10	2,537	1,355	1,182	8.7	7.3	7.5
11	2,728	1,462	1,266	9.3	7.8	7.8
12	2,763	1,490	1,273	9.5	7.7	7.7
13	2,581	1,340	1,241	9.0	7.7	7.7
14	2,559	1,421	1,138	8.9	7.8	7.8
15	2,748	1,456	1,292	9.7	8.2	8.0
16	2,790	1,439	1,351	9.9	8.4	8.2
17	3,096	1,621	1,475	10.4	8.9	8.6
18	3,201	1,687	1,514	10.9	9.0	8.6
19	3,106	1,669	1,437	10.7	9.3	8.8
20	3,233	1,676	1,557	11.3	9.6	9.1
21	3,322	1,710	1,612	11.7	9.7	9.1
22	3,424	1,764	1,660	12.1	10.1	9.5

(2) 死亡数，年齢階級・年次別

区分	平成22年			平成21年	平成20年	平成19年	平成18年
	計	男	女				
総数	3,424	1,764	1,660	3,322	3,233	3,106	3,201
0歳	9	6	3	2	7	5	4
1	-	-	-	-	-	-	-
2	1	1	-	1	-	-	-
3	1	-	1	1	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-	1
0～4	11	7	4	4	7	5	5
5～9	-	-	-	-	3	2	1
10～14	1	1	-	-	3	4	2
15～19	3	3	-	-	2	6	3
20～24	9	7	2	10	10	3	8
25～29	6	6	-	9	9	13	13
30～34	9	8	1	14	12	10	11
35～39	13	8	5	23	17	19	24
40～44	27	16	11	23	36	28	29
45～49	41	29	12	39	30	35	56
50～54	57	29	28	85	71	79	86
55～59	138	95	43	149	145	161	162
60～64	205	131	74	171	198	176	174
65～69	243	158	85	261	257	254	253
70～74	339	217	122	329	348	347	384
75～79	500	290	210	520	492	483	484
80～84	631	341	290	580	583	554	544
85～89	582	242	340	550	496	464	490
90～94	392	129	263	372	337	303	320
95～99	174	43	131	148	143	133	128
100～	43	4	39	35	34	27	24
65～(再掲)	2,904	1,424	1,480	2,795	2,690	2,565	2,518

(3) 死亡順位, 年齢階級別

(平成22年)

区分	死亡数	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
		死因	数	死因	数	死因	数	死因	数	死因	数
全体	3,322	悪性新生物	1,068	心疾患	521	肺炎	369	脳血管疾患	302	他呼吸器	125
0歳	9	乳幼児突然死症候群	2	不慮の事故	2	急性気管支炎	1	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	1	周産期に特異的な感染症	1
1～4	2	不慮の事故	2	—	—	—	—	—	—	—	—
5～9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10～14	1	不慮の事故	1	—	—	—	—	—	—	—	—
15～19	3	悪性新生物	1	不慮の事故	1	自殺	1	—	—	—	—
20～24	9	自殺	5	不慮の事故	3	その他	1	—	—	—	—
25～29	6	自殺	5	不慮の事故	1	—	—	—	—	—	—
30～34	9	自殺	4	心疾患	2	脳血管疾患	2	悪性新生物	1	—	—
35～39	13	自殺	6	悪性新生物	2	他循環器	2	心疾患	1	ヘルニア及び腸閉塞	1
40～44	27	悪性新生物	11	自殺	7	心疾患	5	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	1	他神経系	1
45～49	41	自殺	12	悪性新生物	7	脳血管疾患	6	心疾患	5	他循環器	3
50～54	57	悪性新生物	27	心疾患	4	自殺	4	他循環器	3	肺炎	3
55～59	138	悪性新生物	61	心疾患	17	脳血管疾患	13	不慮の事故	8	自殺	6
60～64	205	悪性新生物	100	心疾患	24	脳血管疾患	15	自殺	11	肺炎	9
65～69	243	悪性新生物	118	心疾患	24	肺炎	14	肝疾患	13	腎不全	8
70～74	339	悪性新生物	152	心疾患	33	脳血管疾患	32	肺炎	25	他呼吸器	18
75～79	500	悪性新生物	180	心疾患	80	肺炎	50	脳血管疾患	44	他呼吸器	19
80～84	631	悪性新生物	194	心疾患	89	肺炎	88	脳血管疾患	55	他循環器	26
85～89	582	悪性新生物	133	心疾患	102	肺炎	88	脳血管疾患	63	老衰	27
90～94	392	心疾患	86	悪性新生物	63	肺炎	55	脳血管疾患	37	老衰	36
95～99	174	心疾患	40	肺炎	27	老衰	23	脳血管疾患	21	悪性新生物	15
100～	43	老衰	12	心疾患	9	肺炎	7	他呼吸器	4	悪性新生物	3
65～(再掲)	2,904	悪性新生物	858	心疾患	463	肺炎	354	脳血管疾患	264	他呼吸器	119

(注) 0歳児は乳児死因分類, それ以外は死因順位分類による
死因名は次のように略称した。

心疾患: 心疾患(高血圧性を除く)

他神経系: その他の神経系の疾患

他呼吸器: その他の呼吸器系の疾患

他消化器: その他の消化器系の疾患

(4) 死亡数・率・割合，主要死因・性別

(平成22年)

区 分	死 亡 数			構 成 比 率 (%)			死 亡 率 (人口10万対)	
	総 数	男	女	総 数	男	女	函館市	全 国
全 体	3,424	1,764	1,660	100.0	100.0	100.0	1213.8	947.3
1 悪性新生物 (2100)	1,068	613	455	31.2	34.8	27.4	378.6	279.6
2 心疾患 (高血圧性を除く) (9200)	521	240	281	15.2	13.6	16.9	184.7	149.7
3 肺炎 (10200)	369	193	176	10.8	10.9	10.6	130.8	94.0
4 脳血管疾患 (9300)	302	143	159	8.8	8.1	9.6	107.1	97.6
5 その他の呼吸器系の疾患 (10600)	125	68	57	3.7	3.9	3.4	44.3	39.2
6 その他の循環器系の疾患 (9500)	116	58	58	3.4	3.3	3.5	41.1	5.6
7 老衰 (18100)	106	21	85	3.1	1.2	5.1	37.6	35.9
8 腎不全 (14200)	102	45	57	3.0	2.6	3.4	36.2	18.7
9 不慮の事故 (20100)	87	51	36	2.5	2.9	2.2	30.8	32.1
10 自殺 (20200)	77	59	18	2.2	3.3	1.1	27.3	23.4
11 その他の消化器系の疾患 (11400)	59	31	28	1.7	1.8	1.7	20.9	15.8
12 大動脈瘤及び解離 (9400)	41	25	16	1.2	1.4	1.0	14.5	12.0
13 敗血症 (1300)	38	15	23	1.1	0.9	1.4	13.5	8.4
14 肝疾患 (11300)	37	18	19	1.1	1.0	1.1	13.1	12.8
15 糖尿病 (11300)	33	13	20	1.0	0.7	1.2	11.7	11.4
15 慢性閉塞性肺疾患 (10400)	33	29	4	1.0	1.6	0.2	11.7	12.9
17 その他の新生物 (2200)	30	16	14	0.9	0.9	0.8	10.6	8.0
18 ヘルニア及び腸閉塞 (11200)	28	12	16	0.8	0.7	1.0	9.9	4.7
19 その他の腎尿路生殖器系の疾患 (6500)	16	8	8	0.5	0.5	0.5	5.7	4.2
20 その他	236	106	130	6.8	5.9	7.9	83.7	81.3

(注) 分類は死因順位分類による

(5) 主要死因，年次別

年次	死亡数	第 1 位		第 2 位		第 3 位		第 4 位		第 5 位	
		死 因	数	死 因	数	死 因	数	死 因	数	死 因	数
25	2,322	全 結 核	588	中枢神経系	267	悪性新生物	199	心 疾 患	165	胃・大腸等	158
30	1,980	中枢神経系	388	全 結 核	224	〃	213	〃	178	老 衰	153
35	1,822	〃	399	悪性新生物	267	心 疾 患	245	全 結 核	147	〃	104
S. 40	1,813	〃	473	〃	298	〃	255	事 故 等	100	全 結 核	95
45	1,830	脳血管疾患	405	〃	325	〃	287	肺 炎 等	113	老 衰	75
50	1,985	〃	453	〃	417	〃	343	〃	109	〃	71
55	2,062	悪性新生物	523	脳血管疾患	444	〃	396	〃	96	〃	65
60	2,249	〃	605	心 疾 患	472	脳血管疾患	388	〃	135	自 殺	68
H. 2	2,248	〃	616	〃	520	〃	305	〃	200	腎 炎 等	72
7	2,569	〃	781	〃	431	〃	354	肺 炎	263	不慮の事故	80
8	2,535	〃	799	〃	424	〃	351	〃	269	〃	97
9	2,544	〃	793	〃	417	〃	343	〃	236	〃	85
10	2,537	〃	804	〃	459	〃	284	〃	235	〃	119
11	2,728	〃	827	〃	490	〃	341	〃	304	〃	81
12	2,763	〃	891	〃	451	〃	322	〃	306	〃	80
13	2,581	〃	849	〃	466	〃	286	〃	246	〃	74
14	2,559	〃	860	〃	406	〃	289	〃	267	自 殺	76
15	2,748	〃	875	〃	394	〃	344	〃	294	〃	104
16	2,790	〃	870	〃	426	〃	361	〃	299	不慮の事故	87
17	3,096	〃	964	〃	473	肺 炎	369	脳血管疾患	342	他呼吸器	103
18	3,201	〃	1,012	〃	511	脳血管疾患	387	肺 炎	343	〃	89
19	3,106	〃	989	〃	510	肺 炎	314	脳血管疾患	299	〃	99
20	3,233	〃	1,026	〃	513	脳血管疾患	326	肺 炎	326	腎 不 全	96
21	3,322	〃	1,051	〃	518	肺 炎	343	脳血管疾患	330	不慮の事故	96
22	3,424	〃	1,068	〃	521	〃	369	〃	302	他呼吸器	125

(注) 死因名は次のように略称した。

(平成6年分まで) 中枢神経系：中枢神経系の血管損傷

肺 炎 等：肺炎及び気管支炎

事 故 等：不慮の事故及び有害作用

腎 炎 等：腎炎，ネフローゼ症候群およびネフローゼ

(平成7年分より) 心 疾 患：心疾患（高血圧性を除く）

他 呼 吸 器：その他の呼吸器系の疾患

(6) 死亡数，死亡場所別・性別

(平成22年)

年次	総数	死 亡 場 所						
		病 院	診 療 所	介 護 老 人 保 健 施 設	助 産 所	老 人 ホ ー ム	自 宅	そ の 他
H. 19	3,106	2,614	48	7	-	66	309	62
20	3,233	2,650	50	59	-	79	313	82
21	3,322	2,765	59	49	-	91	300	58
22	3,424	2,813	92	71	-	84	300	64
(男)	1,764	1,471	47	29	-	16	154	47
(女)	1,660	1,342	45	42	-	68	146	17

(7)悪性新生物による死亡，内訳・数・順位・年次別

年次	計	胃	肺	膵臓	肝臓	食道	直腸	結腸	乳房	白血病	子宮	その他
S. 25	199
30	213
35	267
40	298
45	325
50	417
55	523	① 141	② 64	⑤ 24	③ 45	④ 30	⑨ 11	...	⑥ 23	⑦ 16	⑧ 15	154
60	605	① 141	② 99	④ 44	③ 46	⑤ 25	⑥ 23	...	⑧ 19	⑨ 18	⑦ 21	169
H. 2	616	② 120	① 124	④ 36	③ 48	⑤ 30	⑤ 30	...	⑦ 22	⑧ 14	⑨ 11	181
7	781	① 139	② 132	⑤ 59	③ 74	⑥ 32	⑦ 28	④ 68	⑨ 18	⑩ 14	⑧ 19	198
8	799	② 146	① 148	⑤ 58	④ 66	⑥ 43	⑩ 21	③ 68	⑧ 26	⑨ 23	⑯ 12	188
9	793	① 146	② 136	⑥ 43	④ 74	⑧ 35	⑨ 33	③ 81	⑩ 28	⑭ 16	⑯ 11	190
10	804	② 114	① 151	⑥ 50	④ 70	⑧ 33	⑧ 33	③ 71	⑩ 30	⑫ 19	⑭ 15	218
11	827	② 119	① 153	⑥ 57	⑤ 59	⑧ 41	⑦ 50	④ 67	⑩ 2	⑪ 26	⑪ 26	200
12	891	① 144	② 139	⑥ 54	④ 83	⑨ 40	⑧ 43	③ 85	⑩ 36	⑬ 20	⑭ 18	229
13	849	② 132	① 144	⑤ 55	④ 75	⑧ 38	⑥ 43	③ 80	⑨ 36	⑭ 17	⑯ 15	214
14	860	② 136	① 164	⑥ 54	④ 65	⑨ 33	⑧ 39	③ 96	⑩ 31	⑯ 11	⑰ 9	222
15	875	② 147	① 169	⑤ 46	④ 65	⑧ 37	⑦ 38	③ 98	⑨ 31	⑪ 20	⑬ 19	205
16	870	② 130	① 149	④ 67	④ 67	⑥ 44	⑧ 36	③ 87	⑨ 32	⑭ 12	⑮ 8	238
17	964	② 121	① 194	④ 87	⑤ 75	⑨ 40	⑦ 50	③ 102	⑪ 29	⑬ 20	⑯ 14	232
18	1,012	② 135	① 187	⑤ 84	④ 94	⑨ 31	⑥ 58	③ 100	⑦ 46	⑯ 11	⑬ 20	246
19	989	② 131	① 209	④ 92	⑤ 78	⑧ 39	⑨ 38	③ 97	⑩ 33	⑰ 8	⑭ 21	243
20	1,025	② 120	① 206	④ 86	⑥ 71	⑩ 36	⑧ 44	③ 95	⑬ 28	⑫ 29	⑯ 19	292
21	1,051	② 126	① 218	④ 96	⑥ 70	⑧ 42	⑨ 36	③ 112	⑨ 36	⑮ 22	⑮ 22	271
22	1,068	② 130	① 223	④ 104	⑥ 79	⑧ 44	⑦ 63	③ 108	⑩ 39	⑭ 18	⑰ 13	247

(注) ○の中の数字は各年次の順位を表す。
 部位は下記のとおり略称した。
 (平成6年分まで) 肺 : 気管，気管支及び肺
 直腸 : 直腸，直腸S状結腸移行部及び肛門
 (平成7年分より) 肺 : 気管，気管支及び肺
 肝臓 : 肝及び肝内胆管
 直腸 : 直腸S状結腸移行部及び直腸

(8)死亡数, 死因(死因分類別)・性・年齢階級別

死因分類コード	死因	総数			0～4歳		5～9		10～14		15～19		20～24		25～29	
		計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
	総数	3,424	1,764	1,660	7	4	-	-	1	-	3	-	7	2	6	-
01000	感染症及び寄生虫症	84	36	48	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01100	・腸管感染症	12	5	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01200	・結核	4	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01201	呼吸器結核	3	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01202	その他の結核	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01300	・敗血症	38	15	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01400	・ウイルス肝炎	14	6	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01401	B型ウイルス肝炎	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01402	C型ウイルス肝炎	8	3	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01403	その他のウイルス肝炎	3	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01500	・ヒト免疫不全ウイルス[HIV]病	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01600	・その他の感染症及び寄生虫症	15	8	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02000	新生物	1,098	629	469	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
02100	・悪性新生物	1,068	613	455	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
02101	口唇, 口腔及び咽頭	18	12	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02102	食道	44	37	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02103	胃	130	83	47	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02104	結腸	108	49	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02105	直腸S状結腸移行部, 直腸	63	38	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02106	肝, 肝内胆管	79	52	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02107	胆のう, その他の胆道	42	23	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02108	膵臓	104	46	58	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02109	喉頭	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02110	気管, 気管支及び肺	223	166	57	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02111	皮膚	7	4	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02112	乳房	39	・	39	・	-	・	-	・	-	・	-	・	-	・	-
02113	子宮	13	・	13	・	-	・	-	・	-	・	-	・	-	・	-
02114	卵巣	13	・	13	・	-	・	-	・	-	・	-	・	-	・	-
02115	前立腺	19	19	・	-	・	-	・	-	・	-	・	-	・	-	・
02116	膀胱	17	10	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02117	中枢神経系	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02118	悪性リンパ腫	28	16	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02119	白血病	18	10	8	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
02120	その他のリンパ組織, 造血組織及び関連組織	20	7	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02121	その他(悪性新生物)	80	40	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02200	・その他の新生物	30	16	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02201	中枢神経系	6	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02202	中枢神経系を除く	24	14	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
03000	血液及び造血器の疾患, 免疫機構の障害	19	6	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
03100	・貧血	8	3	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
03200	・その他の血液及び造血器の疾患, 免疫機構の障害	11	3	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
04000	内分泌, 栄養及び代謝疾患	45	18	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
04100	・糖尿病	33	13	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
04200	・その他の内分泌, 栄養及び代謝疾患	12	5	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

30～34		35～39		40～44		45～49		50～54		55～59		60～64		65～69		70～74		75～79		80～84		85以上		死 因 分 類 コ ー ド
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
8	1	8	5	16	11	29	12	29	28	95	43	131	74	158	85	217	122	290	210	341	290	418	773	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	2	-	3	2	4	2	4	6	12	12	7	12	15	01000
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-	-	-	2	-	1	1	1	4	01100
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	-	-	1	-	01200
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-	01201
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	01202
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	01202
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	2	3	6	5	6	7	7	7	01300
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	1	2	1	1	1	2	1	-	1	2	01400
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	01401
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	-	1	2	-	-	-	-	1	01402
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	1	01403
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	01500
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	1	1	-	2	5	-	2	2	01600
-	1	1	1	4	7	3	4	9	18	36	27	67	34	78	42	100	54	115	70	123	76	92	135	02000
-	1	1	1	4	7	3	4	9	18	35	26	67	33	76	42	99	53	111	69	120	74	87	127	02100
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	2	-	2	-	2	-	3	2	2	-	-	3	02101
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	2	3	2	6	-	7	1	6	-	7	1	2	1	02102
-	-	-	1	-	1	-	1	1	3	3	2	7	3	10	5	15	8	21	3	12	5	14	15	02103
-	-	-	-	3	3	-	1	1	1	1	1	2	3	4	6	12	5	4	9	13	15	9	15	02104
-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	-	5	3	4	2	9	7	9	2	6	3	2	6	02105
-	-	-	-	-	1	-	-	1	1	4	2	10	1	6	1	5	4	14	4	7	7	5	6	02106
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	1	1	2	1	7	2	1	-	4	4	5	9	02107
-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	4	2	5	5	5	7	6	7	8	14	9	9	7	14	02108
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	02109
-	-	-	-	-	1	2	1	-	2	6	3	19	3	28	8	23	5	30	12	36	8	22	14	02110
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	1	-	-	2	2	02111
·	1	·	-	·	1	·	1	·	2	·	6	·	5	·	2	·	4	·	4	·	5	·	8	02112
·	-	·	-	·	-	·	-	·	2	·	-	·	2	·	4	·	1	·	3	·	1	·	-	02113
·	-	·	-	·	-	·	-	·	2	·	1	·	2	·	-	·	3	·	2	·	3	·	-	02114
-	·	-	·	-	·	-	·	-	·	-	·	1	·	2	·	3	·	4	·	6	·	3	·	02115
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	1	-	-	3	2	4	4	02116
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	02117
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	2	-	1	1	4	2	2	1	2	1	3	7	02118
-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	4	-	-	-	1	3	1	1	-	4	02119
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1	-	1	2	1	1	4	2	2	-	3	02120
-	-	-	-	1	-	1	-	2	2	2	2	7	2	-	4	1	2	7	5	10	7	9	16	02121
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1	1	2	-	1	1	4	1	3	2	5	8	02200
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	1	-	1	02201
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	1	4	1	3	1	5	7	02202
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	2	1	1	1	1	2	2	7	03000
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	2	2	03100
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	1	1	1	-	-	-	5	03200
-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	1	2	4	2	3	1	3	5	4	9	2	7	04000
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	3	2	3	1	2	4	3	7	2	3	04100
-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	1	1	1	2	-	4	04200

分類 コード	死 因	総 数			0～4歳		5～ 9		10～14		15～19		20～24		25～29	
		計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
05000	精神及び行動の障害	16	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
05100	・血管性及び詳細不明の認知症	10	4	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
05200	・その他の精神及び行動の障害	6	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
06000	神経系の疾患	44	18	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
06100	・髄膜炎	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
06200	・脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	8	5	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
06300	・パーキンソン病	14	4	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
06400	・アルツハイマー病	9	2	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
06500	・その他の神経系の疾患	12	7	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
07000	眼及び付属器の疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
08000	耳及び乳様突起の疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
09000	循環器系の疾患	992	468	524	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
09100	・高血圧性疾患	12	2	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
09101	高血圧性心疾患, 心腎疾患	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
09102	その他の高血圧性疾患	8	2	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
09200	・心疾患（高血圧性を除く）	521	240	281	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
09201	慢性リウマチ性心疾患	6	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
09202	急性心筋梗塞	63	38	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
09203	その他の虚血性心疾患	65	25	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
09204	慢性非リウマチ性心内膜疾患	29	11	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
09205	心筋症	10	8	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
09206	不整脈及び伝導障害	45	19	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
09207	心不全	294	131	163	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
09208	その他の心疾患	9	5	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
09300	・脳血管疾患	302	143	159	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
09301	くも膜下出血	33	8	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
09302	脳内出血	100	47	53	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
09303	脳梗塞	164	86	78	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
09304	その他の脳血管疾患	5	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
09400	・大動脈瘤及び解離	41	25	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
09500	・その他の循環器系の疾患	116	58	58	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10000	呼吸器系の疾患	532	293	239	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10100	・インフルエンザ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10200	・肺 炎	369	193	176	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10300	・急性気管支炎	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10400	・慢性閉塞性肺疾患	33	29	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10500	・喘 息	4	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10600	・その他の呼吸器系の疾患	125	68	57	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
11000	消化器系の疾患	127	63	64	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
11100	・胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
11200	・ヘルニア及び腸閉塞	28	12	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
11300	・肝疾患	37	18	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
11301	肝硬変(アルコール性を除く)	18	7	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
11302	その他の肝疾患	19	11	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
11400	・その他の消化器系の疾患	59	31	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

30～34		35～39		40～44		45～49		50～54		55～59		60～64		65～69		70～74		75～79		80～84		85以上		分類 コード
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-	1	-	1	1	4	6	05000		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	2	5	05100				
-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	2	1	05200				
-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	2	-	2	3	5	4	1	3	4	4	4	11	06000		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	06100		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	1	-	1	1	1	-	06200		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	2	2	2	1	4	06300		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	1	1	5	06400		
-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	2	-	1	-	1	2	1	-	1	-	1	2	06500		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	07000		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	08000		
4	-	2	1	5	-	10	5	7	2	26	9	30	21	29	14	46	32	81	67	85	101	143	272	09000
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	-	3	1	5	09100	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	09101	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	2	1	3	09102		
2	-	1	-	5	-	5	-	3	1	13	4	16	8	17	7	19	14	43	37	44	45	72	165	09200
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	1	-	-	2	09201	
1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	4	-	2	2	-	1	2	2	6	4	9	5	13	11	09202
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	2	1	2	2	5	8	4	5	10	24	09203
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	2	2	5	6	11	09204
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	2	-	1	-	1	-	2	-	09205	
-	-	-	-	-	1	-	-	2	2	2	1	1	1	1	1	3	3	2	2	4	5	4	12	09206
-	-	-	-	5	-	4	-	2	1	6	1	10	4	13	2	9	5	25	21	22	25	35	104	09207
-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	1	-	1	-	2	1	09208	
2	-	-	-	-	2	4	2	-	9	4	6	9	6	4	18	14	27	17	23	32	48	75	09300	
1	-	-	-	-	-	3	-	5	2	-	3	-	2	-	3	-	1	2	5	-	6	09301		
-	-	-	-	-	2	1	1	-	3	2	4	6	4	1	8	9	7	8	7	12	11	14	09302	
-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	2	-	2	1	10	2	20	7	14	14	36	54	09303		
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	1	1	09304	
-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	2	2	2	1	3	-	4	2	7	6	6	4	09400		
-	-	1	1	-	-	2	1	2	1	4	-	6	1	4	2	5	3	7	11	11	15	16	23	09500
-	-	-	-	-	1	-	-	2	1	8	-	7	5	15	6	35	11	55	23	74	48	96	144	10000
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10100	
-	-	-	-	-	1	-	-	2	1	2	-	6	3	11	3	20	5	33	17	55	33	64	113	10200
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10300	
-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	1	8	-	7	2	10	1	10400	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1	-	1	-	10500
-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	1	1	4	3	13	5	14	5	11	13	21	30	10600		
-	-	1	-	-	-	2	-	3	1	6	1	5	3	13	4	2	5	10	10	11	11	10	29	11000
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	11100	
-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	-	2	1	-	-	1	1	1	4	4	10	11200
-	-	-	-	-	1	-	1	1	3	-	-	1	10	3	1	3	1	4	1	2	-	5	11300	
-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	6	2	-	1	-	4	-	1	-	3	11301	
-	-	-	-	-	-	1	1	3	-	-	1	4	1	1	2	1	-	1	1	-	2	11302		
-	-	-	-	-	1	-	1	-	2	1	3	2	1	-	1	2	7	4	9	5	6	14	11400	

分類 コード	死 因	総 数			0～4歳		5～ 9		10～14		15～19		20～24		25～29	
		計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
12000	皮膚及び皮下組織の疾患	7	4	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13000	筋骨格系及び結合組織の疾患	10	6	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14000	腎尿路生殖器系の疾患	132	58	74	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14100	・糸球体疾患及び腎尿管間質性疾患	14	5	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14200	・腎不全	102	45	57	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14201	急性腎不全	20	9	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14202	慢性腎不全	57	31	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14203	詳細不明の腎不全	25	5	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14300	・その他の腎尿路生殖器系の疾患	16	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15000	妊娠、分娩及び産じょく	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16000	周産期に発生した病態	2	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16100	・妊娠期間及び胎児発育に関する障害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16200	・出産外傷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16300	・周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16400	・周産期に特異的な感染症	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16500	・胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16600	・その他の周産期に発生した病態	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17000	先天奇形、変形及び染色体異常	6	1	5	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17100	・神経系の先天奇形	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17200	・循環器系の先天奇形	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17201	心臓の先天奇形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17202	その他の循環器系の先天奇形	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17300	・消化器系の先天奇形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17400	・その他の先天奇形及び変形	3	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17500	・染色体異常,他に分類されないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18000	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で 他に分類されないもの	139	42	97	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
18100	・老 衰	106	21	85	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18200	・乳幼児突然死症候群	2	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18300	・その他	31	20	11	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
20000	傷病及び死亡の外因	171	113	58	3	1	-	-	1	-	2	-	6	2	6	-
20100	・不慮の事故	87	51	36	3	1	-	-	1	-	1	-	2	1	1	-
20101	交通事故	11	6	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
20102	転倒・転落	14	10	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
20103	不慮の溺死及び溺水	10	8	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-
20104	不慮の窒息	23	12	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20105	煙、火及び火災への曝露	8	5	3	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20106	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20107	その他の不慮の事故	19	9	10	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
20200	・自 殺	77	59	18	-	-	-	-	-	-	1	-	4	1	5	-
20300	・他 殺	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20400	・その他の外因	5	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22000	特殊目的用コード	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22100	・重症急性呼吸器症候群〔SARS〕	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	75~79	80~84	85以上	分類												
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	コード										
-	-	-	-	-	-	1	-	-	2	1	2	1	-	12000										
-	-	-	1	-	-	2	-	1	1	2	2	1	-	13000										
-	-	-	-	1	1	2	6	4	9	9	6	10	18	20	46	14000								
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	5	2	2	-	14100								
-	-	-	-	1	1	2	4	4	7	8	4	6	13	16	36	14200								
-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	1	-	2	1	3	10	14201								
-	-	-	-	1	1	2	3	4	5	7	2	4	7	8	13	14202								
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	5	5	13	-	14203								
-	-	-	-	-	-	-	2	2	1	1	-	2	8	-	-	14300								
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15000								
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16000								
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16100								
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16200								
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16300								
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16400								
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16500								
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16600								
-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	2	-	1	-	17000								
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17100								
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	17200								
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17201								
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	17202								
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17300								
-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	17400								
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17500								
-	-	-	1	1	2	4	1	1	1	1	1	4	3	2	2	2	4	24	82	18000				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	4	19	79	-	-	-	18100				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18200				
-	-	-	1	1	2	4	1	1	1	1	1	4	2	1	1	1	-	5	3	18300				
4	-	4	3	6	2	13	2	5	2	12	2	14	2	8	4	7	7	3	9	11	4	8	18	20000
-	-	-	1	2	3	-	7	1	4	1	4	2	4	4	3	5	9	4	6	17	-	-	-	20100
-	-	-	1	2	-	-	-	1	-	1	-	2	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	20101
-	-	-	-	-	2	-	1	-	1	-	-	1	-	-	-	1	1	1	3	3	-	-	-	20102
-	-	-	-	-	2	-	1	-	1	-	1	-	1	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	20103
-	-	-	-	-	2	1	-	-	1	1	1	1	-	1	2	5	-	2	7	-	-	-	-	20104
-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20105
-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20106
-	-	-	-	1	-	1	-	-	1	-	-	2	1	1	2	2	1	5	-	-	-	-	-	20107
4	-	4	2	5	2	10	2	2	2	5	1	10	1	4	2	3	3	-	2	1	-	1	-	20200
-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	20300
-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1	1	-	-	-	-	20400
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22000
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22100

4 乳児死亡・新生児死亡

(1) 乳児死亡数および新生児死亡数と率，年次別

年次	死亡数		死亡率（出生千対）					
			乳児死亡			新生児死亡		
	乳児	新生児	函館市	北海道	全国	函館市	北海道	全国
S. 25	289	96	45.3	55.6	60.1	15.1	…	27.4
30	139	65	34.4	38.5	39.8	16.1	18.0	22.3
35	106	55	27.7	30.2	30.7	14.4	13.6	17.0
40	82	52	20.3	19.5	18.5	12.9	11.3	11.7
45	65	42	16.3	13.1	13.1	10.5	8.2	8.7
50	61	46	11.7	11.2	10.0	8.8	7.6	6.8
55	29	19	7.0	8.4	7.5	4.6	5.6	4.9
60	24	14	6.7	6.2	5.5	3.9	3.8	3.4
H. 2	14	9	5.0	4.4	4.6	3.2	2.6	2.6
7	10	5	4.1	4.0	4.3	2.0	2.0	2.2
8	8	6	3.4	3.7	3.8	2.6	1.9	2.0
9	3	2	1.3	3.2	3.7	0.9	1.8	1.9
10	5	3	2.2	3.1	3.6	1.3	1.8	2.0
11	9	6	4.0	2.9	3.4	2.2	1.6	1.8
12	5	2	2.3	2.4	3.2	0.9	1.4	1.8
13	9	4	4.3	3.3	3.1	1.9	1.8	1.6
14	3	2	1.5	2.5	3.0	1.0	1.3	1.7
15	8	2	3.9	3.0	3.0	1.0	1.7	1.7
16	3	2	1.5	3.2	2.8	1.0	1.8	1.5
17	6	5	3.1	2.8	2.8	2.6	1.6	1.4
18	4	1	2.1	2.7	2.6	0.5	1.3	1.3
19	5	2	2.6	2.7	2.6	1.0	1.4	1.3
20	7	3	3.7	2.4	2.6	1.6	1.2	1.2
21	2	1	1.1	2.2	2.4	0.5	1.0	1.2
22	9	4	4.9	2.1	2.3	2.2	1.0	1.1

(2) 乳児死亡数，生存期間・死因別

(平成22年)

死 因	区 分	総 数	1週未満	1週以上 4週未満	4週以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 12月未満
分類番号	総 数	9	-	-	-	-	-
10300	急性気管支炎	1	-	-	-	-	1
16300	周産期に特異的な呼吸 障害及び心血管障害	1	1	-	-	-	-
16400	周産期に特異的な 感染症	1	1	-	-	-	-
17100	神経系の先天奇形	1	1	-	-	-	-
17400	その他の先天奇形 及び変形	1	1	-	-	-	-
18200	乳幼児突然死症候群	2	-	-	-	1	1
20100	不慮の事故	2	-	-	-	-	2

5 死産

(1) 死産数・率，年次別

年次	死産数			死産率 (出産千対)								
				総数			自然			人工		
	総数	自然	人工	函館市	北海道	全国	函館市	北海道	全国	函館市	北海道	全国
S. 25	553	219	334	79.8	72.2	84.9	31.6	33.1	41.7	48.2	39.2	43.2
30	560	158	402	121.8	94.6	95.8	34.4	35.7	44.5	87.5	58.9	51.3
35	537	193	344	123.1	112.2	100.4	44.3	45.2	52.3	78.9	67.1	48.1
40	496	197	299	109.4	103.6	81.4	43.5	43.6	47.6	66.0	60.0	33.8
45	367	158	209	84.2	97.4	65.3	36.2	43.1	40.6	47.9	54.4	24.7
50	421	198	223	74.8	75.0	50.8	35.2	38.2	33.8	39.6	36.8	17.1
55	384	173	211	84.9	71.2	46.8	38.3	34.4	28.8	46.7	36.8	18.0
60	287	89	198	73.4	69.9	46.0	22.6	24.7	22.1	50.8	45.1	23.9
H. 2	230	81	149	76.5	60.4	42.3	26.9	20.9	18.3	49.6	39.5	23.9
7	84	32	52	33.2	41.0	32.1	12.6	16.3	14.9	20.5	24.7	17.2
8	88	26	62	36.1	40.1	31.7	10.7	16.2	14.7	25.5	23.9	17.0
9	85	30	55	36.5	41.4	32.1	12.9	15.1	14.2	23.6	26.3	17.9
10	121	51	70	50.5	42.1	31.4	21.3	15.9	13.6	29.2	26.2	17.8
11	122	54	68	51.0	42.1	31.6	23.2	16.0	13.7	29.1	26.1	17.9
12	101	40	61	44.8	42.4	31.2	17.7	15.4	13.2	27.1	27.0	18.1
13	123	46	77	55.9	42.4	31.0	20.9	15.3	13.0	35.0	27.1	18.0
14	129	54	75	59.9	39.8	31.1	25.1	14.4	12.7	34.8	25.5	18.3
15	120	40	80	55.0	39.1	30.5	18.3	13.8	12.6	36.7	25.3	17.8
16	110	41	69	53.5	38.9	30.0	19.9	14.5	12.5	33.6	24.3	17.5
17	103	32	71	50.2	38.6	29.1	15.6	14.0	12.3	34.6	24.6	16.7
18	94	38	56	46.1	35.5	27.5	19.1	14.0	11.9	28.0	21.5	15.6
19	90	33	57	44.2	34.4	26.2	16.7	13.8	11.7	28.5	20.6	14.5
20	97	33	64	48.8	33.2	25.2	16.6	13.4	11.3	32.2	19.8	13.9
21	87	28	59	43.8	32.8	24.6	14.1	13.7	11.1	29.7	19.1	13.5
22	83	25	58	43.5	30.4	24.2	13.1	12.3	11.2	30.4	18.0	13.0

(2) 死産数，母の年齢階級別

(平成22年)

区分		総数	～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45歳～
全体	死産数	83	12	18	18	17	12	6	-
	比(%)	100.0	14.5	21.7	21.7	20.5	14.5	7.1	-
自然	死産数	25	1	3	7	5	8	1	-
	比(%)	100.0	4.0	12.0	28.0	20.0	32.0	4.0	-
人工	死産数	58	11	15	11	12	4	5	-
	比(%)	100.0	19.0	25.8	19.0	20.7	6.9	8.6	-

(3) 死産数，妊娠期間別

(平成22年)

区分		総数	12～15週	16～19週	20～23週	24～27週	28～31週	32～35週	36週～	不詳
全体	死産数	83	37	27	17	1	-	1	-	-
	比(%)	100.0	44.6	32.5	20.5	1.2	-	1.2	-	-
自然	死産数	25	4	12	7	1	-	1	-	-
	比(%)	100.0	16.0	48.0	28.0	4.0	-	4.0	-	-
人工	死産数	58	33	15	10	-	-	-	-	-
	比(%)	100.0	56.9	25.9	17.2	-	-	-	-	-

6 周産期死亡

(1) 周産期死亡数・率，年次別

年次	総数	後期死産	早期新生児 死亡数	出生数	周産期死亡率（出生千対）		
					函館市	北海道	全国
S. 25	206	165	41	6,377	32.3	37.8	46.6
30	133	100	33	4,036	32.9	35.9	43.9
35	138	107	31	3,821	36.1	36.9	41.4
40	105	67	38	4,035	26.0	28.2	30.1
45	76	45	31	3,992	19.0	20.4	21.7
50	83	45	38	5,210	15.9	15.6	16.0
55	49	33	16	4,137	11.4	11.9	11.7
60	24	12	12	3,573	6.7	8.5	8.0
H. 2	20	11	9	2,777	7.2	5.7	5.7
7	19	14	5	2,444	7.8	7.0	7.1
8	9	4	5	2,348	3.8	6.6	6.7
9	15	13	2	2,241	6.7	6.2	6.4
10	16	14	2	2,273	7.0	6.2	6.2
11	23	18	5	2,271	10.1	6.4	6.0
12	12	10	2	2,153	6.0	5.5	5.8
13	14	11	3	2,080	6.7	5.5	5.5
14	14	13	1	2,024	6.9	5.3	5.5
15	15	13	2	2,063	7.2	5.6	5.3
16	5	5	-	1,946	2.6	5.2	5.0
17	10	6	4	1,947	5.1	5.1	4.8
18	14	13	1	1,947	7.1	5.1	4.7
19	6	5	1	1,944	3.1	4.6	4.5
20	9	7	2	1,891	4.7	4.8	4.3
21	5	4	1	1,889	2.6	4.4	4.2
22	9	5	4	1,825	4.9	4.2	4.2

(注) 後期死産：平成6年以前は満28週以後の死産数，平成7年以降は満22週以後の死産数を表す。

7 婚姻・離婚

(1) 婚姻・離婚件数と率，年次別

年次	件数		率（人口千対）					
			婚姻			離婚		
	婚姻	離婚	函館市	北海道	全国	函館市	北海道	全国
S. 25	1,890	362	8.3	9.3	8.6	1.58	0.96	1.01
30	2,035	377	8.4	8.3	8.0	1.55	0.97	0.84
35	2,436	326	10.0	10.1	9.3	1.34	0.93	0.74
40	2,556	367	10.5	9.8	9.7	1.51	1.13	0.79
45	2,404	436	9.9	10.0	10.0	1.80	1.43	0.93
50	2,729	554	8.9	9.1	8.5	1.80	1.65	1.07
55	2,338	727	7.3	7.2	6.7	2.27	1.86	1.22
60	1,968	819	6.2	6.4	6.1	2.57	2.12	1.39
H. 2	1,836	624	6.0	6.0	5.9	2.03	1.73	1.28
7	1,866	653	6.2	6.3	6.4	2.17	1.98	1.60
8	1,863	746	6.3	6.3	6.4	2.51	2.06	1.66
9	1,756	767	6.0	6.0	6.2	2.60	2.23	1.78
10	1,725	767	5.9	6.0	6.3	2.64	2.38	1.94
11	1,655	778	5.7	5.8	6.1	2.67	2.41	2.00
12	1,700	844	5.9	6.1	6.4	2.92	2.51	2.10
13	1,674	848	5.8	6.1	6.4	2.95	2.76	2.27
14	1,581	954	5.5	5.8	6.0	3.33	2.77	2.30
15	1,565	872	5.5	5.7	5.9	3.07	2.72	2.25
16	1,482	858	5.2	5.5	5.7	3.04	2.59	2.15
17	1,535	790	5.2	5.3	5.7	2.66	2.42	2.08
18	1,500	729	5.1	5.4	5.8	2.48	2.36	2.04
19	1,427	717	4.9	5.2	5.7	2.47	2.33	2.02
20	1,402	656	4.9	5.3	5.8	2.28	2.30	1.99
21	1,427	642	5.0	5.2	5.6	2.26	2.24	2.01
22	1,320	636	4.7	5.2	5.5	2.25	2.29	1.99

第2章 母体保護統計

1 不妊手術

(1) 不妊手術数，年齢階級・年次別

年次	男 総数	女 総数	女							
			～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50歳～
S. 35	-	101	2	3	24	44	23	4	1	-
40	-	54	-	2	13	26	10	3	-	-
45	-	44	-	1	18	15	8	2	-	-
50	-	29	-	6	9	13	-	1	-	-
55	-	34	-	1	8	17	7	1	-	-
60	-	51	-	4	20	17	10	-	-	-
H. 2	-	73	-	1	18	28	19	7	-	-
7	-	71	-	1	22	26	16	6	-	-
8	-	29	-	1	8	17	3	-	-	-
9	-	47	-	3	15	19	9	1	-	-
10	-	38	-	1	5	16	11	5	-	-
11	-	42	-	1	11	12	15	2	1	-
12	-	39	-	3	10	15	10	1	-	-
13	-	31	-	2	5	15	7	2	-	-
14	-	21	-	1	6	6	6	2	-	-
15	-	29	-	1	9	12	7	-	-	-
16	-	32	-	2	8	10	7	5	-	-
17	-	27	-	-	5	12	9	1	-	-
18	-	11	-	-	2	5	3	1	-	-
19	-	20	-	-	3	11	3	3	-	-
20	-	14	-	2	2	5	3	1	1	-
21	-	16	-	1	2	3	10	-	-	-
22	-	10	-	-	1	1	6	2	-	-

(注) 平成21年から，年度に変更

(2) 不妊手術数，年齢階級・事由別

(平成22年度)

区分	総数		～19歳		20～24		25～29		30～34		35～39		40～44		45～49		50歳～	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総数	-	10	-	-	-	-	-	1	-	1	-	6	-	2	-	-	-	-
母体の生命危険	-	5	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	2	-	-	-	-
母体の健康低下	-	5	-	-	-	-	-	1	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-

2 人工妊娠中絶

(1) 人工妊娠中絶数, 年齢階級・年次別

年次	総数	～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50歳～	不詳
S. 35	3,653	76	659	1,107	886	658	247	20	-	-
40	2,782	72	689	694	679	447	181	20	-	-
45	2,383	80	664	646	479	358	148	8	-	-
50	2,877	109	722	759	656	429	190	11	1	-
55	2,893	201	647	649	728	478	172	18	-	-
60	3,752	369	657	706	914	815	272	16	3	-
H. 2	3,230	324	828	579	581	593	309	16	-	-
7	2,221	243	655	478	366	314	154	11	-	-
8	2,227	265	702	418	384	294	152	12	-	-
9	2,242	260	650	475	416	296	131	14	-	-
10	2,143	306	601	435	355	294	141	9	1	1
11	2,035	289	611	451	320	263	92	9	-	-
12	2,019	323	595	405	328	240	116	12	-	-
13	2,092	366	557	456	334	255	114	10	-	-
14	1,927	311	527	443	343	211	82	9	1	-
15	1,837	279	501	385	334	236	93	5	-	4
16	1,698	266	414	370	350	203	86	8	-	1
17	1,555	202	359	328	359	220	75	10	2	-
18	1,281	141	346	275	271	181	65	2	-	-
19	1,188	104	302	272	266	181	58	5	-	-
20	1,167	108	276	246	279	184	66	8	-	-
21	1,006	106	241	218	204	159	73	5	-	-
22	909	107	213	197	186	147	54	5	-	-

(注) 平成21年から, 年度に変更

(2) 人工妊娠中絶数, 年齢階級・妊娠週数別

(平成22年度)

区分	総数	～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50歳～	不詳
中絶数	総数	909	107	213	197	186	147	54	5	-
	4～7週	444	40	96	100	100	80	25	3	-
	8～11週	382	51	101	86	65	55	22	2	-
	12～15週	45	6	10	8	14	5	2	-	-
	16～19週	21	7	1	2	5	3	3	-	-
	20～22週	17	3	5	1	2	4	2	-	-
	週数不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-
比率 (%)	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
	4～7週	48.8	37.4	45.1	50.8	53.8	54.4	46.3	60.0	-
	8～11週	42.0	47.7	47.4	43.6	34.9	37.4	40.7	40.0	-
	12～15週	5.0	5.6	4.7	4.1	7.5	3.4	3.7	-	-
	16～19週	2.3	6.5	0.5	1.0	2.7	2.1	5.6	-	-
	20～22週	1.9	2.8	2.3	0.5	1.1	2.7	3.7	-	-
	週数不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 4～7週: 4週～7週未満の意

第3章 食中毒統計

食中毒発生件数・患者数（年次別）

年次	件数	患者 総数	発生 月日	摂食者数	患者数	原因食品	病因物質	原因施設
15年	6	146	5/13	2,826	101	不明	サルモネラ	旅館
			7/22	不明	3	ムライス（推定）	サルモネラ	飲食店
			8/11	77	35	ホルカの塩からに 使用した卵黄	サルモネラ	旅館
			9/11	不明	2	不明	サルモネラ	不明
			9/13	不明	3	不明	サルモネラ	不明
			9/15	不明	2	不明	サルモネラ	不明
16年	5	68	3/26	24	12	不明	サルモネラ	飲食店
			4/21	21	8	不明	ノロウイルス	旅館
			4/24	104	43	不明	サルモネラ	旅館
			8/11	3	3	不明	サルモネラ	飲食店
			8/11	不明	2	不明	腸炎ビブリオ	不明
17年	2	6	3/9	不明	3	不明	サルモネラ	不明
			5/3	不明	3	牛レバ刺し	カンピロバクター	飲食店
18年	1	6	2/17	不明	6	不明	ノロウイルス	飲食店
19年	1	4	7/29	不明	4	不明	カンピロバクター	飲食店
20年	—	—	—	—	—	—	—	—
21年	—	—	—	—	—	—	—	—
22年	—	—	—	—	—	—	—	—

第4章 医療関係統計

1 医療施設

(1) 医療施設数，年次別

年次	総数	病院	一般診療所			歯科診療所	助産所
			小計	有床	無床		
45	300	27	192	114	78	79	2
50	332	27	215	123	92	88	2
55	361	28	242	111	131	90	1
60	385	30	244	102	142	110	1
H. 2	414	37	242	100	142	134	1
7	434	37	257	86	171	139	1
12	435	33	253	75	178	146	3
13	434	33	254	70	184	145	2
14	434	32	258	63	195	142	2
15	425	32	249	57	192	142	2
16	438	34	253	52	201	149	2
17	437	34	253	52	201	148	2
18	421	33	238	46	192	148	2
19	421	33	243	44	199	143	2
20	417	31	242	42	200	143	1
21	410	31	239	38	201	139	1
22	405	31	234	36	198	139	1

(注) 平成14年より年度末現在数

(2) 許可病床数，年次別

年次	総数	病院					一般診療所	助産所	
		計	その他の病床	精神病床	結核病床	感染症病床			
45	6,097	4,588	2,854	783	916	35	1,509	...	
50	7,451	5,755	3,698	1,191	831	35	1,696	...	
55	7,737	6,000	4,278	1,219	468	35	1,737	...	
60	8,308	6,675	5,133	1,219	288	35	1,624	9	
H. 2	9,200	7,567	6,003	1,417	112	35	1,624	9	
7	8,752	7,316	5,618	1,551	112	35	1,427	9	
12	8,512	7,246	5,583	1,569	80	14	1,255	11	
13	8,431	7,242	5,583	1,569	80	10	1,180	9	
14	8,253	7,191	5,532	1,569	80	10	1,053	9	
15	8,135	7,185	5,526	1,569	80	10	941	9	
			一般病床	療養病床					
16	8,099	7,256	4,076	1,525	1,569	80	6	834	9
17	8,038	7,210	4,070	1,525	1,569	40	6	819	9
18	7,680	6,926	3,992	1,319	1,569	40	6	745	9
19	7,480	6,773	3,975	1,319	1,433	40	6	698	9
20	7,270	6,579	3,892	1,208	1,433	40	6	691	-
21	7,170	6,555	3,942	1,134	1,433	40	6	615	-
22	7,123	6,537	4,001	1,057	1,433	40	6	586	-

(注) 平成14年より年度末現在数

(3) 平均在院日数，病床利用率

(平成22年6月)

区分	平均在院日数			病床利用率(%)		
	函館市	北海道	全国	函館市	北海道	全国
総数	29.8	35.7	31.4	80.7	81.7	82.0
精神病床	291.2	283.4	276.8	92.6	89.4	89.6
感染症病床	-	-	-	-	-	-
結核病床	48.4	53.1	65.7	27.5	23.2	37.7
療養病床	153.6	220.9	170.6	90.3	89.9	91.2
一般病床	17.6	19.1	17.6	74.3	75.6	76.3

2 医療従事者数

(1) 年次別, 医療従事者数

年次	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	歯 科 衛 生 士	歯 科 技 工 士
S. 50	407	111	235	34	63	766	931	16	39
55	462	116	291	42	73	965	1,181	40	80
57	478	128	326	47	56	1,080	1,290	71	93
59	502	135	359	44	67	1,185	1,330	125	103
61	548	137	371	41	68	1,340	1,444	156	111
63	575	148	397	43	75	1,479	1,620	175	119
H. 2	610	159	421	48	70	1,563	1,695	210	122
4	644	176	448	46	63	1,844	1,763	235	124
6	691	172	497	50	60	1,880	1,886	238	130
8	729	173	551	71	75	1,992	1,860	227	130
10	728	165	536	71	63	2,147	1,847	245	111
12	756	169	552	78	61	2,286	1,801	271	138
14	750	176	555	70	60	2,544	1,769	286	128
16	784	190	596	79	66	2,787	1,853	330	129
18	797	195	644	98	64	2,913	1,835	318	128
20	796	196	645	101	73	3,093	1,753	338	108
22	812	188	660	106	70	3,375	1,675	352	115

(注) 医師・歯科医師・薬剤師は登録者の届出数, その他は就業者数
昭和57年以降は隔年調査
各年12月末現在 平成22年は速報値(未確定値)

3 人口10万人対でみた指標

(1) 医療施設数, 率

(平成22年末現在)

区 分	施設数	率		
		函館市	北海道	全 国
病 一 般 診 療 院 所 歯 科 診 療 所	31	10.9	10.7	6.9
	234	82.5	61.3	78.1
	139	49.5	55.1	53.4
病 床 ・ 精 神 病 床 (病院) ・ 結 核 病 床 ・ 感 染 症 病 床 ・ 療 養 病 床 ・ 一 般 病 床	1,433	502.8	384.8	273.0
	40	14.0	9.1	7.0
	6	2.1	1.6	1.4
	1,057	417.5	442.0	263.7
	4,001	1,363.5	978.2	710.8
病 床 (一般診療所)	586	229.1	151.5	111.2

(注) 率については, 平成21年10月1日現在の数字である。

(2) 医療関係者数, 率

(平成22年末現在)

区 分	関係者数	率		
		函館市	北海道	全 国
医 師 歯 科 医 師 薬 剤 師	812	287.3	224.9	224.5
	188	66.5	79.7	77.9
	660	233.6	188.8	209.7
保 健 師 助 産 師 看 護 師	106	37.5	45.5	31.5
	70	24.8	25.4	20.2
	3,375	1,194.3	775.8	635.2
准 看 護 師 歯 科 衛 生 士 歯 科 技 工 士	1,675	592.7	421.2	299.1
	352	124.6	78.7	68.0
	115	40.7	37.5	27.5

(注) 医師・歯科医師・薬剤師は登録者の届出数, その他は就業者数, 隔年調査
函館市は速報値(未確定値), 北海道・全国は平成20年末現在の数値

～ひとが輝き，まちが輝く，そして未来へ～

『函館－ひかりのおくりもの－』



- 温かなひかりをあなたに
- きらめくひかりを未来に
- 豊かなひかりをまちに

函館のまちから生まれた小さな“ひかり”が，大きな“ひかり”へと膨らみ，やさしさとうるおいに満ちて，まち全体を明るく包み，やがて未来を照らすイメージを表現しています。

また，躍動的な斜めのラインは，函館C Iの基本理念である3つの方向のそれぞれのひかりを示すとともに，可能性を秘め，国際性に満ちて世界へとつながる“ひかり”のイメージと，未来へと発進するエネルギーを表現しています。

函館市の保健衛生

(平成23年版)

平成23年9月発行

編集発行 市立函館保健所保健企画課

〒040-0001 函館市五稜郭町23番1号

TEL (0138) 32-1522

FAX (0138) 32-1505

URL <http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/hokensyo/>